

令和6年度 第6回大垣市子育て支援会議

と き：令和7年2月10日（月）13:30～

ところ：大垣市役所 4階 情報会議室

次 第

1 議 題

(1) 大垣市子育て支援条例の改正（案）について

① 子育て支援会議 委員発言要旨

資料No. 1-1

② パブリック・コメントの実施結果について

資料No. 1-2

③ 大垣市こども未来条例（案）

資料No. 1-3

(2) 大垣市こども未来計画（案）について

① 子育て支援会議 委員発言要旨

資料No. 2-1

② パブリック・コメントの実施結果について

資料No. 2-2

③ 大垣市こども未来計画（案）

資料No. 2-3

④ 大垣市こども未来計画 実施計画（事務局案）

資料No. 2-4

(3) 大垣市の子どもの居場所の考え方について

大垣市の子どもの居場所の考え方について（案）

資料No. 3

2 その他

第5回子育て支援会議 委員発言要旨（条例関係）

項目	委員発言内容	対応等
第1条	子どもの権利について、子どもの権利条例として制定している自治体もある。条例名称に「子どもの権利」を入れるか、目的に「子どもの権利を保障する」の一文を加えてはどうか。	条例改正の目的は、子どもの権利条例ではなく、子どもの権利保障の明確化であることから、第4条（子どもの権利）を新たに規定しています。 子どもの権利保障を手段として、子どもの健やかな育ちを支えることを目指すものであるため、案のとおりとさせていただきます。
第4条	子どもの権利の一つに、「自分の意見を表明する権利」があるが、意見を反映してもらい、または意見を聴いてもらう権利を加えてはどうか。	第3条（基本理念）第1号において、「子どもの成長及び発達の過程に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮する」とし、第11条（子どもの意見表明及び社会参加）において、「子どもの意見表明の場を設け、子どもに係る施策及びまちづくりに生かすよう努めるもの」と規定しておりますので、案のとおりとさせていただきます。
第6条	第6条（市の役割）第5項にある「児童の権利に関する条約」に定める権利等、子どもの権利に関して、第1項に規定することはできないか。	第5条（共通の役割）において、既に「子どもの権利を保障する」ことを明記しているため、案のとおりとさせていただきます。
第9条ほか	第9条（園・学校等関係者の役割）のように、子どもの権利条約に関するキーワードを全体的に入れられないか。	第5条（共通の役割）において、既に「子どもの権利を保障する」ことを明記しているため、案のとおりとさせていただきます。

項目	委員発言内容	対応等
第11条	主語が「市等」となっているが、「市」にしてはどうか。	第11条は、子どもの意見表明や社会参加に関する内容であり、市だけでなく、保護者や地域住民等、園・学校等関係者、事業者も含めた幅広い主体の関与が重要なため、案のとおりとさせていただきます。
第3章	子どもまんなかの基本的取組は、地域全体で取り組むことを想定された内容だと感じたが、合っているか。	お見込のとおりです。
—	子どもの権利が大切にされようとしている。子どもの権利を大切にすると、大人に負担がかかる。親に対しての支援があるとよい。	第16条（共育での環境づくり）において、保護者が安心して子育てができるように、必要な支援を行うと共に、地域ぐるみで、子育てしやすい共育での環境づくりについての内容を規定しております。

パブリック・コメントの実施結果について（案）

1 パブリック・コメントの実施概要

- (1) 実施した政策等 大垣市こども未来条例（案）
- (2) 実施期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）
- (3) 実施方法 「大垣市パブリック・コメント手続要綱」によるもの
- (4) 意見提出者数 51人（提案・意見：18人、賛同：33人）
- (5) 意見提出件数 81件（提案・意見：48件、賛同：33件）

2 大垣市こども未来条例（案）に係る意見の概要等について

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
1	子どもは、地域社会の一員であり、子どもも大人も等しく尊い存在である。条例前文の「宝」という言葉には違和感を感じる。	前文の「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来を創る大切な宝です」を、「全ての子どもは、未来を創るかけがえのない存在です」に修正させていただきます。
2	前文にある、「未来を創る大切な宝」という表現は、大人の言いなりの大人像・市民像を子どもに押し付ける表現になるのではないかと危惧する。	
3	第1条で、子どもは権利の主体であることを明記し、それを支えることが本条例の目的とされるべき。	第1条の「全ての子どもが夢や希望を持ち」を、「全ての子どもが権利の主体として、夢や希望を持ち」に修正させていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
4	<p>条例名、第5条にある「こども」と第2条（定義）にある「子ども」について、「こども」はこども基本法によるものであると思われるが、「子ども」の定義とは異なるものである。</p> <p>同条例案においては、対象が曖昧な「こども」ではなく、「18歳未満」との基準を示している「子ども」の利用が適切であると思われる。例えば、年齢の設定が必要な今後の事業展開を考えて、「子ども」とすべき。</p>	<p>「こども」と「子ども」に、明確な使い分けの定義は無く、それぞれの法令等の中で定義されるものと考えております。</p> <p>本条例では、「こども未来条例」や「認定こども園」、こども家庭庁が使用する「こどもまんなか」について、固有名詞として「こども」を使用しております。</p> <p>また、「子ども」の定義としては、18歳や20歳といった年齢で、必要な支援が終わることがないように、心やからだの成長の過程にある人も含めるものとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
5	<p>第4条（子どもの権利）について、市民、子どもにわかり易い表現・分類が必要。ユニセフ協会は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに分類している。他の自治体の例（名古屋市、豊田市など）を参考にされたい。</p>	<p>以前、ユニセフ協会では、子どもの権利条約に定められている権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに分ける説明がされておりましたが、権利が4つしかないような誤解を招きかねないこと等の理由から、現在、この分類は使用されておられませんので、本条例においても、こうした分類を行わず、原案のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>第4条第2号の考えてもらう権利の「もらう」は表現をわかり易くしたほうがよい。</p> <p>例えば、「子どもにとって最も良いことを一緒に考える権利」とする。</p>	<p>第4条第2号の「最も良いことを考えてもらう権利」を、「最も良いことが優先して考えられる権利」に修正させていただきます。</p>
7	<p>第4条第2号について、「最も良いことを考えてもらう権利」→「子どもにとって最も良いことを一緒に考える権利」とする。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
8	第4条第6号は、虐待児童の状況等を考慮し、「愛情や理解をもって育てられる人と生活する権利」とした方がよい。	子どもの権利条約の第9条を踏まえ、わかり易く表現した規定としておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
9	第4条第6号について、「親と引き離されない権利」は、施設で生活する子どもを考慮し、「愛情・理解をもって育てられる権利やいじめ・虐待・差別を受けない権利」とする。	
10	第4条第7～9号について、「自分の考えを持ち、及び表現・行動することができる権利」とする。	子どもの権利条約の第13条から15条を踏まえ、わかり易く表現した規定としておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
11	第4条9号は、「自分の考えを持ち、及び表現・行動することができる権利」の方が、子どもにもわかり易い。	第4条第9号の「団体を作ったり集会を行う権利」を、よりわかり易くなるよう、「ほかの人と団体を作り、又は集会を行う権利」に修正させていただきます。
12	第4条12号について、「あらゆる暴力及び虐待から守られ、保護される権利」→「虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力・犯罪から守られる権利」とする。	子どもの権利条約第19条から21条を踏まえ、わかり易く表現した規定としておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
13	第4条第12号の内容を「あらゆる立場や縁戚関係の人からの精神的身体的、性的暴力及び虐待から守られる権利」として、6号の前に明記していただきたい。	第4条第12号の「あらゆる暴力及び虐待」には、ご意見の「あらゆる立場や縁戚関係の人からの精神的身体的、性的暴力及び虐待」も含まれますので、原案のとおりとさせていただきます。 また、権利の掲載順は、子どもの権利条約を踏まえておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
14	第4条第17号について、「権利救済・回復を求める権利」とした方が、家庭、学校、地域などでの権利侵害も対象にできる。	子どもの権利条約の第39条等を踏まえ、わかり易く表現した規定としておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
15	子どもの虐待やいじめ防止のため、オンブズマン機関や相談機関の位置付けも必要だと思います。	権利擁護機関や相談機関については、本市の人権擁護推進室で行う「人権よろず相談」や法務局が設置する「こどもの人権 110 番」等があり、条例に位置づけず、必要に応じてこうした機関と連携し、対応してまいります。
16	条例と共に子どもの権利擁護機関を置き、権利侵害に関わる子どもや大人の相談機関や調査調整、普及・啓発も必要となる。	
17	第5条にある「こどもまんなか」の条例上の定義が不明である。	「こどもまんなか」とは、こどもを中心に据えた政策立案や実施に向けた考え方を意味するもので、一律に定義するものではないと考えております。 なお、本条例では、第3章に「こどもまんなかの基本的取組」を規定しており、定義は不要と考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
18	子どもの権利の周知・啓発に関する市の責任が明記されるべき。	第6条第5項に「市は、児童の権利に関する条約に定める権利について、広報及び啓発を行うものとする」と規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
19	第 6 条第 5 項を「大垣市では学校教育を通じて、法学者による講義を受け子どもの権利を学べるものとする」という形に変更を願いたい。	第 5 条に「市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者は、お互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障する」と規定しているほか、第 6 条第 5 項に
20	学校でも、子どもの権利について学べる時間を設け、普及啓発を願う。	「市は、児童の権利に関する条約に定める権利について、広報及び啓発を行うものとする」と規定し、市民全体への
21	条例や子どもの権利条約の広報・啓発を市民や子どもの居場所で行うこと。学校教育で教員が子どもの権利を熟知実践し、授業で教えること。	広報・啓発を規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 また、現在、各学校では、児童生徒の
22	子ども条例をつくるという考えはとてもステキな事だと思います。もっとこの取り組みを市民や外部にも認知していけばいいなと思いました。全ての大垣市の子どもに意見などをきく場を設けたり、学校でも授業でとりいれたり、外部から講師を呼んで子どもも交えて話し合うなど、子どもたちと作りあげていきたいです。	発達段階に応じて「人権」に関する学習を計画的に実施しております。その中で、「子どもの権利条約」は中学 3 年生の社会で学習しています。また、「ひびきあい活動」を通じた実践的な人権教育を推進しております。 なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
23	子どもの権利条約について、ワークショップ等を開催し、権利条約を広く知って欲しい。	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
24	<p>条例等詳しくはないので、子育てしながら違和感に思うことなどを述べる。</p> <p>一人一人が尊重される条文を入れてほしい。挙手などでしか評価しない、学校のシステムに違和感を感じている。子どもによって、参加方法はそれぞれであり、先生からは「挙手ができるといいね」と言われるが、先生主体の評価であり、子ども主体ではない。</p>	<p>前文に、「子ども一人一人が夢と希望を持ち」と規定し、また、第9条に、「園・学校等関係者は、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努める」と規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、具体的な施策等につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
25	<p>学校がまず子どもの権利を大切にできる場となるよう、研修の機会を設けて、子どもたちが意見表明しやすいようになる事も必要。</p>	
26	<p>子どもの話を聞く時間、話し合う時間があってもよい。保育士配置基準を自治体独自に改善、小学校の少人数学級化、安心して通い学べる居場所づくり、困ったときに駆け込める相談窓口システム、安心して遊びに行ける児童館や公園の整備、文化に触れる権利など施策を条例でカバーできる内容になるとよい。</p>	<p>保育士配置基準や少人数学級等については、第6条に「子どもに係わる施策を総合的かつ計画的に推進する」と規定し、また、居場所については、第13条に「多様な居場所づくりに努める」と規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、具体的な施策等につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
27	<p>こども未来条例（子どもの権利）が制定されても、その後を追い続けていくことができなければと思う。この条例を見続ける組織を作ってほしい。</p>	<p>第18条に規定する「子ども・子育て会議」を通じて、子ども関連施策の推進や評価も進めてまいります。</p>
28	<p>「子どもの権利」「こどもまんなかの基本的取組」の新設はとても評価できます。</p> <p>「推進体制（組織及び任期）」の削除はとても評価できます。</p>	<p>賛成のご意見、ありがとうございます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
29 ～ 61	条例（案）に賛同する。	—

3 その他

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
62	子どもや保護者が困ったとき、傷ついたときに駆け込める 24 時間対応可能な相談窓口（電話やラインなど）を設けること。	24 時間の電話相談、LINE の相談については次の相談窓口がございます。 ・児童相談所虐待対応ダイヤル TEL:189（24 時間対応）
63	気軽に悩み相談ができる匿名掲示板をオンライン上に作ってほしい。同じ悩みを持つ者同士がつながるきっかけになる。	・親子のための相談 LINE（平日 10 時～20 時） (https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/) ・オンラインの相談については、既存の相談窓口 チャイルドラインぎふ (https://childline.or.jp/) など もご活用いただけます。
64	子どもの権利条約を子どもや保護者に認識してもらうため、母子手帳や生徒手帳に記載して欲しい。	条例施行後は、子ども向けの条例パンフレット等を作成するほか、子どもの権利に関する講座や学習会などを検討し、周知・啓発に努めてまいります。
65	大垣市こども未来条例の子どもの権利を読みました。難しくてわかりませんでした。なごや子どもの権利条例を見ました。私でも分かりました。大垣市も小さな子どもでもわかるようにしてほしいです。作ってもみんなが知らないといけないと思います。なぜかと言うと、私は心が疲れたり、学校に行きたくないときは休みます。それはお母さんが子どもにも休む権利があるんだよと教えてくれたからです。	また、ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
66	<p>こども未来条例案を読み、学校内でも子どもの権利が保障されることを望んでいます。話すのが苦手で、授業中の「全員挙手！」と言われたりすることが嫌だなと思っています。話さなくてもクラスにいることが楽しいし、授業も楽しいです。僕のようにみんなの前で話せない友達は学校に来ません。だからいろんな参加の仕方があってもいいと思っています。みんながそれを大切にできるルールができるといいなと思います。</p>	
67	<p>学校の休憩時間にトイレに行けないから、最低でも7分にして欲しい。 中学生になって勉強が置いてけぼりになる可能性が高くて将来困るからしっかり教えて欲しい。</p>	<p>ご意見を関係部署と共有し、子どもたちが安心して学校に通えるよう、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
68	<p>要支援の子どもが増加する中、子どもの声を聴くことは困難を極めるため、保育士の配置基準や小学校の学級人数の少人数化を独自に改善すること。</p>	
69	<p>子ども同士でいろんなことを考える場が欲しい。今回のパブリックコメントも学校で話し合ってみるなど、いろんな形で話し合いがあってもよかったです。知らない人が多すぎる。周知されていないように感じた。</p>	<p>今回の条例改正にあたり、子どもの権利に関して、子どもの意見交換会での議論や子どもや保護者へのアンケートを実施しております。 条例施行後は、子ども向けの条例パンフレット等を作成するほか、子どもの権利に関する講座や学習会などを検討し、周知・啓発に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
70	<p>給食費、教材費、修学旅行費の無償化。また、家庭で学習が難しい子どもに、学校等で17時までの居残り学習を可能にする、または宿題を完全になくす。長期休みの時も、学校で宿題をやったりさせて親の負担を減らして欲しい。</p> <p>いじめ加害児童には別室で授業を受けさせ、被害児童がメンタル面で落ち着くまで同室にしない。加害児童を出席停止させる。被害児童が不登校になったりして、不利益を被るのをなくす。</p>	<p>給食費の無償化については、教育の機会均等の観点からも、国レベルでの対応が適切であると考えており、国の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、修学旅行費などについては、経済的な理由により、就学が困難な家庭に対して費用を援助する就学援助を継続してまいります。</p> <p>また、ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
71	<p>学生が参加できるボランティア活動を増やす。社会に関わるきっかけになると思う。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
72	<p>保育園・幼稚園・学校での舞台芸術鑑賞、又は演劇ワークショップを年に一度開催してほしい。多様性やコミュニケーション能力を高めるのに舞台芸術は有効な手段であると思う。</p>	<p>子どもの頃から文化・芸術に親しむ経験は、豊かな感性と表現力を育むと認識しておりますので、関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
73	<p>子どもの心や表現力、コミュニケーション能力を育むため、文化芸術活動への参加の保証を位置付けてください。体験格差に繋がらないように園、学校での芸術鑑賞教室などできたらと思います。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
74	<p>学校が安心できる居場所であると共に学校に通えていない子どもたちの居場所も急務である。子どもたちが自分の足と意思で通える居場所は各校区に必要。</p>	<p>現在、こどもの居場所づくり懇談会等での議論を踏まえ、こどもの居場所づくりを行う団体を支援すると共に、児童館に限らず、既存施設を活用するなど、多様な居場所づくりに努めております。</p>
75	<p>子どもが自由に行ける遊び場や居場所として、児童館の設置をお願いします。各地域の児童館を拠点として、児童厚生員を中心に、子どもたちの意見を出し合える子ども会議や子どもに係る地域のネットワークづくりや支援にいかせると、さまざまな子どもたちの参加の保障や体験、異年齢の集団づくり、遊びの広がりにもつながるものと思います。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。</p>
76	<p>子どもが自分の足で行けるように各校下に児童館を作ってください。</p>	
77	<p>誰もがいつでも安心して遊びに行ける児童館的な施設や公園の整備をすること。</p>	
78	<p>静かで落ち着いた居場所も欲しい。騒がしいところが苦手な人や、学校や家以外で静かな場所を求める人もいると思う。</p>	
79	<p>子どもを見守る児童館職員を、まず南部子育て支援センターに設置され、順次、増やして行って欲しいと願います。</p>	
80	<p>学校でネットリテラシーの授業をもっと取り入れる。ネット上でのトラブルが多いため、ネットの正しい使い方を教えた方がいい。</p>	<p>インターネット等の正しい使用方法については、引き続き、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を実施してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
81	<p>事情があり親と住めない子、親から離れた子もいる。子どもを支える大人も支えていただけるような取り組みを願う。</p>	<p>共育での環境づくりを推進し、地域ぐるみで、子育てしやすい共育での環境づくりに努めてまいります。</p>

○大垣市こども未来条例（案）

大垣市子育て支援条例(平成22年条例第1号)の全部を改正する。

令和 年 月 日

条例第 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割(第5条—第10条)

第3章 こどもまんなかの基本的取組(第11条—第16条)

第4章 推進体制等(第17条—第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

全ての子どもは、未来を創るかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長は、私たち市民全ての願いです。

私たちが目指す大垣市の姿は、全ての家庭が安心して子育てができ、社会全体で子どもの育ちと子育てを支える共育てのまちであるとともに、子どもの権利が保障され、子ども一人一人が夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会です。

これらを実現するためには、市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者などが、それぞれの役割を認識し、連携・協働していく必要があります。

ここに、私たちは、こどもまんなかのまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安心して子育てができる共育てのまちを実現するとともに、全ての子どもが権利の主体として、夢や希望を持ち、健やかに成長するまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にあり、これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

- (3) 地域住民等 市民(市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいい、子どもを除く。)及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
- (4) 園・学校等関係者 保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童養護施設その他子どもの学び及び育ちを支えることを目的とする施設の職員及び関係者をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 子どもに係る取組は、安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに成長していくために、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) 子育てに楽しみを感じることができるよう、全ての者が連携し、及び協働して、子育てを支援すること。
- (3) 子どもが地域の一員として、地域活動等に参加できる環境をつくること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、権利の主体として認められ、年齢及び成長に応じ、次に掲げる権利が保障される。

- (1) あらゆる差別を受けない権利
- (2) 最も良いことが優先して考えられる権利
- (3) 幸せに育ち、生きる権利
- (4) 自分の意見を表明する権利
- (5) かけがえのない存在として大切にされる権利
- (6) 親と引き離されない権利
- (7) 表現の自由が守られる権利
- (8) 思想及び宗教の自由が守られる権利
- (9) ほかの人と団体を作り、又は集会を行う権利
- (10) プライバシー及び誇りが守られる権利
- (11) 成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利
- (12) あらゆる暴力及び虐待から守られ、保護される権利
- (13) 教育及び訓練を受ける権利
- (14) 必要な医療及び保健サービスを受ける権利
- (15) 休み、遊び及び興味のある活動に参加する権利
- (16) 無理やり働かされ、又は有害な仕事をしないように守られる権利
- (17) 虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受け
る権利

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者（以下「市等」という。）は、互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障するとともに、こどもまんなかのまちづくりに努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

- 2 市は、子どもに係る施策の立案及び推進に当たっては、市民及び子どもの意向を把握するとともに、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者との連携及び協働により、取り組むよう努めるものとする。
- 3 市は、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるようにするため、必要に応じ支援するとともに、関係機関の連携を図るための調整に努めるものとする。
- 4 市は、子どもからの相談及び子どもに関する相談に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、児童の権利に関する条約に定める権利及び子どもに係る施策の内容について、子どもを含め誰もが広く理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達について、大切な役割と責任があることを認識し、必要に応じ、周囲からの協力を得つつ、子どもが心身ともに安らかに過ごし、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの人格を認め、自分を大切にす気持を育み、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう子どもの養育に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民等は、次代を担う子どもの育ち並びに子育てに対する支援の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに、子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民等は、地域において、子どもが多様な世代と交流する機会の創出に努めるものとする。
- 3 地域住民等は、地域における交流、見守り活動等を通じ、子どもが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

(園・学校等関係者の役割)

第9条 園・学校等関係者は、子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えるとともに、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めるものとする。

2 園・学校等関係者は、集団生活を通じ、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 園・学校等関係者は、子どもが安心して過ごすことができる環境を提供するとともに、子どもの課題等に早期に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、雇用する労働者が安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、労働者の仕事と生活の調和に必要な環境づくりを行うよう努めるものとする。

第3章 こどもまんなかの基本的取組

(子どもの意見表明及び社会参加)

第11条 市等は、子どもの意見表明の場を設け、子どもに係る施策及びまちづくりに生かすよう努めるものとする。

2 市等は、子どもに係る施策及びまちづくりに対して意見や提案ができるよう、子どもの視点に立った情報の提供や学ぶ機会の創出に努めるものとする。

3 市等は、子どもが地域及び社会における活動に参画する機会の創出に努めるものとする。

(子どもの育ちの支援)

第12条 市等は、子どもが社会との関わりの中で、他者と共生し、お互いを尊重し、自立していくために必要な機会づくり及び支援に努めるものとする。

2 市等は、子どもが多様な経験及び体験をする機会を設け、子どもの生きる力を育むよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第13条 市等は、子どもにとって、家庭をはじめ、園、学校等が居場所になっていることを踏まえ、家庭への支援、園、学校等の環境整備に努めるものとする。

2 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、子どもが、家庭、園、学校等とは異なる人間関係及び環境の中で、穏やかに過ごし、及び安心して遊び、体験等の活動を行うなど、主体的に過ごすことができる多様な居場所づくりに努めるものとする。

(子どもの状況に応じた支援)

第14条 市等は、子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができるよう、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の精神的及び身体的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市等は、個別の支援が必要と認める子どもに対し、その状況に応じ、関係機関と連携し、適切な支援に努めるものとする。

(安全、安心な環境の整備)

第 15 条 市等は、子どもを犯罪、事故、災害による被害その他有害又は危険な環境から守るとともに、子どもが安全で安心して育ち、暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(共育ての環境づくり)

第 16 条 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行うとともに、地域ぐるみで、子育てしやすい共育ての環境づくりに努めるものとする。

第 4 章 推進体制等

(計画の策定)

第 17 条 市は、子どもに係る施策を推進するため、総合的な計画を策定するとともに、施策の評価を行うものとする。

(子ども・子育て会議)

第 18 条 市の子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに施策の実施状況について調査審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和 7 年条例第 号)に定めるところにより、大垣市子ども・子育て会議を設置する。

(水都っ子月間)

第 19 条 それぞれの役割及び協働の必要性の認識を深め、子ども及び子育て世帯をまち全体で支える共育ての気運を醸成するため、5 月及び 11 月を水都っ子月間とする。

2 市は、前項に規定する期間のほか、特に必要があると認めるときは、こどもまんなかの取組を推進する期間を別に設けることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

子育て支援会議 委員発言要旨（計画関係）

会議	計画項目	委員発言内容	修正内容等
R6年度 第5回	P12他 表のレイアウト	・それぞれのページで、入っている情報と入っていない情報（各年〇月〇日現在）があるので、表記を揃えた方がよいのではないかな。	P. 12に合計特殊出生率の注釈を明記します。 P. 41の2)に「各年4月1日現在」と記載し、P. 43はその表記を統合します。
R6年度 第5回	P18他 「子育て日本一」の表記	・子育て日本一を目指しているというのは間違いないと思うが、言葉が重い。	基本目標Ⅱの「子育て日本一を実感できる」を「安心して子育てができる」に修正します。
R6年度 第5回	P23 基本目標Ⅰ 基本施策3	・こどもの居場所づくりに関する指針において、学校がこどもの第1の居場所になるとされているので、まず「学校」がこどもの居場所となることを明記した方がよいのではないかな。その上で、第2の多様な居場所として、とまり木教室などがある。	現状と課題の3つ目に、学校での支援体制（環境）について明記します。
R6年度 第5回	P36 基本目標Ⅲ 基本施策1	・子どもが地域づくりに参画できる場の拡充ということを明記してもらいたい。	現状と課題の2つ目に、「自由に意見を表明することや、地域づくりに参画することができる機会を確保し、～」と明記します。
R6年度 第5回	P36 子どもの意見表明	・子どもの代表者が意見表明するだけでなく、「意見を聞かれる権利」ということを明記してもらいたい。	自ら意見を言えない子どもの意見を聴取する取組は、子どもの意見反映の個別施策として検討します。

パブリック・コメントの実施結果について（案）

1 パブリック・コメントの実施概要

- (1) 実施した政策等 大垣市こども未来計画（素案）
- (2) 実施期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）
- (3) 実施方法 「大垣市パブリック・コメント手続要綱」によるもの
- (4) 意見提出者数 31人（提案・意見：15人、賛同：16人）
- (5) 意見提出件数 40件（提案・意見：24件、賛同：16件）

2 大垣市こども未来計画（素案）に係る意見の概要等について

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
1	子どもの居場所について、徒歩圏内の校区内であることが望ましい。 公民館や地区センターの一部を時間限定の無料フリースペースとして、子どもの居場所としてはどうか。	P29基本施策2「子どもの居場所づくりの推進」において、各校区に居場所ができるよう、引き続き団体へ支援してまいります。 また、地区センター等のフリースペース確保につきましても、引き続き積極的に取り組んでまいります。
2	民間学童保育「どろんこ子どもクラブ」が狭く、入れる人が少ないため、広い場所にしてほしい。	留守家庭児童教室につきましては、P29基本施策2「子どもの居場所づくりの推進」において、引き続き民間事業者への支援や指導員の確保に努め、ニーズを踏まえた充実を図ってまいります。
3	留守家庭児童教室について、共働き家庭が増えており親子共に安心して生活・仕事ができるよう、対象を6年生までに広げてほしい。	
4	留守家庭児童教室について、長期休暇中の保護者の負担軽減等のため、仕出し弁当等の注文も選択できるようにしてほしい。	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
5	<p>子ども医療費助成の対象年齢18歳を、若者世代の20～22歳に延長し無料にするか、一部を助成することを検討してはどうか。</p>	<p>P31基本施策4「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」において、子ども医療費の助成を継続することとしております。</p> <p>なお、対象年齢の引き上げにつきましては、多額の財政負担を伴うため、助成制度の在り方を研究してまいります。</p>
6	<p>義務教育は本来無償のはずで、自治体によっては給食費や教材費、修学旅行費が無償化となっている。</p> <p>物価高騰の中でも安心して子育てができるよう、給食費の無償化及び修学旅行費の無償化等の子育て支援を手厚くしてほしい。</p>	<p>P31基本施策4「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」において、経済的な理由により、就学が困難な家庭に対し費用を援助する就学援助制度を継続し、対応してまいります。</p> <p>給食費の無償化につきましては、給食も教育の一環として位置づけられており、教育の機会均等の観点からも、国レベルでの対応が適切であると考えておりますので、国の動向を注視してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
7	<p>南部子育て支援センターが児童館機能を有しても、小中学生の利用はないのではと危惧する。また、キッズピアおおがきには、駐車場がなく利用しにくい。</p> <p>そのため、キッズピアおおがき子育て支援センターを児童館に位置づけ、高校生も含めた子どもの居場所とし、南部子育て支援センターをキッズピア交流サロンとすれば問題が解決するのではないか。</p> <p>また、すべての地域に児童館を開設してほしい。</p>	<p>キッズピアおおがき子育て支援センター及び南部子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として、未就学児の親子が気軽に集い、交流できる場所として、有効に活用されておりますので、P32基本施策5「子育て支援、家庭教育支援」において、その機能を維持しながら、子育て支援の充実に努めてまいります。</p> <p>また、P29基本施策2「子どもの居場所づくりの推進」において、各地域に児童館に限らず、多様な居場所ができるよう努めてまいります。</p>
8	<p>児童館を各学校区1つずつ、難しければ子どもだけで行きやすい場所（スイトピアセンター、駅前ヤナゲン後の再開発の中等）に作るべき。</p> <p>親同士の交流の場を作ってほしい。</p>	
9	<p>家族団らんの機会を増やすことで一人一人の共育での意識が変わると思うため、それぞれの世帯に合った「家庭の日」を設けることを推奨してはどうか。</p>	<p>P34基本施策6「共育での推進」において、家族とのコミュニケーションや社会全体の理解促進が必要と考えておりますので、共育での推進に努めてまいります。</p> <p>また、それぞれの世帯に合った「家庭の日」の推奨につきましては、事業実施の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>P36基本目標Ⅲ基本施策1の【主な取組】No.1実施内容の1行目、「子どもの権利に関する正しい理解の促進」の表現を、「子どもの権利に関する正しい理解の促進のために専門家による憲法教育の場をもうける事」に変更してほしい。</p>	<p>P36の基本施策1「子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり」の「子どもの権利に関する正しい理解の促進」につきましては、多様な方法が考えられますので、計画は本素案のとおりとさせていただきますが、ご意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
11	<p>その子とその子らしく、元気に目覚める一日が楽しみだと思えるような仕組みに変えるという視点で「人権」や「子どもの権利条約」というものをもっと学校で教えて、皆で考える時間があると良い。</p>	<p>小中学校で「ひびきあい活動」等を通じた人権教育を推進しており、今後も、P36基本施策1「子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり」において、子どもの権利に関する正しい理解の促進に努めてまいります。</p>
12	<p>「こどもまんなか社会」を実現するため、子育て世帯の声を真摯に受け止め市政に反映し、子どもの声を直接届けられる仕組みも作ってほしい。</p>	<p>P36基本施策1「子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり」において、子どもの意見を聴くための意見交換会や子育て世帯も対象としたアンケート等を継続して実施するとともに、子どもモニター等の新たな取組について検討してまいります。</p>
13	<p>こども自身の主体性を引き出すため、「ぎふっこカード」を子ども自身が提示したときに市内限定のサービスがあるといいのではないかな。</p>	<p>P36基本施策1「子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり」において、意見表明の機会や、まちづくりに参画する機会を確保するなど、子どもの主体性を引き出す施策を検討してまいります。</p> <p>なお、「ぎふっこカード」につきましては、子どもの利用も可能とされておりますので、市独自のサービスにつきましては、事業実施の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>「Out of KidZania in おおがき」のような地元企業体験型のイベントを中高生向けに実施することで、市内事業所の就職率アップや人材確保につながるのではないかな。</p>	<p>P37基本施策2「多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり」において、中高生を対象とした「ものづくり体験講座」や、高校生を対象とした市内企業の見学会を開催しており、その内容の充実と市内企業の魅力発信に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
15	<p>市長の新年会見において、南部子育て支援センターを児童館として稼働すると明言された。</p> <p>第4章の子ども・子育て支援事業計画に係る地域子育て支援拠点事業について、墨俣児童館しか触れていないため、児童館を増やす方針であるならその内容を明記してほしい。</p>	<p>現在、南部子育て支援センターの児童館化に向け検討を進めておりますので、P44の①地域子育て支援拠点事業の3)確保方策について、「墨俣児童館」を「児童館」に修正させていただきます。</p>
16 ～ 31	<p>本計画（素案）に賛同する。</p>	<p>—</p>

3 その他

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
32	<p>子どもの健全育成のため、スカッシュの普及に努めてほしい。</p> <p>スカッシュを活用した、親子参加型教室や地域交流イベントを取り入れていただきたい。</p> <p>学校教育へスカッシュを導入する事を提案。</p> <p>子どもたちが気軽にスカッシュを体験できる施設・環境を整えてほしい。</p>	<p>スカッシュに限らず、子ども達の健全育成に資する多様なスポーツ活動の推進に努めるとともに、施設・環境の整備につきましても、計画的に対応してまいります。</p> <p>また、スカッシュ普及等のご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
33	<p>スポーツ・レクリエーション系施設（大垣市総合体育館）へのスカッシュコートを設置</p>	
34	<p>大垣市にスカッシュ施設を設置する事を提案。</p>	
35	<p>大垣市にスカッシュコートを造ってほしい。</p>	
36	<p>地元企業やハローワークと連携し、市の魅力を更に全国に発信したり、友人や地元とのつながりを再認識する機会を各世代で確保したりすることでIターン・Uターンを増やすことができるのではないか。</p>	<p>大垣商工会議所が実施している「リアル大垣合同企業展」や、東京で実施される移住・就労相談会等の機会に、子育て支援・移住定住支援施策や大垣の暮らしに関する情報の提供を行うほか、PR映像・パンフレットを制作し、全国に向け、市の魅力をPRしております。</p> <p>引き続き、UIJターンを含めた移住・定住の促進に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
37	<p>過去には、保育園や幼稚園等において人形劇を実施していて、子どもたちは等しく文化を共有し大きな体験ができていたが、現在では、学校等での公演もない状態のため、是非、学校・幼稚園・保育園での人形劇等の公演を実現してほしい。</p> <p>また、小学校の絵本語りの時間が、以前は15分だったが、今は10分しかないので再考してほしい。</p>	<p>人形劇の公演や絵本語りの時間配分等につきましては、各園の判断や各学校の教育計画等に基づき決定されるものでございますが、ご意見は参考とさせていただきます。</p>
38	<p>民法改正により離婚後の共同親権が認められることになっているが、その際に害ある親から子どもが守られるように、イギリスの家庭裁判所で実施されている子どもの代理人のような専門家が慎重に判断し、子どもの意見を聴くような取り組みを大垣市で進めてほしい。</p>	<p>共同親権につきましては、民法が改正され、国において施行に向け検討されている状況でございますので、情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、子どもに不利益が生じるような場合や、子どものSOSを把握した場合には、関係機関と連携しながら、子どもに寄り添った対応に努めてまいります。</p>
39	<p>大垣公園に専用駐車場をつくるべき。</p>	<p>大垣公園等の専用駐車場につきましては、大垣公園等再整備に合わせ、適切に計画してまいります。</p>
40	<p>キッズピアおおがき子育て支援センターの蔵書の貸し出しについて図書館のシステムと一体化するなど、検索・貸出をデジタル化してほしい。</p>	<p>キッズピアおおがき子育て支援センターでの蔵書の貸し出しにつきましては、手続きの簡素化等、利便性の向上に向け、検討してまいります。</p>

大垣市こども未来計画

(令和7年度～11年度)

(案)

令和7年 月

大 垣 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景……………1
2. 計画の対象 ……………2
3. 計画の位置づけ……………3
4. 計画の期間 ……………5
5. 持続可能な開発目標（SDGs）の反映……………6

第2章 現状

1. 人口等の状況……………7

第3章 基本理念・目標と施策の展開

1. 基本理念 ……………17
2. 基本目標 ……………18
3. 施策の体系・展開……………19
 - 基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり……………20
 - 基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり……………28
 - 基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり……………36

第4章 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1. 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等……………39
2. 必要事業量と提供体制の確保……………41

第5章 計画の推進体制

1. 大垣市子ども・子育て会議……………66
2. 計画の進行管理……………66

資 料

1. 計画策定経過……………67
2. 大垣市こども未来条例……………70
3. 大垣市子ども・子育て支援対策推進本部設置要綱……………75
4. 子育て支援に関するアンケート等……………78
5. アンケート結果……………81



計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成16年に「大垣地域次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年に名称を「大垣市子育て支援計画」に改め、以降5年ごとに改定を行いながら、子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、子ども達を取り巻く環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化とともに、地域社会のつながりの希薄化が課題となっています。また、子どもの自殺などの生命の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととし、同年12月に策定された「こども大綱」において、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等が定められました。

岐阜県においても、「岐阜県こども計画」が策定され、全ての子ども・若者にとって幸せな生活の実現に向け、子ども政策の総合的な推進に取り組むこととされています。

これらの社会情勢や国・県の動向のほか、本市において実施したアンケートでの市民ニーズや、子ども達との意見交換会での意見を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、大垣市こども未来条例に基づき、『大垣市こども未来計画』を策定するものです。

2 計画の対象

本計画の対象は、子どもや若者、子育て当事者を中心に、地域、事業者等とします。

なお、本計画における「子ども」とは、こども基本法に基づき、「心身の発達の過程にある者」としています。これは、18歳や20歳といった年齢で区切るのではなく、円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者に対して、必要なサポートが途切れないようにするためです。

参考：各種法令による「子ども」等の区分

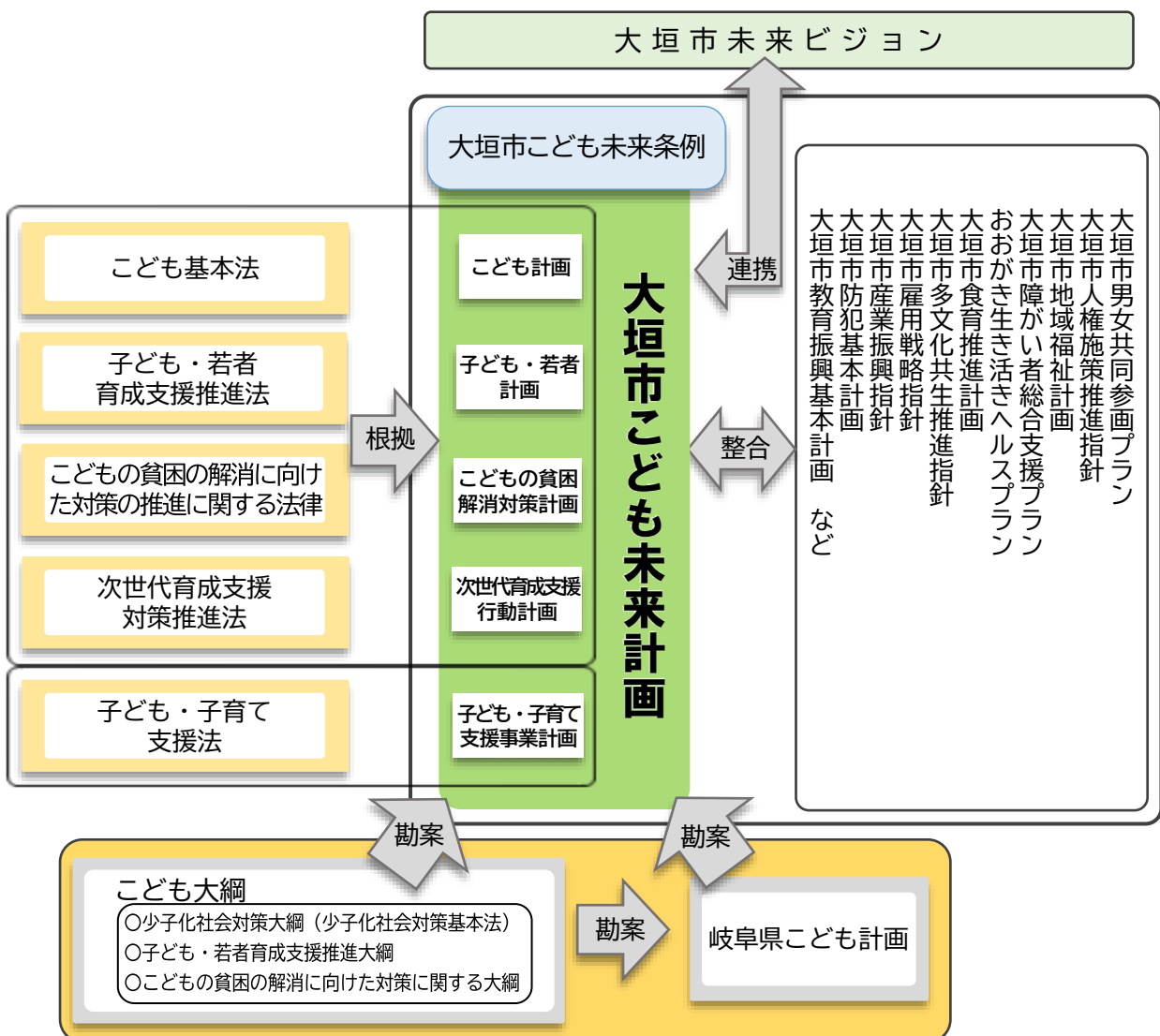
法令等名称	子ども等の区分	説明
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。 若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。
児童福祉法	児童	18歳未満の者 ・乳児：1歳未満の者 ・幼児：1歳から小学校就学に達するまで ・少年：小学校就学から18歳に達するまで
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

3 計画の位置づけ

(1) 本計画と法令等及び各種計画との関係

本計画は、こどもまんなか社会の実現に向け、「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、保育・幼児教育や母子保健サービス、子育て支援拠点等の充実を図るとともに、大垣で安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちづくりを推進するため、大垣市こども未来条例に基づき、取り組むべき内容を定めた計画です。

また、本計画は、国のこども大綱及び岐阜県こども計画を勘案し、市の各種計画等との整合を図りながら、こども基本法に基づく「こども計画」等と一体的なものとして策定したものです。



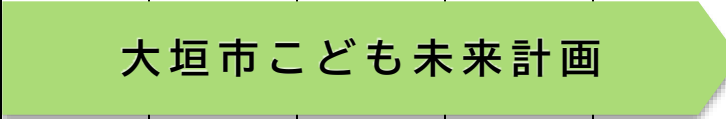
(2) 国の関係法律等の動向

年度	法律・制度等	主な内容
平成24年	子ども・子育て関連3法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育、生活、就労、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26年	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策指針の改定
27年	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○こども家庭センターの設置等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とする法律
	こども大綱	○従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化等により変更の必要が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

< 計画期間 >

平成22年度～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>大垣市子育て支援計画</p> <p>第一次 平成22年度～</p> <p>第二次 平成27年度～</p> <p>第三次 令和2年度～</p>					
					

5 持続可能な開発目標（SDGs）の反映

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2030年を達成年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年の国連サミットで採択されました。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）が設定されています。

また、国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改定に当たる際は、SDGsを最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本計画の策定においてもSDGsの反映に努めます。



第2章

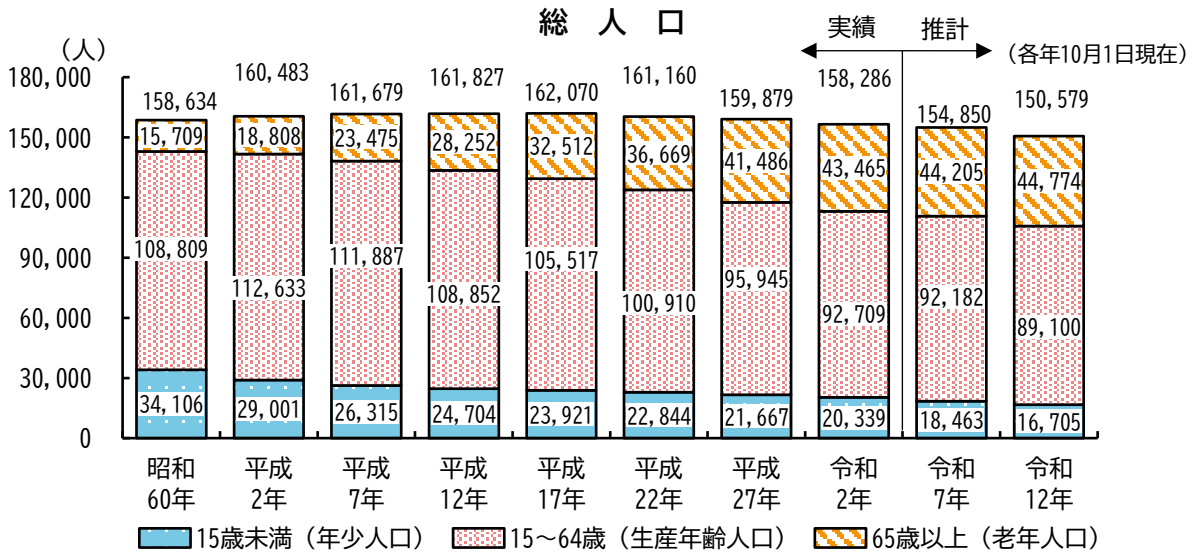
現状

1 人口等の状況

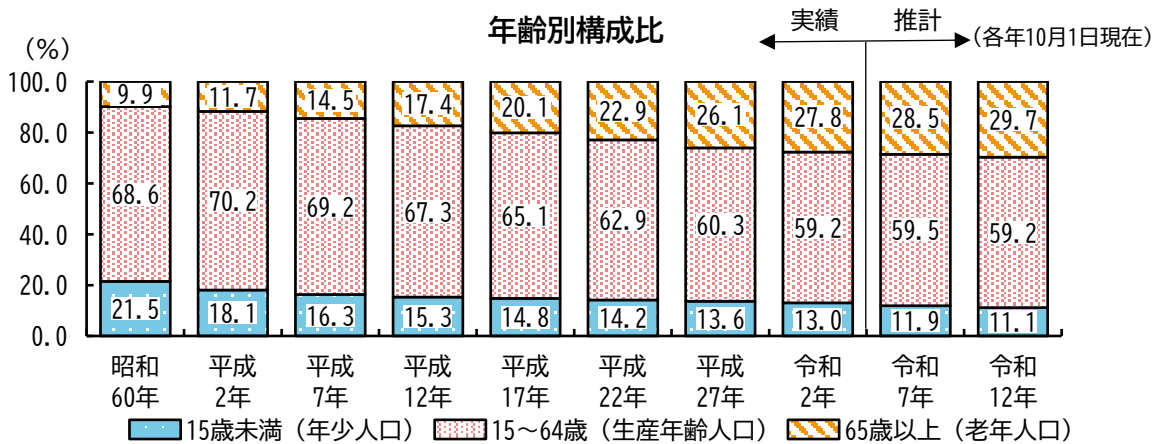
(1) 人口構造

① 人口の推移

国勢調査における本市の総人口は、平成17年の162,070人をピークに減少傾向にあります。令和12年の推計総人口は150,579人で、令和2年から約7,700人減少する見込みです。また、15歳未満（年少人口）の減少傾向が続いていることから、今後も、少子化が進展するものと思われます。



資料：実績（令和2年度まで）は、総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 （注）総人口（合計）の実績（令和2年度まで）は年齢不詳を含むため、内訳数値と一致しない

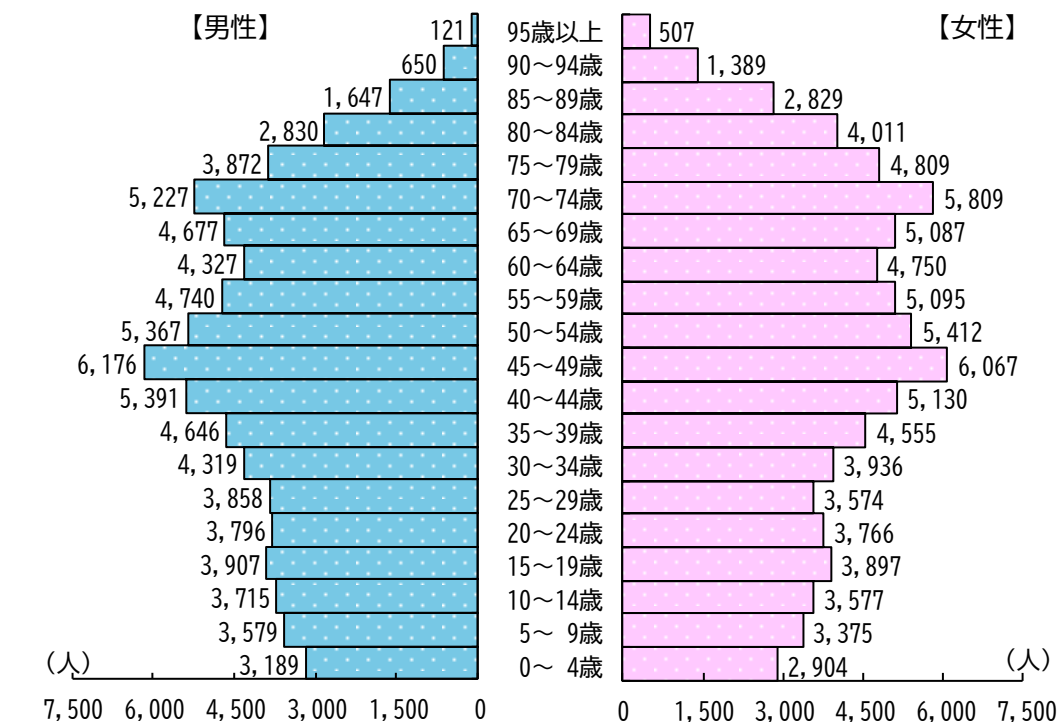


資料：実績（令和2年度まで）は、総務省「国勢調査」、推計（令和7年度以降）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 （注）年齢不詳を除く

② 人口ピラミッド

人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）では、男女とも「45～49歳（第2次ベビーブーム世代）」が最も多く、年齢が下がるにつれて減少傾向となっています。

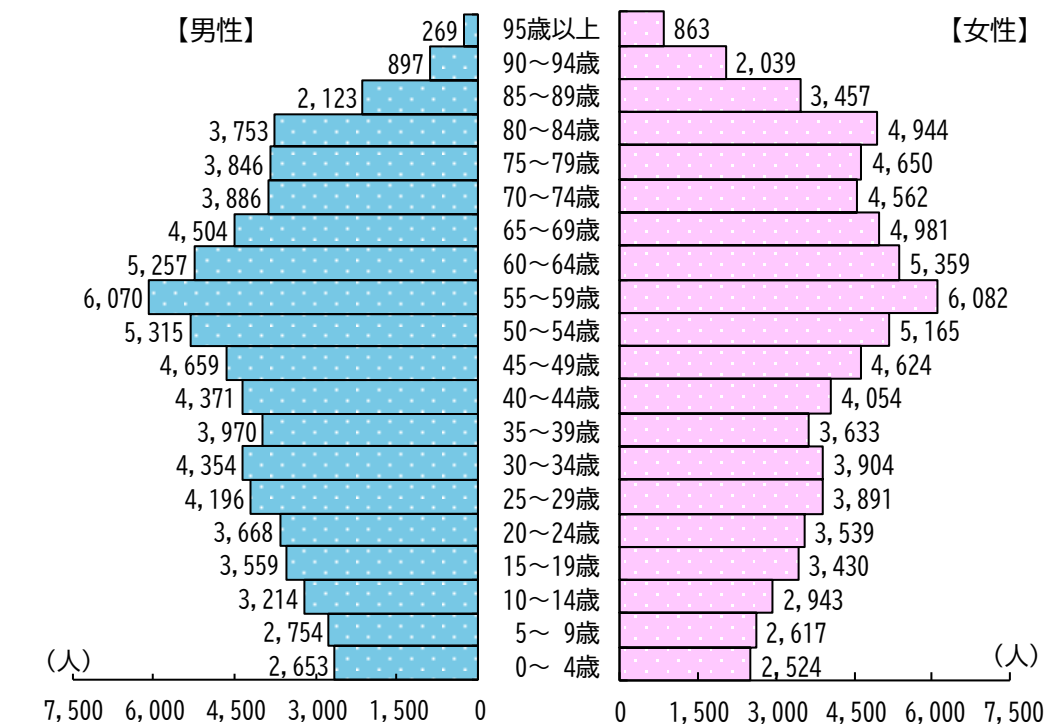
人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

人口ピラミッド（令和12年10月1日予測）



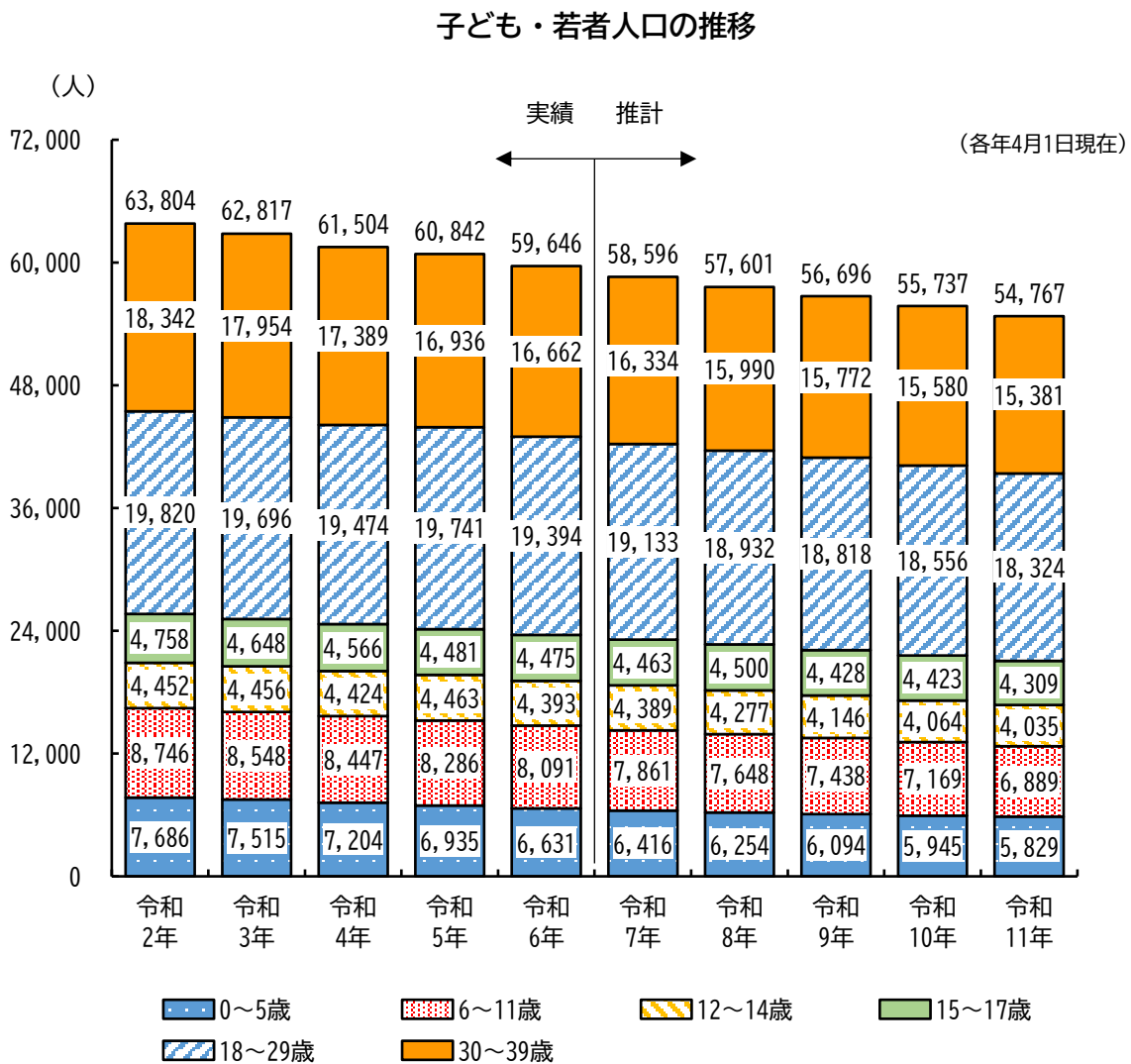
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

③ 子ども・若者人口の推移

本市の子ども・若者人口（0歳～39歳）は、少子化の進展に伴い減少し、令和6年4月1日現在59,646人で、令和2年の63,804人より4,158人の減となっており、今後も同様に減少が予測されます。

また、年齢階級別においても、全ての区分において減少傾向となっています。

なお、ここでは、子ども・子育て支援法に基づく必要事業量（量の見込み）設定のため、直近5か年（令和2年～令和6年）の住民基本台帳人口を基に、計画期間における子ども・若者人口を推計しています。



資料：実績（令和6年度まで）は大垣市住民基本台帳、推計（令和7年度以降）はコーホート変化率法による推計

（注）コーホート変化率法による推計

（n歳の人口）＝（前年のn-1歳の人口）×変化率（※1）

（0歳の人口）＝（前年の15～49歳の女性人口）×出生比（※2）

※1 変化率：n歳人口の、前年のn-1歳の人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの変化率の平均を適用

※2 出生比：0歳人口の、前年の15～49歳の女性人口に対する比率
→令和2年から令和6年までの出生比の平均を適用

(2) 世帯の状況

① 子どものいる世帯と家族形態

本市における令和2年の総世帯数62,189世帯のうち、18歳未満親族のいる世帯は14,547世帯（総世帯数の23.4%）、6歳未満親族のいる世帯は5,632世帯（総世帯数の9.1%）であり、総世帯数が増加する一方で、子どものいる世帯は減少を続けています。

また、令和2年の18歳未満親族のいる世帯の80.2%、6歳未満親族のいる世帯の84.0%が核家族世帯であり、その割合は年々増加しています。

子どものいる世帯と家族形態の状況

（各年10月1日現在）

（単位：上段＝世帯／下段（ ）内＝％）

区分	総世帯数		うち18歳未満親族のいる世帯		うち6歳未満親族のいる世帯	
		核家族世帯		核家族世帯		核家族世帯
平成12年	53,621	30,590 (57.0)	17,358 (32.4)	10,725 (61.8)	7,466 (13.9)	4,986 (66.5)
平成17年	56,501	32,370 (57.3)	16,749 (29.6)	11,135 (65.3)	7,227 (12.8)	5,179 (71.7)
平成22年	58,472	33,133 (56.7)	16,113 (27.6)	11,239 (69.8)	6,549 (11.2)	4,959 (75.7)
平成27年	60,000	35,095 (58.5)	15,482 (25.8)	11,758 (75.9)	6,201 (10.3)	5,066 (81.7)
令和2年	62,189	36,075 (58.0)	14,547 (23.4)	11,661 (80.2)	5,632 (9.1)	4,730 (84.0)

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親世帯の状況

本市における令和2年の母子世帯は894世帯、父子世帯は93世帯となっています。

母子世帯、父子世帯の状況

（各年10月1日現在）

（単位：世帯）

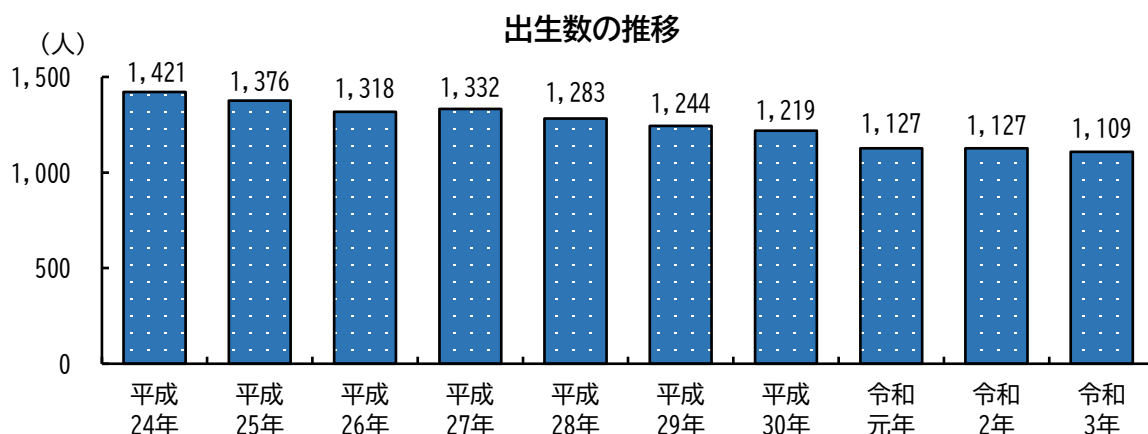
区分	母子世帯			父子世帯		
		うち18歳未満	うち6歳未満		うち18歳未満	うち6歳未満
平成12年	761	706	185	96	83	7
平成17年	955	892	209	95	79	7
平成22年	905	843	148	90	78	6
平成27年	987	895	166	84	74	10
令和2年	894	800	126	93	75	10

資料：総務省「国勢調査」

(3) 出生の動向

① 出生数の推移

本市における出生数の推移をみると、平成25年には1,400人を、平成28年には1,300人を、また、令和元年には1,200人をそれぞれ下回り、減少傾向が続いています。



出生率の推移 (人口千対)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
大垣市	8.8	8.6	8.2	8.3	8.0	7.8	7.7	7.1	7.1	7.0
岐阜県	8.1	7.9	7.5	7.6	7.3	7.0	6.9	6.4	6.1	6.0
全国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.8	7.4	7.0	6.8	6.6

資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数、人口は、当年10月1日現在推計人口
 出生率=出生数÷人口×1,000

② 母親の年齢階級別出生数の推移

本市における母親の年齢階級別出生数をみると、25～39歳の年齢層での出産が集中しており、中でも、30～34歳の年齢層での出産が多くなっています。

母親の年齢階級別出生数の推移

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)
15～19歳	19	1.5	6	0.5	6	0.5	5	0.4	10	0.9
20～24歳	98	7.9	120	9.8	80	7.1	101	9.0	98	8.8
25～29歳	360	28.9	336	27.6	313	27.8	334	29.6	329	29.7
30～34歳	444	35.7	455	37.3	422	37.4	410	36.4	403	36.3
35～39歳	265	21.3	244	20.0	244	21.7	224	19.9	229	20.6
40～44歳	56	4.5	58	4.8	58	5.1	51	4.5	36	3.2
45～49歳	1	0.1	0	0.0	4	0.4	2	0.2	4	0.4
50歳以上	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	1,244	100	1,219	100	1,127	100	1,127	100	1,109	100

資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

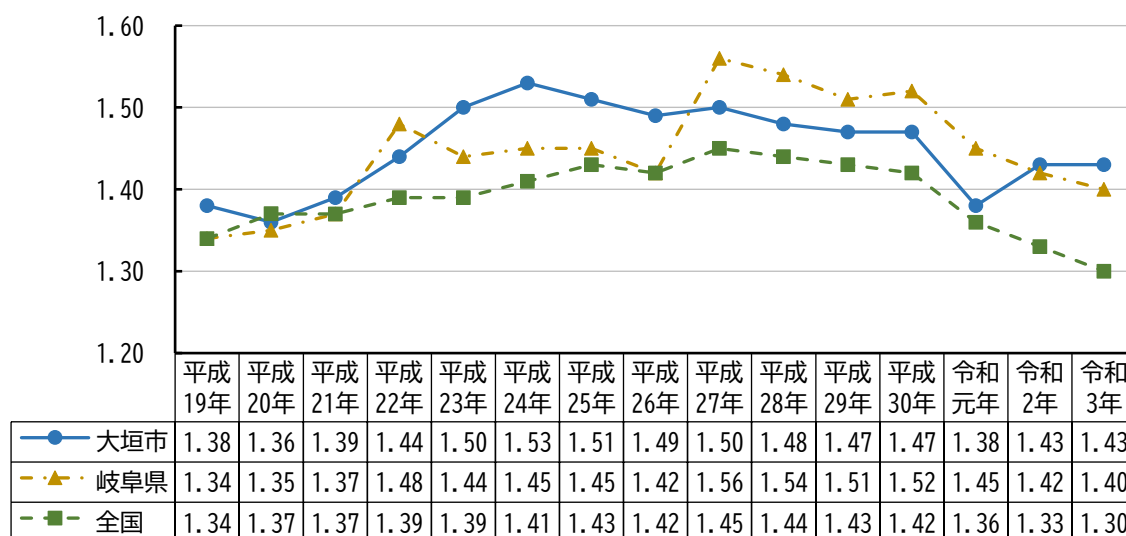
(注) 出生数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数
 小数点第2位を四捨五入しているため、構成比が100.0%にならない場合があります。

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一般的には、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07程度必要であるとされています。

本市では、平成24年の1.53をピークに減少傾向が続いており、令和元年には大きく減少しましたが、令和2年以降やや回復し、岐阜県及び全国を上回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 年齢別女子人口) の15～49歳までの合計

(4) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

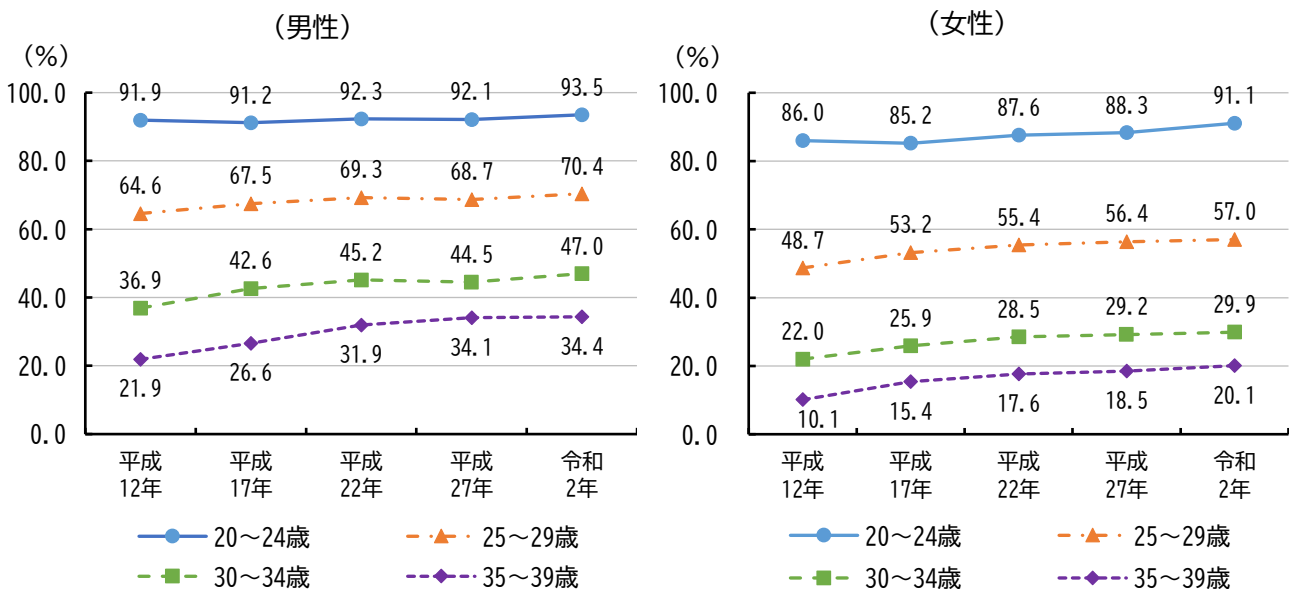
未婚率の推移をみると、男性、女性とも全ての年齢区分において未婚率は上昇しており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。本市の令和2年の未婚率は、男性では「25～29歳」で70.4%、「30～34歳」で47.0%、「35～39歳」で34.4%、女性では「25～29歳」で57.0%、「30～34歳」で29.9%、「35～39歳」で20.1%となっています。

性別・年齢区分別未婚率の推移

(各年10月1日現在)

(単位：%)

		男性					女性				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	大垣市	91.9	91.2	92.3	92.1	93.5	86.0	85.2	87.6	88.3	91.1
	岐阜県	92.6	92.9	93.1	93.2	92.9	88.0	88.0	88.6	90.4	91.1
	全国	92.9	93.4	91.4	90.5	88.5	87.9	88.7	87.8	88.0	87.1
25～29歳	大垣市	64.6	67.5	69.3	68.7	70.4	48.7	53.2	55.4	56.4	57.0
	岐阜県	66.8	68.8	69.4	70.3	70.7	50.7	55.0	55.6	57.7	59.1
	全国	69.3	71.4	69.2	68.3	65.4	54.0	59.0	58.9	58.8	58.2
30～34歳	大垣市	36.9	42.6	45.2	44.5	47.0	22.0	25.9	28.5	29.2	29.9
	岐阜県	37.8	42.5	44.4	44.7	46.5	21.0	26.2	29.3	29.9	31.1
	全国	42.9	47.1	46.0	44.7	43.7	26.6	32.0	33.9	33.6	33.6
35～39歳	大垣市	21.9	26.6	31.9	34.1	34.4	10.1	15.4	17.6	18.5	20.1
	岐阜県	21.5	27.5	31.9	32.8	33.0	9.5	14.4	18.0	19.6	19.5
	全国	25.7	30.0	34.8	33.7	32.4	13.8	18.4	22.7	23.3	22.8

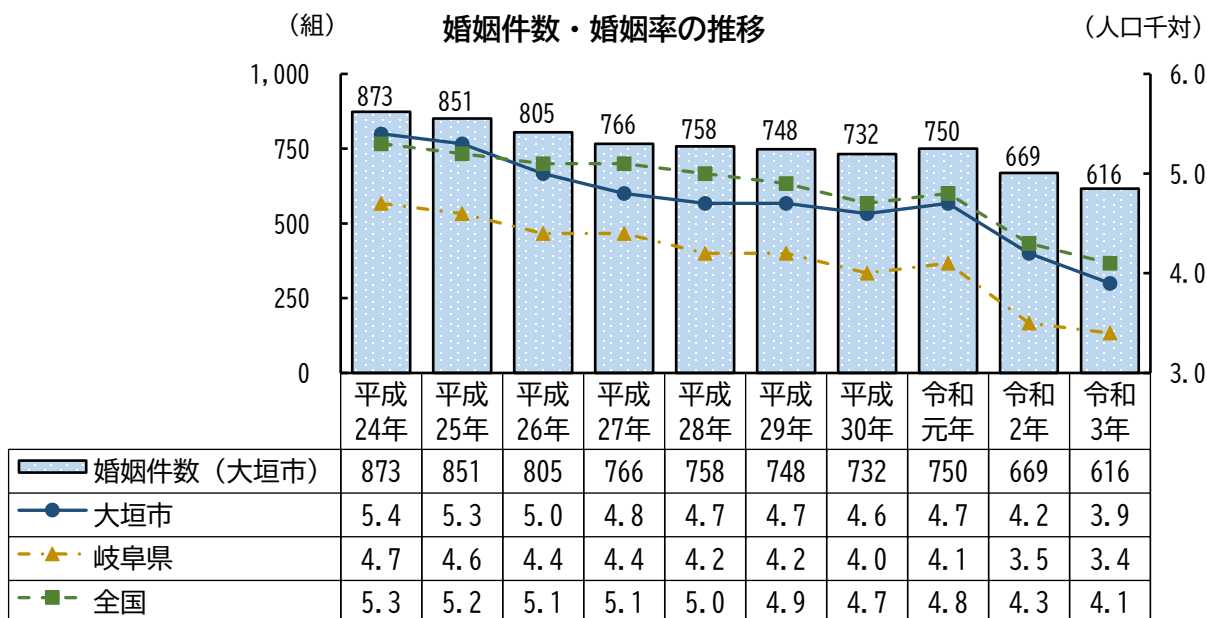


資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

② 婚姻件数・婚姻率の推移

本市における婚姻件数は、平成27年は800件を、令和2年には700件をそれぞれ下回り、令和3年は616件でした。また、婚姻率（人口千対）の推移をみると、平成24年の5.4に対して令和3年は3.9で、減少傾向となっています。



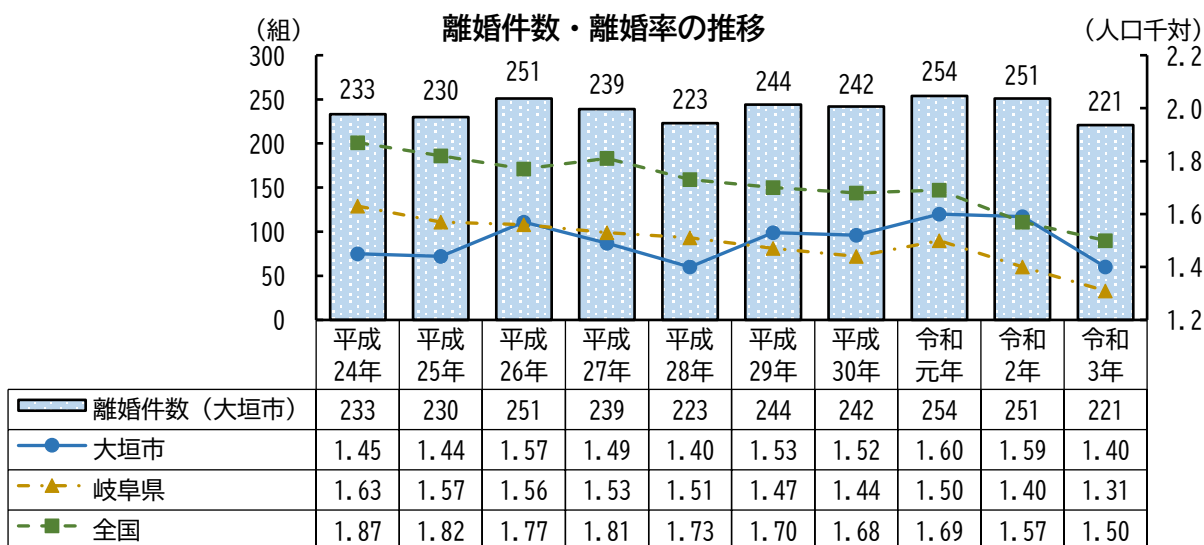
資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 婚姻件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

婚姻率 = 婚姻件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

③ 離婚件数・離婚率の推移

本市における離婚件数は、240件前後で推移しており、令和3年は221件でした。また、離婚率（人口千対）の推移をみると、概ね岐阜県及び全国を下回っていましたが、平成29年以降は岐阜県を上回っており、令和3年は1.40となっています。



資料：岐阜県「西濃地域の公衆衛生」

(注) 離婚件数は、前年10月1日から当年9月30日までの合計人数

離婚率 = 離婚件数 ÷ 人口 × 1,000 (人口は、当年10月1日現在推計人口)

(5) 就業状況

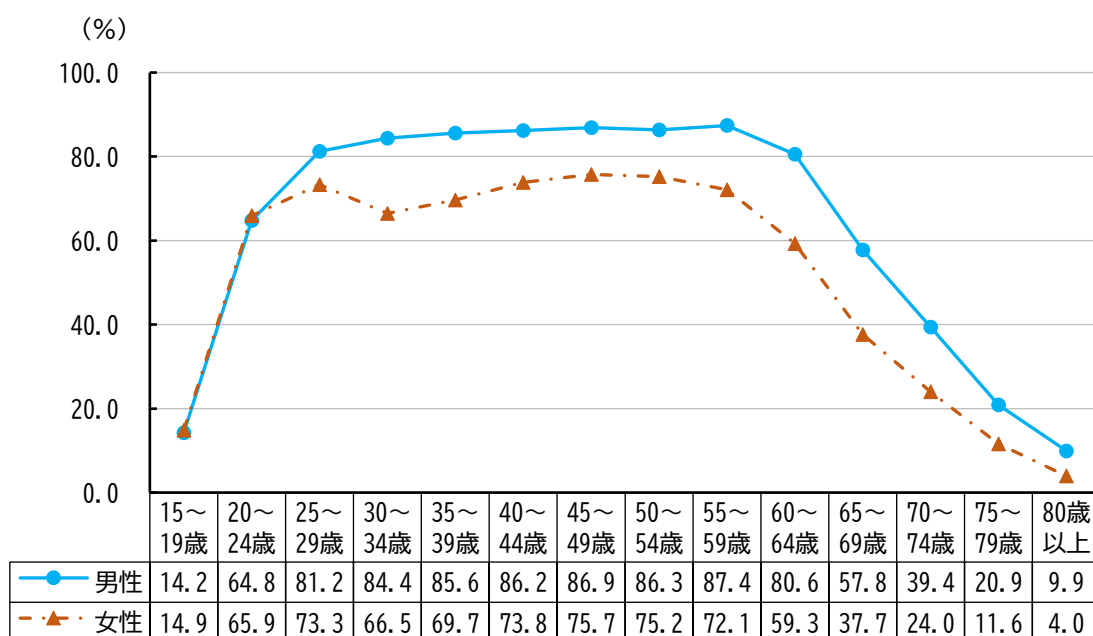
① 性別・年齢別就業状況

本市の就業率（令和2年10月1日現在）をみると、男性は「25～29歳」が81.2%で、その後30歳代から50歳代までは85%前後で推移しているのに対し、女性は「20～24歳」までは男性とほぼ同じ水準で推移しますが、「25～29歳」以降は全ての年齢区分において男性を下回っています。

女性の「25～29歳」の就業率は73.3%、「30～34歳」では一旦低下し66.5%、「35～39歳」では再び上昇し69.7%となり、その後は50歳代まで75%前後で推移しています。

この結果から、出産、子育てに専念するため離職し、30歳代後半以降、再び仕事に就く女性が多いことがうかがえます。

性別・年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



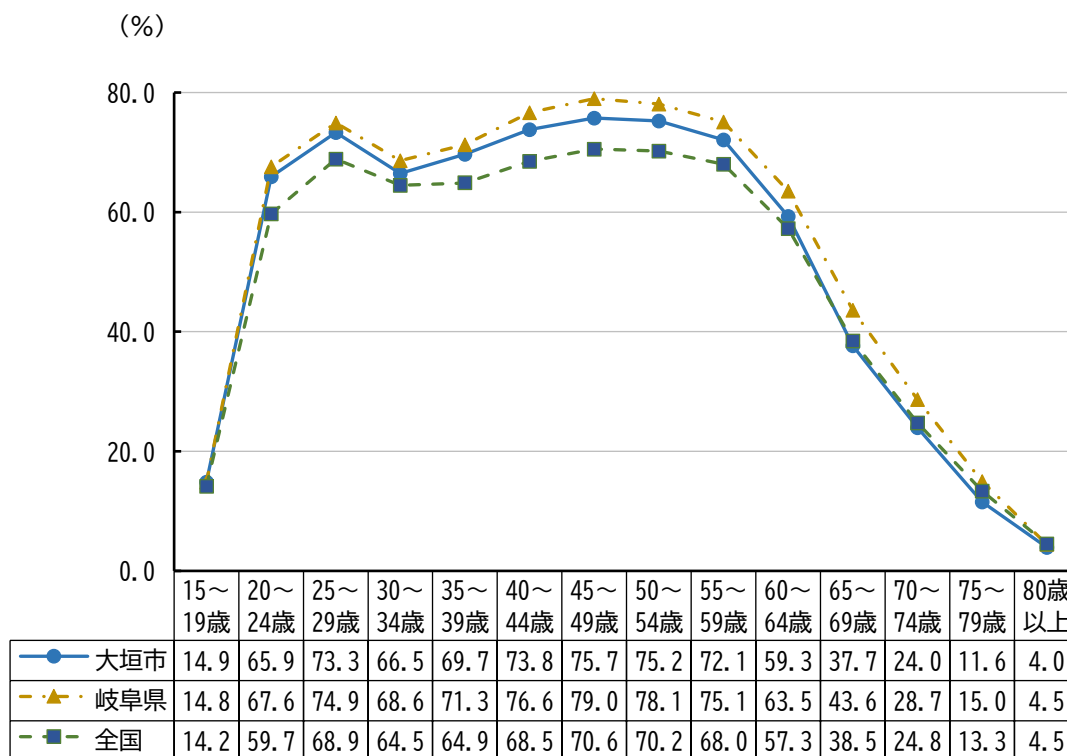
資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率について、岐阜県及び全国と比較すると、いずれも「30～34歳」で一旦低下し、その後上昇する「M字型」のラインを描いています。また、全国と比較すると、「15～19歳」から「60～64歳」までの年齢区分において、本市の女性の就業率は全国平均を上回っています。

女性の年齢別就業率（令和2年10月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

(注) 年齢不詳を除く

第3章

基本理念・目標と施策の展開

1 基本理念

国の『こども大綱』では、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、大垣市第三次子育て支援計画の「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども大綱に掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、「全ての子どもが等しく健やかで幸せに育ち こどもまんなかの共育てのまちを目指す」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

**全ての子どもが等しく健やかで幸せに育ち
こどもまんなかの共育てのまちを目指す**

2 基本目標

少子化や子育て環境の変化に伴い、子どもの健全な成長と子育て支援の充実が社会的課題となっています。そのため、全ての子どもが健やかに成長し、安心して子育てできる社会を目指し、質の高い保育・教育環境の整備や切れ目ない支援体制を構築するとともに、子どもの意見を尊重したまちづくりに取り組むなど、こどもまんなか社会の実現が求められています。

これらの課題に総合的に取り組むため、次の3つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

全ての子どもの健やかな成長を支えるため、ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供や相談体制の充実、特別な配慮を要する子どもへの支援強化を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎となる、質の高い保育・教育環境づくりを行います。

主なSDGs



基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

産前から子育て期を通じた継続的な支援を提供できる体制の整備や、子育て世帯が地域の中で孤立しないような支援体制の充実を図るとともに、全ての子どもが取り残されることなく、より豊かに暮らし、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みやマインドづくりを行います。

主なSDGs



基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

子どもが権利の主体であることを広く周知し、多様な遊びや体験活動など、子どもが活躍できる機会の創出を図るとともに、子どもの意見を聴きながら、子どもと一緒にまちづくりに取り組みます。

主なSDGs



3 施策の体系・展開

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 1	保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり
基本施策 2	切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実
基本施策 3	いじめの防止や不登校の子どもへの支援
基本施策 4	子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進
基本施策 5	児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 1	子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成
基本施策 2	子どもの居場所づくりの推進
基本施策 3	就労支援、結婚支援
基本施策 4	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
基本施策 5	子育て支援、家庭教育支援
基本施策 6	共育ての推進
基本施策 7	子どもの貧困対策の推進

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 1	子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり
基本施策 2	多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり
基本施策 3	子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 1

保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり

【現状と課題】

- 家庭や保育所など幼児期までの子どもの育ちを支える場においては、国の「はじめの100か月の育ちビジョン」なども踏まえ、引き続き心身の状況や環境に配慮しながら、子どもの育ちを等しく切れ目なく保障する必要があります。また、学校は学びの場だけでなく、多くの子どもにとって安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、学校生活を更に充実させることが求められています。
- 本市では、保育・幼児教育の充実を図るため、育休退園制度の見直しや、公立園と民間園が共に「保育研究会」を設置するほか、公立園においては、「公立保育園・幼稚園等のあり方懇談会」や「保育・幼児教育課題研究会」を通して、質向上に向けた取組を行ってきました。また、子育て支援拠点の整備などにも取り組んでおり、今後も、ニーズに応じた保育・幼児教育の提供や身近な場所での相談体制の充実が必要です。
- 小中学校では、主体的な学びを推進し、確かな学力や正しい生活習慣を身に付けるとともに、食育、健康教育の充実を図っています。また、大垣独自の学習である「ふるさと大垣科」や、学校外でも、地域の課題を見つける「大垣市×SDGsお化け」などを実施し、郷土愛の醸成に努めています。今後は、子どもの将来に向け必要となる資質・能力を身に付ける取組や、増加する特別な支援を必要とする子どもへの対応をより充実させる必要があります。

【施策の方向】

- 保護者のニーズ等への対応に加え、病児及び特別な配慮を要する子どもへの保育、療育支援体制の充実や、身近に相談できる地域子育て相談機関の整備を図ります。また、保育者の確保や負担軽減、教職員の働き方改革などを進めつつ、質向上を図ります。
- 子ども達が自ら考え、お互いに話し合いながら深く学べるような授業づくりに努めるとともに、発達障がい児や医療的ケア児への支援など、特別支援教育の充実を図ります。また、地域と学校の連携強化を推進するとともに、職業体験などを通じて、同年代だけでなく、乳幼児から高齢者まで幅広い人々と交流する機会の創出を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	幼児期までの子どもの成長の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや体験機会等の充実 ・保育所等施設・設備の充実 ・保育・幼児教育制度の整理 ・保幼小連携の推進 ・保育人材の確保 ・病児保育実施施設の確保 ・個別指導対応園の充実 ・ひまわり学園の機能拡充の検討 ・地域子育て相談機関の整備
2	小中学校における学び・育ちの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の充実 ・保幼小連携・小中連携の推進 ・学校施設・設備の充実 ・教職員の働きやすい環境づくりの推進 ・特別支援教育の充実 ・地域と学校の協働活動の推進 ・部活動の地域展開の推進 ・職業体験等キャリア教育の充実

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 2

切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実

【現状と課題】

- 産前から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を行うため、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築や、多様なニーズに応じた伴走型相談支援、経済的支援の充実が求められています。
- 本市では、こども家庭センターを中心に、産前から切れ目ない相談支援を実施し、妊産婦健康診査や産後ケア、乳幼児健康診査を通じた母子の健康に関する伴走型の支援を行っています。また、経済的支援として、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成や、本市独自の妊活検診費用の助成などを行っています。引き続き、必要な人に適切な支援を確実に届けることができるようにする必要があります。

【施策の方向】

- 産婦健康診査等を通じた母子の健康に関する支援を行うとともに、潜在的に支援が必要な子どもやその家族を早期に発見し、アウトリーチ型支援を含めた伴走型相談支援の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	保健・医療提供体制、相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊活検診費の助成 ・妊産婦健康診査の実施 ・産後ケアの実施 ・子ども医療費の助成（再掲） ・相談支援体制の充実

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 3

いじめの防止や不登校の子どもへの支援

【現状と課題】

- いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組む必要があります。また、不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校というだけで問題行動だと受け取ることのないよう配慮する必要があります。
- 本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、思いやりの心を育む活動や生活アンケートを実施するなど、いじめの早期発見や防止に取り組んでいます。今後も、いじめの積極的な認知や早期の組織的対応、相談体制の整備推進など、いじめ防止対策を強化する必要があります。
- 不登校の子どもへの支援については、教室に入りづらい子どもが学校で生活できる環境として、校内教育支援センターを設置しています。また、学校に来られない子どもについて、ほほえみ教室やとまり木教室の運営のほか、インターネット上の仮想空間（メタバース）を活用した居場所の提供の実証を行っていますが、より一層の支援体制の整備が求められています。

【施策の方向】

- 早期発見・対応、相談支援体制の充実など、総合的ないじめ防止対策の強化を図ります。
- スクールカウンセラー等への相談体制の整備やICTを活用した支援、関係機関との連携など、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート、教育相談の実施 ・学級集団心理調査の活用
2	不登校の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談員の配置 ・ほほえみ教室、とまり木教室の運営 ・インターネット活用による不登校支援 ・西濃学園との連携

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 4

子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進

【現状と課題】

- 近年、全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあります。また、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備や、犯罪、事故、災害などから子どもを守る取組が求められています。
- 本市では、「大垣市第2次自殺対策計画」を策定し、関係機関等との連携による相談支援や自殺予防に取り組むゲートキーパーの育成をはじめ、様々な機会や媒体を通じた周知啓発に取り組んでおり、今後も、自殺予防対策の推進が必要です。
- インターネットの利用については、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、有害情報から子どもを守ることが課題となっており、今後も、情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進が必要です。
- 子どもの安全確保については、交通安全教室の実施や地域ボランティアによる見守り活動、通学路の安全確保、防犯カメラの設置補助など様々な取組を行っており、今後も、子どもの安全対策の推進が必要です。

【施策の方向】

- 自殺予防教育や相談体制の整備を推進するとともに、自殺リスクの早期発見に向け、タブレットの活用による、子どもの心身の状態を把握する仕組みづくりに取り組みます。
- SNS上のトラブルの未然防止など、子どもが安全にインターネットを利用できるよう、情報モラル教育、情報リテラシー教育を推進します。
- 子どもの発達段階に応じた安全教育の推進や保護者への周知啓発を図るとともに、非行や犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策の周知啓発 ・相談支援体制の充実 ・関係機関との連携推進 ・ICTを利用した心身の状態を把握する取組の検討
2	安全にインターネットを利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の推進 ・情報リテラシー教育の推進
3	子どもの安全確保と非行防止	<ul style="list-style-type: none"> ・命と安全を守る活動の推進 ・犯罪防止のための取組の推進 ・通学路の安全の推進

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策 5

児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

- 児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながるものであり、どのような場合であっても許されるものではありません。
- 本市では、こども家庭センターを核として、要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待防止に向けた周知を図りながら、継続的な支援に取り組んでいます。今後も、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげることが必要です。
- ヤングケアラーについては、本市においても調査を実施するなど、実態等の把握に努めていますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多いという課題があります。ヤングケアラーについて正しく理解できるよう周知を行うとともに、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげることが必要です。

【施策の方向】

- こども家庭センターを核とし、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携しながら、子育てに困難を抱える家庭や子どものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。
- 公的責任で社会的に養育し、保護する必要がある子どもの適切な保護と養育のため、児童相談所と情報共有する等の連携に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て相談機関等との連携 ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備 ・子どもへの周知啓発 ・訪問支援事業の導入
2	ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲） ・子どもへの周知啓発（再掲） ・訪問支援事業の導入（再掲） ・ヤングケアラーへの理解の促進

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 1

子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成

【現状と課題】

- 子どもや子育て世帯が、気兼ねなく様々な制度や支援を利用できるよう、子育て世帯への社会の理解促進や意識改革が求められています。
- 本市では、子どもの幸せを第一に考え、子どもと過ごす時間を大切にする取組を進めてきました。また、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、社会全体で子どもや子育て世帯を支援する意識改革に努めるとともに、共育てを推進しています。地域ぐるみでつくる居場所「こどもんち」の推進など、年齢や性別を問わず全ての人が、様々な場で支援する取組を進めることで、子育ての楽しさを感じ、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成することが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣市こども未来条例の周知啓発 ・子どもや子育てにやさしい社会の啓発 ・地域全体で子育てを行う気運の醸成

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 2

子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 全ての子どもが、家や学校以外に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、地域全体で居場所づくりを進めることが必要です。また、子どもが遊んだり、好きなことをしたり、自由に主体的に過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得、その場を居場所と感じるかどうかは、子ども本人が決めるものであることを踏まえた、こどもまんなかの居場所づくりが必要です。
- 本市では、子ども達の多様なニーズに応えるため、こどもサイエンスプラザや図書館、墨俣児童館、大垣公園など、様々な形態の居場所を提供しています。また、子ども食堂や子どもの居場所づくりなどを支援しながら、多様な居場所づくりを進めています。更に、安心できる場所や相談できる場所が必要との声もあります。今後は、子ども達のニーズに応えられるよう、関係団体等と連携しながら、各地域に多様な居場所づくりを進めていくことが必要です。
- 留守家庭児童教室については、様々な遊びを通じた自主性、社会性、創造性の向上や、家庭生活の支援を図っており、今後も、ニーズを踏まえた受け皿の確保が必要です。

【施策の方向】

- 子ども食堂やプレーパークなど、子ども達が集まり活動する「つどえる居場所」や、地域の身近な場所で、大人たちの緩やかな見守りの中、子ども達が自由にゆっくりと過ごせる「ほっとな居場所」など、多様な居場所の提供を図ります。
- 留守家庭児童教室指導員を確保し、安定的な運営を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居場所づくりの推進 ・子どもの居場所実施団体の支援
2	留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童教室の運営及び民間事業者への支援 ・留守家庭児童教室指導員の確保

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 3

就労支援、結婚支援

【現状と課題】

- 若者の就労においては、マッチングの精度を高め、早期離職を抑制するとともに、早い段階から経験を積み、その後のキャリア形成のための基盤となる能力を培うことができるような支援が必要とされています。
- 本市では、「大垣市第3期雇用戦略指針」や「大垣市第3期産業振興指針」を策定し、働く意欲のある市民が、安心して働くことのできる社会の実現を図るとともに、市内の産業を支える人材の確保・育成に取り組んでいます。引き続き、企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談、人材育成支援などに努めるとともに、若者や女性の活躍の支援を充実させることが必要です。
- 結婚支援については、かがやき婚活事業や結婚相談所開設のほか、新婚家庭を含めた子育て世代等への移住定住支援や住宅取得支援を実施しています。出会いの場を求める声も多く、今後も、そうした機会の創出を図るとともに、安心して働くことのできる環境整備や、結婚に伴う新生活への支援を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 企業や関係機関との連携により、職業相談やキャリア相談を実施するなど、若者や女性の就労支援を推進します。
- 出会いの場の創出を図るとともに、結婚に伴う新生活への支援を推進します。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動段階のマッチング精度の向上 ・職業相談、キャリア相談の実施 ・企業の経営安定支援
2	結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき婚活事業の実施 ・結婚相談の実施 ・子育て世代等への移住定住支援

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 4

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 教育費の負担が、理想の子どもの数を持たない大きな理由の一つとなっていることから、保育・幼児教育の無償化や高校等の授業料支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目ない負担軽減を実施することが求められています。
- 本市では、県内初の取組としてスタートした、高校生世代までの医療費助成をはじめ、出産・子育て応援ギフトや児童手当・児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援を行っています。
- 保育料等については、保育・幼児教育の無償化として、認定こども園、保育園、幼稚園等を対象とした共通の給付である「施設型給付」をはじめ、施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設等の利用に対し、「子育てのための施設等利用給付」を行っています。給付に際しては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、こども家庭庁など所管官庁との連携を図っています。今後も安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減や、子どもが家庭の経済状況に関わらず進学の手続きを確保できるよう、修学支援を実施することが必要です。

【施策の方向】

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもの進学機会を確保できるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費の助成 ・多子世帯の保育料等の軽減 ・要保護児童等への就学援助 ・奨学金の貸付 ・出産祝金の支給

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 5

子育て支援、家庭教育支援

【現状と課題】

- 全ての子どもとその家庭を対象に、ニーズに応じた様々な子育て支援を行うことが求められています。
- 本市では、親子でのお出かけを促進する、親子バス利用支援事業をはじめ、エンゼルサポーター事業や家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業、ファミリーサポートセンター事業など、ニーズに応じた様々な子育て支援を行っています。今後は、こども誰でも通園制度の実施や、地域子育て相談機関の整備、また、子育て世帯を支えるためのオンライン相談やプッシュ型の情報提供を進める必要があります。
- 保護者による家庭教育については、子どもの基本的な生活習慣の確立や自立心を育む教育を行えるよう、子育て講座や家庭教育研修などを実施しており、今後も、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 子育て世帯を支えるため、地域子育て相談機関の整備やオンライン相談など、相談体制の充実とともに、確実な情報提供を図ります。
- 保護者への家庭教育相談や研修の実施など、保護者のニーズに沿った家庭教育支援の充実を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子バス利用支援事業の実施 ・エンゼルサポーター事業の実施 ・家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・こども誰でも通園制度の実施 ・地域子育て相談機関の整備（再掲） ・オンライン相談等相談体制の充実
2	家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への家庭教育の相談・研修の実施 ・家庭教育支援員の養成

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 6

共育での推進

【現状と課題】

- 家庭内において、夫婦が互いに協力しながら子育てし、それを職場や地域全体で支援する共育での推進が求められています。
- 本市では、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てしやすい休暇の取得や父親の家事・育児参加が重要だと捉えています。こうしたことから、男性の家事・子育てへの参画意識の改革に加え、男性の育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた環境づくりのための啓発や、企業等における職場環境や風土の見直しに向けた啓発を行うことが必要です。また、家族とのコミュニケーションや社会全体の理解促進が大切という意見もあり、地域全体で子育てを行う共育での推進も必要です。

【施策の方向】

- 共働き、共育での推進のため、男性の家事・子育てへの参画促進や、企業等への育児休業の取得に関する啓発を行うとともに、職場や地域全体が支援する気運の醸成に努めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	共育での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児等の両立支援セミナーの開催 ・男性の家事・育児参加の促進 ・男性の育児休業取得など子育てしやすい労働環境の整備促進 ・地域全体で子育てを行う意識啓発

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策 7

子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- 子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どもの人生に影響を及ぼすものであり、貧困の連鎖を断ち切ることが重要とされています。また、ひとり親家庭は、ひとりで子育てをしながら働くことに様々な困難が伴うことから、相対的に貧困の割合が高い傾向にあります。
- 本市では、経済的支援として、教材費等実費徴収費用補助、児童扶養手当、高等学校就学準備金の支給等を実施しています。また、ひとり親家庭への支援として、自立に向けた資格取得等支援や養育費の確保支援、法律相談なども実施しています。今後も、経済的支援の継続に加え、各家庭の自立を促しつつ、子どもが健やかに成長できるよう支援することが必要です。
- 貧困状況にある子育て世帯の社会的孤立を防ぐため、妊娠・出産期からの相談支援にも取り組んでいます。引き続き、こども家庭センターを核とし、関係機関と連携しながら、具体的な支援につなげる必要があります。

【施策の方向】

- 各家庭への自立支援や、子どもの学習・就学支援を進めるとともに、こども家庭センターを核とし、関係機関と連携しながら、子どものSOSを早期に把握し、適切な支援を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	就労・教育支援等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯の保育料等の軽減（再掲） ・要保護児童等への就学援助（再掲） ・奨学金の貸付（再掲） ・学習支援 ・ひとり親家庭等への自立支援 ・養育費の確保支援
2	相談機関の充実・地域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て相談機関等との連携（再掲） ・子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備（再掲）

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 1

子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり

【現状と課題】

- 子どもの権利については、自らが権利の主体であることの理解を深めてもらうため、全ての子どもに啓発を行うとともに、子どもが権利の主体であることを社会に向けて周知啓発していく必要があります。
- 日常生活が当たり前を送れることが幸せであり、また、意見が尊重され、大切にされる環境があることが重要との声もあり、家庭、学校、地域など様々な場において、子どもが自分自身に関することについて自由に意見を表明することや、地域づくりに参画することができる機会を確保し、施策やまちづくりに反映させていくことが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや社会に向けて、子どもの権利に関する周知啓発を行うとともに、子どもの意見を聴きながら、一緒にこどもまんなかのまちづくりを進めます。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもの権利に関する周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する正しい理解の促進 ・子どもの権利を含む人権相談窓口の周知
2	子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見反映に向けたガイドラインの整備 ・こどもまんなか意見交換会等の開催

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 2

多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり

【現状と課題】

- 遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長の原点であり、自らの遊びを充実、発展させていくことで、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの非認知能力と、言語や数などの認知能力の双方を育むことができるとされています。
- 本市では、保育・幼児教育の質向上を図るとともに、情報工房や図書館、墨俣児童館など様々な施設や公園等において、子ども達に多様な遊びや体験の機会を提供するほか、市内企業の仕事を体験できるイベントや各種子ども向け講座なども実施しています。今後も、子ども達が将来の可能性を広げ、興味・関心のある分野にチャレンジできる機会づくりが必要です。

【施策の方向】

- 地域資源を生かしながら、年齢や発達の程度に応じた遊びや体験機会の創出を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	多様な遊びや体験活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験イベント等体験機会の創出 ・児童館、公園等施設・設備の充実
2	子どもが活躍できる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実 ・英語教育や国際理解教育の推進 ・こどもまんなか意見交換会等の開催（再掲）

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策 3

子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

【現状と課題】

- 保育・幼児教育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、NPOなど、子育て支援に携わる担い手の確保、育成が必要とされています。
- 本市では、保育者研修をはじめ、潜在保育士の復帰支援やファミリーサポートセンターを支える人材の育成など、子育て支援に関わる人材の確保や育成に取り組んでいますが、引き続き、担い手の確保や育成、専門性の向上を図る必要があります。また、子育て支援に携わる民間団体等との連携強化も必要です。
- 必要な支援を必要な人に届けるため、プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンラインでの手続き等による利便性の向上を図る必要があります。また、オンラインでの情報の入手が困難な人にも確実に情報を届けることが必要です。

【施策の方向】

- 子どもや子育て世帯に関わる人材の確保や育成を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- プッシュ型の分かりやすい情報提供に努めるとともに、オンライン手続き等による利便性の向上を図ります。

【主な取組】

No.	実施項目	実施内容
1	子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援人材の確保・育成 ・ボランティア等への支援 ・関係機関との連携強化
2	必要な支援を届けるための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者への情報提供の充実 ・子育て支援情報の積極的な発信 ・オンライン手続きの充実 ・地域子育て相談機関等との連携（再掲）

第4章

子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1 必要事業量（量の見込み）と確保方策の設定等

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「大垣市子ども・子育て支援事業計画」として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間における幼児期の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、必要事業量（量の見込み）とそれを確保するための方策等を定めます。

（1）教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供する施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことであり、本計画では、市全域を一つの「教育・保育提供区域」として設定します。

（2）必要事業量（量の見込み）の設定

必要事業量（量の見込み）の設定にあたっては、計画期間における子ども人口を推計し、令和5年度に実施した「大垣市子育て支援に関するアンケート調査」に基づき、国が示す「量の見込みの算出の手引き」により必要量を算出するとともに、直近5か年の利用実績の推移等を勘案し、事業ごとに必要事業量を設定します。

（3）確保方策の設定

確保方策の設定にあたっては、「教育・保育」では、各年度の教育・保育施設の必要利用定員総数等を、「地域子ども・子育て支援事業」では、各年度のサービス提供人数などを計画事業量として設定するとともに、提供体制を確保するための取組を定めます。

（4）対象事業

教育・保育（子ども・子育て支援給付）	
施設型給付（教育・保育施設） <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・保育園 ・認定こども園 	地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・養育支援訪問事業 ・児童育成支援拠点事業 ・乳児等通園支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・妊婦健康診査事業 ・放課後児童健全育成事業 ・親子関係形成支援事業 ・産後ケア事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育事業 ・病児保育事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業

2 必要事業量と提供体制の確保

(1) 教育・保育

① 教育・保育事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
教育事業（1・2号）	学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業
保育事業（2・3号）	児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業

※1号：満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が可能な子ども

※2号：満3歳以上かつ就学前で、家庭での保育が困難な子ども

※3号：満3歳未満で、家庭での保育が困難な子ども

2) 必要事業量と計画事業量（各年4月1日現在）

必要事業量は、1～3号の類型ごとの利用状況や利用希望、直近の実績等をもとに設定。

<教育事業>

○ 1号・2号（教育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	820	795	775	757	752
うち1号	565	547	534	521	518
うち2号（教育利用）	255	248	241	236	234
②計画事業量	1,018	1,018	1,018	1,018	1,018
認定こども園	432	432	432	432	432
保育園	0	0	0	0	0
幼稚園	586	586	586	586	586
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③＝②－①	198	223	243	261	266

※計画事業量（幼稚園）は、施設型給付対象外の私立幼稚園利用者を含む

<保育事業>

○ 2号（保育利用）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	2,303	2,231	2,178	2,124	2,110
②計画事業量	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781
認定こども園	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
保育園	959	959	959	959	959
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	0	0	0	0	0
③=②-①	478	550	603	657	671

○ 3号

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①必要事業量	1,350	1,341	1,331	1,324	1,315
うち0歳	184	183	182	181	179
うち1歳	474	469	467	464	461
うち2歳	692	689	682	679	675
②計画事業量	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378
認定こども園	838	838	838	838	838
うち0歳	113	113	113	113	113
うち1歳	290	290	290	290	290
うち2歳	435	435	435	435	435
保育園	503	503	503	503	503
うち0歳	77	77	77	77	77
うち1歳	176	176	176	176	176
うち2歳	250	250	250	250	250
幼稚園	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	37	37	37	37	37
うち0歳	11	11	11	11	11
うち1歳	13	13	13	13	13
うち2歳	13	13	13	13	13
③=②-①	28	37	47	54	63
うち0歳	17	18	19	20	22
うち1歳	5	10	12	15	18
うち2歳	6	9	16	19	23

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	保育・幼児教育提供量の確保	既存の保育施設等の定員を確保し、必要な計画事業量を確保する。
2	保育所等施設・設備の充実	子ども・子育て支援機能強化のための施設の新築、増築又は改築事業や、公立園等における環境改善事業による整備を推進する。
3	認定こども園への移行支援	認定こども園への移行を希望する事業者に対して、認可基準等に関する助言や指導を行うなど、認定こども園への移行を支援する。

4) 利用状況（各年4月1日現在）

【利用者数】

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用	1・2号	1,043	1,038	913	850	767
保育利用	2号	2,680	2,608	2,588	2,488	2,463
	3号	1,245	1,292	1,236	1,278	1,288
	うち0歳	134	134	135	119	125
	うち1・2歳	1,111	1,158	1,101	1,159	1,163
合計		4,968	4,938	4,737	4,616	4,518

※市内在住者で市内の園の利用者

※教育利用（1・2号）については、施設型給付対象外の私立幼稚園利用者を含む

【利用率】

（単位：%）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用率（全体）		64.6	65.7	65.8	66.6	68.1
3歳以上児（1・2号）	うち1号	25.8	26.2	24.0	23.4	21.9
	うち2号	66.4	66.0	68.2	68.6	70.4
	3歳未満児（3号）	34.1	36.3	36.3	38.6	41.1
うち0歳	うち0歳	11.6	11.8	12.2	11.4	13.2
	うち1・2歳	44.6	47.8	47.9	51.2	53.3

※市内在住者で市内の園の利用率

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：箇所、人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
必要事業量	- 89,582	- 89,100	- 88,595	- 88,164	- 87,658	
計画事業量	拠点事業	8 69,490	8 69,048	8 68,584	8 68,188	8 67,724
	類似事業	9 20,092	9 20,052	9 20,011	9 19,976	9 19,934
	合計	17 89,582	17 89,100	17 88,595	17 88,164	17 87,658

※必要事業量は、地域子育て支援拠点の利用者、利用希望者等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て支援拠点等の充実	拠点事業であるキッズピアおおがき・南部子育て支援センター及び保育園等に併設されている地域子育て支援センター、また、類似事業である地区センター等で開催する子育てサロン及び児童館において遊びの場を提供するとともに、相談支援等を実施する。

4) 利用状況

(単位：箇所、人(延べ))

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
拠点事業 (地域子育て支援拠点)	7	27,694	8	32,670	8	39,823	8	58,538	8	—
キッズピアおおがき 子育て支援センター	1	13,679	1	17,045	1	21,258	1	29,209	1	—
南部子育て支援センター	1	2,609	1	4,182	1	4,580	1	12,617	1	—
ながさわこども園	1	2,690	1	2,400	1	2,580	1	5,094	1	—
わかたけ保育園	1	2,520	1	1,750	1	2,284	1	1,422	1	—
木の花保育園	1	2,988	1	2,567	1	3,006	1	3,553	1	—
牧田保育園	1	1,057	1	1,084	1	1,044	1	1,383	1	—
墨俣保育園	1	2,151	1	1,878	1	2,800	1	2,596	1	—
荒崎幼稚園	—	—	1	1,764	1	2,271	1	2,664	1	—
類似事業	3	4,736	4	7,490	7	12,171	8	17,357	8	—
子育てサロン	2	827	3	1,644	6	3,118	7	6,052	7	—
南部子育て支援センター	1	628	—	—	—	—	—	—	—	—
三城地区センター	1	199	1	717	1	781	1	799	1	—
西地区センター	—	—	1	479	1	651	1	1,297	1	—
赤坂地区センター	—	—	1	448	1	571	1	870	1	—
中川ふれあいセンター	—	—	—	—	1	628	1	1,812	1	—
宇留生地区センター	—	—	—	—	1	249	1	408	1	—
安井地区センター	—	—	—	—	1	238	1	522	1	—
綾里地区センター	—	—	—	—	—	—	1	344	1	—
墨俣児童館	1	3,909	1	5,846	1	9,053	1	11,305	1	—
合計	10	32,430	12	40,160	15	51,994	16	75,895	16	—

② 利用者支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

○ 基本型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	11	11	11	11	11
計画事業量	8	8	11	11	11

○ こども家庭センター型

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1	1	1	1	1
計画事業量	1	1	1	1	1

※基本型及びこども家庭センター型の必要事業量は、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の必要量のほか、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約して整備するなど、地域の実情に応じて設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	利用者支援施設の開設・運営	相談機能の充実を図るため、キッズピアおおがき子育て支援センター及びこども家庭センターに加え、南部子育て支援センターなどの施設拡充を行う。

4) 実施状況

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所数	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

※令和6年度の母子保健型は、実際はこども家庭センター型

③ 時間外保育事業（延長保育）

1) 事業概要

事業名	事業概要
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育利用時間外に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人）

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015	-	2,015
計画事業量	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020	33	2,020

※必要事業量は、保育園等の利用希望者、利用希望時間等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	延長保育の実施	認定こども園、保育園等において延長保育を実施する。

4) 実施状況

【 実施箇所数 】

（単位：箇所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	34	33	33	33	33

【 利用者数 】

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,889	1,943	1,941	1,885	-

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で預かる事業

2) 必要事業量と計画事業量

（単位：箇所、人(延べ)）

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
必要事業量	-	130	-	130	-	130	-	130	-	130
計画事業量	5	130	5	130	5	130	5	130	5	130

※必要事業量は、ショートステイの利用実績、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	児童養護施設等で児童を預かり、養育を実施する。

4) 実施状況

（単位：箇所、人(延べ)）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
延利用者数	5	59	5	148	5	129	5	88	5	-

⑤ 一時預かり事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	34,899	34,591	34,371	34,139	34,070
計画事業量	35,130	35,120	35,120	35,110	35,110
一時預かり (私立幼稚園等)	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
一時保育 (保育園等)	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
一時預かり (キッズピア)	320	310	310	300	300
ファミリーサポ ートセンター	900	900	900	900	900
トワイライトス テイ	10	10	10	10	10

※必要事業量は、幼稚園での預かり保育等の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	一時保育の実施	保護者の疾病や就労、冠婚葬祭等の理由により、日中に家庭で保育できない子どもを対象に、一時保育を実施する。
2	一時預かりサービスの実施	キッズピアおおがき子育て支援センター交流サロン内において、生後2か月から就学前までの子どもを対象に、一時預かりサービスを実施する。
3	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営する。
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) の実施	保護者の就労等により、平日夜間や休日に児童を養育できない場合に、児童養護施設等において児童を預かる。

4) 実施状況

（単位：人(延べ)）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	22,031	24,511	26,551	25,499	26,464
一時預かり （私立幼稚園等）	13,970	20,098	22,274	21,525	21,566
一時保育 （保育園等）	5,463	3,474	3,422	2,807	3,678
一時預かり （キッズピア）	315	104	194	345	377
ファミリーサポ ートセンター	2,277	826	660	822	843
トワイライトス テイ	6	9	1	0	0

※一時預かり（私立幼稚園等）の延利用人数は、幼稚園における預かり保育分

※ファミリーサポートセンター事業の延利用人数は、就学前児童分（小学生児童については、子育て援助活動支援事業に計上）

⑥ 病児保育事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	270	264	259	254	250
計画事業量	820	820	820	820	820
市内施設	560	560	560	560	560
市外施設	260	260	260	260	260

※必要事業量は、病児・病後児保育の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	病児保育実施施設の確保	市内外の病児保育施設との連携により、病気やけがの回復期にある子どもを預かる病児保育施設を確保する。

4) 実施状況

(単位：人(延べ))

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	231	32	143	233	411
市内施設	231	20	78	43	153
市外施設	0	12	65	190	258

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等児童の預かり等の援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	400	400	400	400	400
計画事業量	400	400	400	400	400

※必要事業量は、放課後の利用希望割合、利用意向日数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	ファミリーサポートセンターの開設・運営	育児の援助を受けたい会員と、育児の援助を行いたい会員との相互調整、マッチングを行うファミリーサポートセンターを開設・運営する。

4) 実施状況

(単位：人(延べ))

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	1,131	531	376	131	368

※延利用人数は、小学生児童分

⑧ 妊婦健康診査事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：回(件))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	11,376	11,136	10,896	10,776	10,536
①妊娠届出件数	948	928	908	898	878
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12
計画事業量	11,376	11,136	10,896	10,776	10,536
①妊娠届出件数	948	928	908	898	878
②1人あたり健診回数	12	12	12	12	12

※必要事業量は、妊娠届出件数（推計）に健診回数を乗じたものを設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	妊婦健康診査の受診 勧奨	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用を補助する。

4) 実施状況

(単位：回(件))

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査受診回数	13,751	13,945	13,561	12,782	11,425
①妊娠届出件数	1,188	1,181	1,097	1,096	935
②1人あたり健診回数	11.57	11.81	12.36	11.66	12.22

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 / ⑩ 養育支援訪問事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	1,098	1,078	1,058	1,048	1,028
乳児家庭全戸訪問事業	948	928	908	898	878
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150
計画事業量	1,098	1,078	1,058	1,048	1,028
乳児家庭全戸訪問事業	948	928	908	898	878
養育支援訪問事業	150	150	150	150	150

※必要事業量は、推計人数を設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	すこやか赤ちゃん訪問の実施	生後4か月までの乳児を養育する全ての家庭を訪問する。
2	養育支援訪問の実施	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、必要な助言・指導を実施する。

4) 実施状況

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	1,281	1,286	1,215	1,177	1,110
乳児家庭全戸訪問事業	1,127	1,129	1,079	1,048	957
養育支援訪問事業	154	157	136	129	153

⑪ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

1) 事業概要

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	990	996	965	945	916
1年生	354	349	340	338	320
2年生	299	306	294	286	284
3年生	206	204	200	192	187
4年生	110	116	110	108	104
5年生	15	15	15	15	15
6年生	6	6	6	6	6
計画事業量	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
1年生	378	378	378	378	378
2年生	320	320	320	320	320
3年生	220	220	220	220	220
4年生	118	118	118	118	118
5年生	16	16	16	16	16
6年生	6	6	6	6	6

※必要事業量は、放課後の利用希望割合、推計児童数等から算出した必要量と直近の実績をもとに設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	留守家庭児童教室の運営及び民間事業者への支援	留守家庭児童教室の運営及び施設整備を実施するとともに、民間事業者への施設整備等支援を実施する。
2	留守家庭児童教室指導員の確保	留守家庭児童教室指導員を確保するとともに、指導に必要な知識・技能を習得するための研修を行うなど、指導員の育成を実施する。

4) 利用状況

○ 公立

【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	903	874	920	946	1,000
1年生	340	359	348	370	400
2年生	285	254	303	278	304
3年生	181	180	174	205	199
4年生	97	81	95	93	97
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※月平均の在籍児童数

【利用率】

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	10.6	10.2	11.0	11.5	12.4
1年生	24.2	26.9	26.5	27.9	31.0
2年生	20.0	18.1	22.7	21.3	23.1
3年生	12.8	12.5	12.3	15.4	15.2
4年生	2.3	1.9	2.2	2.2	2.3
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—

※市内全小学校の学年別児童数（各年5月1日現在）に対する利用率

○ 民間

【利用者数】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	51	55	56	56	58

※月平均の在籍児童数

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	282	277	270	264	257
計画事業量	288	288	288	288	288

※必要事業量は、対象世帯数、平均利用日数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	子育て世帯訪問支援事業の実施	対象家庭を訪問し、家庭の状況に合わせた家事・子育て等の支援を包括的に実施する。

⑬ 児童育成支援拠点事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	24	23	23	22	22
計画事業量	0	0	0	22	22

※必要事業量は、対象児童数、推計児童数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	児童育成支援拠点事業の実施	児童育成支援拠点事業の実施に向け、委託先等の検討を行う。

⑭ 親子関係形成支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	12	12	11	11	11
計画事業量	0	0	11	11	11

※必要事業量は、対象世帯数、推計児童数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	親子関係形成支援事業の実施	講義やグループワーク、個別のロールプレイなど、状況に応じたペアレント・トレーニング等の実施に向けた検討を行う。

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	2,844	2,784	2,724	2,694	2,634
計画事業量	2,844	2,784	2,724	2,694	2,634
こども家庭センター	948	928	908	898	878
保健センター	1,896	1,856	1,816	1,796	1,756

※必要事業量は、妊娠届出件数（推計）に面談回数を乗じたものを設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦等の心身の状況や環境等の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を実施する。

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1) 事業概要

事業名	事業概要
乳児等通園支援事業	保育所等施設において、満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の機会を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報提供、助言等援助を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	78	78	78	77	76
0歳児	24	24	24	24	23
1歳児	33	33	33	32	32
2歳児	21	21	21	21	21
計画事業量	0	78	78	78	78
0歳児	0	24	24	24	24
1歳児	0	33	33	33	33
2歳児	0	21	21	21	21

※必要事業量は、必要受入れ時間数から必要定員数を算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	乳児等通園支援事業の実施	こども誰でも通園制度を導入し、未就園児に適切な遊びや生活の機会を提供する。

⑰ 産後ケア事業

1) 事業概要

事業名	事業概要
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

2) 必要事業量と計画事業量

(単位：人(延べ))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要事業量	450	440	431	426	416
計画事業量	450	440	431	426	416

※必要事業量は、利用見込み産婦数、平均利用日数等から算出し設定

3) 確保方策

No.	実施項目	実施内容
1	産後ケア事業の実施	産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保する。

（3）子ども・子育て支援事業計画策定における関連資料

① 子どもの人口推計

【0～11歳の推計人口（令和7年度～令和11年度）各年4月1日】 （単位：人）

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳～2歳	3,036	2,970	2,990	2,933	2,881
0歳	1,008	988	968	952	938
1歳	962	1,021	1,001	980	963
2歳	1,066	961	1,021	1,001	980
3歳～5歳	3,380	3,284	3,104	3,012	2,948
3歳	1,105	1,057	952	1,012	992
4歳	1,127	1,100	1,052	948	1,008
5歳	1,148	1,127	1,100	1,052	948
6歳～8歳	3,803	3,619	3,497	3,376	3,280
6歳	1,224	1,151	1,130	1,103	1,055
7歳	1,248	1,220	1,147	1,126	1,099
8歳	1,331	1,248	1,220	1,147	1,126
9歳～11歳	4,058	4,029	3,941	3,793	3,609
9歳	1,369	1,332	1,249	1,221	1,148
10歳	1,333	1,365	1,328	1,245	1,217
11歳	1,356	1,332	1,364	1,327	1,244

（注）推計方法：コーホート変化率法による推計

（n歳の人口）＝（前年のn－1歳の人口）×変化率（※1）

（0歳の人口）＝（前年の15～49歳の女性人口）×出生比（※2）

※1 変化率：n歳人口の、前年のn－1歳の人口に対する比率

→令和2年から令和6年までの変化率の平均を適用

※2 出生比：0歳人口の、前年の15～49歳の女性人口に対する比率

→令和2年から令和6年までの出生比の平均を適用

② 教育・保育の利用状況

【 年齢別利用者数・利用率（各年4月1日現在） 】

年度	区分	総数(人) a	保育利用		教育利用		計	
			人数(人) b	利用率 $b \div a$	人数(人) c	利用率 $c \div a$	人数(人) b+c	利用率 $(b+c) \div a$
令和2	0歳	1,156	134	11.6%			134	11.6%
	1歳	1,236	488	39.5%			488	39.5%
	2歳	1,256	623	49.6%			623	49.6%
	3歳	1,324	871	65.8%	317	23.9%	1,188	89.7%
	4歳	1,386	910	65.7%	385	27.8%	1,295	93.4%
	5歳	1,328	899	67.7%	341	25.7%	1,240	93.4%
	合計	7,686	3,925	51.1%	1,043	13.6%	4,968	64.6%
令和3	0歳	1,138	134	11.8%			134	11.8%
	1歳	1,177	490	41.6%			490	41.6%
	2歳	1,246	668	53.6%			668	53.6%
	3歳	1,247	787	63.1%	340	27.3%	1,127	90.4%
	4歳	1,329	898	67.6%	334	25.1%	1,232	92.7%
	5歳	1,378	923	67.0%	364	26.4%	1,287	93.4%
	合計	7,515	3,900	51.9%	1,038	13.8%	4,938	65.7%
令和4	0歳	1,105	135	12.2%			135	12.2%
	1歳	1,130	464	41.1%			464	41.1%
	2歳	1,171	637	54.4%			637	54.4%
	3歳	1,226	826	67.4%	296	24.1%	1,122	91.5%
	4歳	1,239	823	66.4%	322	26.0%	1,145	92.4%
	5歳	1,333	939	70.4%	295	22.1%	1,234	92.6%
	合計	7,204	3,824	53.1%	913	12.7%	4,737	65.8%
令和5	0歳	1,045	119	11.4%			119	11.4%
	1歳	1,125	525	46.7%			525	46.7%
	2歳	1,137	634	55.8%			634	55.8%
	3歳	1,162	785	67.6%	266	22.9%	1,051	90.4%
	4歳	1,221	853	69.9%	277	22.7%	1,130	92.5%
	5歳	1,245	850	68.3%	307	24.7%	1,157	92.9%
	合計	6,935	3,766	54.3%	850	12.3%	4,616	66.6%
令和6	0歳	950	125	13.2%			125	13.2%
	1歳	1,066	485	45.5%			485	45.5%
	2歳	1,115	678	60.8%			678	60.8%
	3歳	1,132	767	67.8%	272	24.0%	1,039	91.8%
	4歳	1,148	814	70.9%	252	22.0%	1,066	92.9%
	5歳	1,220	882	72.3%	243	19.9%	1,125	92.2%
	合計	6,631	3,751	56.6%	767	11.6%	4,518	68.1%

※総数(a)は大垣市住民基本台帳人口を使用

③ 3歳未満児の保育利用率

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満児（総数）	3,036人	2,970人	2,990人	2,933人	2,881人
うち0歳	1,008人	988人	968人	952人	938人
うち1歳	962人	1,021人	1,001人	980人	963人
うち2歳	1,066人	961人	1,021人	1,001人	980人
②利用人数	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人
うち0歳	201人	201人	201人	201人	201人
うち1歳	479人	479人	479人	479人	479人
うち2歳	698人	698人	698人	698人	698人
⑤利用率（目標値）②／①	45.4%	46.4%	46.1%	47.0%	47.8%
うち0歳	19.9%	20.3%	20.8%	21.1%	21.4%
うち1歳	49.8%	46.9%	47.9%	48.9%	49.7%
うち2歳	65.5%	72.6%	68.4%	69.7%	71.2%

第5章

計画の推進体制

1 大垣市子ども・子育て会議

本計画や子ども・子育て支援に関する施策の実施及び評価等について、「大垣市子ども・子育て会議」において審議します。

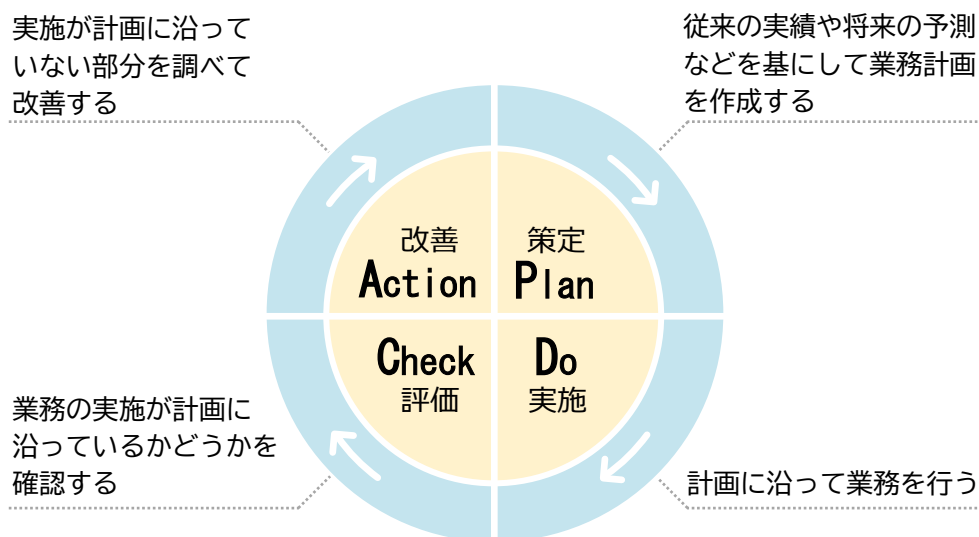
2 計画の進行管理

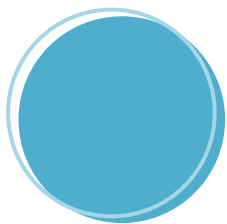
本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進するため、評価指標及び目標値を別に定め、その進捗状況について、「大垣市子ども・子育て会議」において、年度ごとに点検・評価を行います。

評価に当たっては、基本施策における実施事業について、目標値に対する達成状況の確認を行います。

なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて見直しを検討します。

PDCAサイクルのイメージ





資料

1 計画策定経過

【令和5年度】

年 月 日	項 目	内 容
令和5年9月19日～ 令和5年10月6日	こどもの居場所 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> こどもの居場所アンケートの実施 (対象人数) 小学生 1,497人 中学生 1,676人 (回答人数) 小学生 1,369人 中学生 1,337人
令和5年10月11日	第2回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> 次期子育て支援計画の策定について 子育て支援に関するニーズ調査について こどもの生活状況調査について
令和5年11月1日～ 令和5年11月17日	子育て支援に 関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施 (対象人数) 未就学児保護者 1,600人 小学生保護者 1,600人 (回答人数) 未就学児保護者 721人 小学生保護者 686人 こどもの生活状況調査の実施 (対象人数) 小学5年生 500人 中学2年生 500人 小学1年生の保護者 500人 小学5年生の保護者 500人 中学2年生の保護者 500人 (回答人数) 小学5年生 240人 中学2年生 200人 小学1年生の保護者 273人 小学5年生の保護者 278人 中学2年生の保護者 264人
令和6年1月29日～ 令和6年2月13日	子育て支援に 関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート（16歳以上対象）の実施 (対象人数) 16歳以上の市民 800人 (回答人数) 16歳以上の市民 282人
令和6年2月27日	第3回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> 次期子育て支援計画策定の進め方について

【令和6年度】

年 月 日	項 目	内 容
令和6年5月14日	第1回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子育て支援計画策定の進め方について ・次期子育て支援計画に係る施策検討について ・子育て支援に関するアンケート結果の報告について ・子どもの意見の政策反映に向けた取組について
令和6年7月1日～ 令和6年7月20日	こどものための 取組についての アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・こどものための取組についてのアンケートの実施 (対象者) 小中学生及び高校生 (回答人数) 2,598人
令和6年7月9日	第2回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子育て支援計画に係る施策検討について
令和6年8月7日	こどもまんなか 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもまんなか意見交換会の実施 (参加者) 中学生 4人 高校生 10人
令和6年8月20日	第3回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来計画事務局案（前編）について
令和6年10月16日	第4回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来計画事務局案（後編）について
令和6年11月27日	第5回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来計画（素案）について
令和7年2月10日	第6回 子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来計画（案）について

○ 子育て支援会議委員名簿（令和7年3月現在）

区分	氏名	備考
学識経験者	◎光井 恵子	大垣女子短期大学幼児教育学科
	○藤岡 恭子	岐阜協立大学経済学部
子育てに関し優れた 識見を有する者	井上 直美	大垣市民生・児童委員協議会
	早野 雅子	大垣市小中学校長会
	平野 宏司	大垣私立幼稚園連合会
	浅野 弘峰	大垣民間保育園連合会
	松村 麻里	大垣市PTA連合会
	大橋 奈麻輝	社会福祉法人大垣市社会福祉協議会
	三代 広子	大垣市子ども会育成連絡協議会
	安田 典子	特定非営利活動法人くすくす
その他市長が適当と 認める者	竹本 靖彦	大垣市医師会
	三輪 正直	大垣商工会議所
	村橋 真喜子	連合岐阜西濃地域協議会
公募委員	松好 和子	
	古田 せな	

◎会長、○副会長

(敬称略、順不同)

2 大垣市こども未来条例

大垣市子育て支援条例(平成22年条例第1号)の全部を改正する。

令和7年3月 日
条例第 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割(第5条—第10条)

第3章 こどもまんなかの基本的取組(第11条—第16条)

第4章 推進体制等(第17条—第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

全ての子どもは、未来を創るかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長は、私たち市民全ての願いです。

私たちが目指す大垣市の姿は、全ての家庭が安心して子育てができ、社会全体で子どもの育ちと子育てを支える共育てのまちであるとともに、子どもの権利が保障され、子ども一人一人が夢と希望を持ち、自分らしく成長できる社会です。

これらを実現するためには、市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者などが、それぞれの役割を認識し、連携・協働していく必要があります。

ここに、私たちは、こどもまんなかのまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安心して子育てができる共育てのまちを実現するとともに、全ての子どもが権利の主体として、夢や希望を持ち、健やかに成長するまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他心身の発達の過程にあり、これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 市民(市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいい、子どもを除く。)及び市内で活動を行う非営利の団体等をいう。
- (4) 園・学校等関係者 保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童養護施設その他子どもの学び及び育ちを支えることを目的とする施設の職員及び関係者をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 子どもに係る取組は、安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに成長していくために、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) 子育てに楽しみを感じることができるよう、全ての者が連携し、及び協働して、子育てを支援すること。
- (3) 子どもが地域の一員として、地域活動等に参加できる環境をつくること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、権利の主体として認められ、年齢及び成長に応じ、次に掲げる権利が保障される。

- (1) あらゆる差別を受けない権利
- (2) 最も良いことが優先して考えられる権利
- (3) 幸せに育ち、生きる権利
- (4) 自分の意見を表明する権利
- (5) かけがえのない存在として大切にされる権利
- (6) 親と引き離されない権利
- (7) 表現の自由が守られる権利
- (8) 思想及び宗教の自由が守られる権利
- (9) ほかに人と団体を作り、又は集会を行う権利
- (10) プライバシー及び誇りが守られる権利
- (11) 成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利
- (12) あらゆる暴力及び虐待から守られ、保護される権利
- (13) 教育及び訓練を受ける権利
- (14) 必要な医療及び保健サービスを受ける権利
- (15) 休み、遊び及び興味のある活動に参加する権利
- (16) 無理やり働かされ、又は有害な仕事をしないように守られる権利
- (17) 虐待などの被害に遭った場合又は罪を犯した場合に社会に戻るための支援を受ける権利

第2章 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関する役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者（以下「市等」という。）は、互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障するとともに、こどもまんなかのまちづくりに努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもに係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、子どもに係る施策の立案及び推進に当たっては、市民及び子どもの意向を把握するとともに、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者との連携及び協働により、取り組むよう努めるものとする。

- 3 市は、保護者、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるようにするため、必要に応じ支援するとともに、関係機関の連携を図るための調整に努めるものとする。
- 4 市は、子どもからの相談及び子どもに関する相談に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、児童の権利に関する条約に定める権利及び子どもに係る施策の内容について、子どもを含め誰もが広く理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(保護者の役割)

- 第7条 保護者は、子どもの養育及び発達について、大切な役割と責任があることを認識し、必要に応じ、周囲からの協力を得つつ、子どもが心身ともに安らかに過ごし、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- 2 保護者は、子どもの人格を認め、自分を大切にすゝる気持ちを育み、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう子どもの養育に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

- 第8条 地域住民等は、次代を担う子どもの育ち並びに子育てに対する支援の重要性及び必要性についての理解を深めるとともに、子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 地域住民等は、地域において、子どもが多様な世代と交流する機会の創出に努めるものとする。
 - 3 地域住民等は、地域における交流、見守り活動等を通じ、子どもが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

(園・学校等関係者の役割)

- 第9条 園・学校等関係者は、子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えるとともに、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 園・学校等関係者は、集団生活を通じ、子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。
 - 3 園・学校等関係者は、子どもが安心して過ごすことができる環境を提供するとともに、子どもの課題等に早期に気付き、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第10条 事業者は、雇用する労働者が安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、労働者の仕事と生活の調和に必要な環境づくりを行うよう努めるものとする。

第3章 こどもまんなかの基本的取組

(子どもの意見表明及び社会参加)

- 第11条 市等は、子どもの意見表明の場を設け、子どもに係る施策及びまちづくりに生かすよう努めるものとする。

2 市等は、子どもに係る施策及びまちづくりに対して意見や提案ができるよう、子どもの視点に立った情報の提供や学ぶ機会の創出に努めるものとする。

3 市等は、子どもが地域及び社会における活動に参画する機会の創出に努めるものとする。

(子どもの育ちの支援)

第12条 市等は、子どもが社会との関わりの中で、他者と共生し、お互いを尊重し、自立していくために必要な機会づくり及び支援に努めるものとする。

2 市等は、子どもが多様な経験及び体験をする機会を設け、子どもの生きる力を育むよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第13条 市等は、子どもにとって、家庭をはじめ、園、学校等が居場所になっていることを踏まえ、家庭への支援、園、学校等の環境整備に努めるものとする。

2 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、子どもが、家庭、園、学校等とは異なる人間関係及び環境の中で、穏やかに過ごし、及び安心して遊び、体験等の活動を行うなど、主体的に過ごすことができる多様な居場所づくりに努めるものとする。

(子どもの状況に応じた支援)

第14条 市等は、子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができるよう、子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰その他の精神的及び身体的暴力の予防、防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市等は、個別の支援が必要と認める子どもに対し、その状況に応じ、関係機関と連携し、適切な支援に努めるものとする。

(安全、安心な環境の整備)

第15条 市等は、子どもを犯罪、事故、災害による被害その他有害又は危険な環境から守るとともに、子どもが安全で安心して育ち、暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(共育での環境づくり)

第16条 市、地域住民等、園・学校等関係者及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行うとともに、地域ぐるみで、子育てしやすい共育での環境づくりに努めるものとする。

第4章 推進体制等

(計画の策定)

第17条 市は、子どもに係る施策を推進するため、総合的な計画を策定するとともに、施策の評価を行うものとする。

(子ども・子育て会議)

第18条 市の子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに施策の実施状況について調査審議するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第 号)に定めるところにより、大垣市子ども・子育て会議を設置する。

(水都っ子月間)

第19条 それぞれの役割及び協働の必要性の認識を深め、子ども及び子育て世帯をまち全体で支える共育ての気運を醸成するため、5月及び11月を水都っ子月間とする。

2 市は、前項に規定する期間のほか、特に必要があると認めるときは、こどもまんなかの取組を推進する期間を別に設けることができる。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 大垣市子ども・子育て支援対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 子どもの健やかな育ち及び子育て支援に関し、まちづくり、福祉、経済、教育、医療等の各分野にまたがる子ども及び子育て支援に係る対策の部局間の連携を図り、総合的かつ計画的、効果的な施策の推進を図るため、大垣市子ども・子育て支援対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の子ども・子育て支援に係る計画及び施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 大垣市こども未来条例(令和7年条例第●号)に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援対策に係る関係部局の総合調整に関すること。
- (4) その他推進本部が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に定める職にある者及び本部長が指名する者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、推進本部を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させて、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部を補助し、具体的な検討を行うため、大垣市子ども・子育て支援対策推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者及び幹事長の指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、こども未来部長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、関係課等の者を会議に出席させて、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部及び幹事会の事務局は、子育て支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(大垣市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 大垣市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱（平成17年2月21日制定）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長
副市長
教育長
企画部長
総務部長
市民活動部長
上石津地域事務所長
墨俣地域事務所長
生活環境部長
危機管理部長
健康福祉部長
こども未来部長
経済部長
建設部長
水道部長
都市計画部長
議会事務局長
教育委員会事務局長
病院事務局長
消防長

別表第2(第6条関係)

企画部	地域創生戦略課長、広報・都市プロモーション課長・情報企画課長
総務部	行政管理課長、財政課長
市民活動部	まちづくり推進課長、男女共同参画推進室長、市民活動推進課長、人権擁護推進室長
上石津地域事務所	地域政策課長
墨俣地域事務所	地域政策課長
生活環境部	環境政策課長
危機管理部	危機管理課長
健康福祉部	社会福祉課長、障がい福祉課長、国保医療課長、保健センター所長
こども未来部	こども未来部長 子育て支援課長、保育課長、子育て総合支援センター所長
経済部	商工観光課長、産業振興室長
建設部	管理課長
水道部	企画経営課長
都市計画部	都市計画課長、公園みどり課長、住宅課長
教育委員会事務局	教育庶務課長、学校教育課長、社会教育スポーツ課長、文化振興課長、図書館長、教育総合研究所長
市民病院	病院庶務課長
大垣消防組合	総務課長

4 子育て支援に関するアンケート等

本計画の策定に向け、その基礎資料として子育てに関する意向等を把握するため、各種アンケート等を実施しました。

(1) 子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）

① 調査内容

子育て支援のための施策やサービスの利用状況等のニーズ、重要度・満足度等について ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,600通	721通	45.1%
小学生の保護者	1,600通	686通	42.9%
合計	3,200通	1,407通	44.0%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(2) こどもの生活状況調査

① 調査内容

学校生活・生活習慣、自分の思いや気持ち、生活の満足度、放課後の過ごし方、習いごとについて ほか

② 調査対象者と回収状況

対 象		配布数	回収数	回収率
子ども	小学5年生	500通	240通	48.0%
	中学2年生	500通	200通	40.0%
	合計	1,000通	440通	44.0%
保護者	小学1年生の保護者	500通	273通	54.6%
	小学5年生の保護者	500通	278通	55.6%
	中学2年生の保護者	500通	264通	52.8%
	合計	1,500通	815通	54.3%

③ 調査期間

令和5年11月1日～令和5年11月17日

(3) 子育て支援に関するアンケート（16歳以上対象）

① 調査内容

子どもの居場所、子育て支援施策の満足度・重要度について

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
16歳以上の市民	800通	282通	35.3%

③ 調査期間

令和6年1月29日～令和6年2月13日

(4) こどもの居場所アンケート

① 調査内容

子どもの居場所について

② 調査対象者と回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
小学3～4年生	696通	646通	92.8%
小学5～6年生	801通	723通	90.3%
中学生	1,676通	1,337通	79.8%
合計	3,173通	2,706通	85.3%

③ 調査期間

令和5年9月19日～令和5年10月6日

(5) こどものための取組についてのアンケート

① 調査内容

子どもの権利、少子化対策について ほか

② 調査対象者と回答状況

調査対象者 市内在住・在学の小中学生及び高校生

回答状況 2,598件（小学生 1,248、中学生 415、高校生 935）

③ 調査期間

令和6年7月1日～令和6年7月20日

(6) こどもまんなか意見交換会

① テーマ

子どもの居場所、子どもの権利、少子化対策について ほか

② 対象者

市内在住在学の中学生及び高校生（中学生4人、高校生10人）

③ 実施日

令和6年8月7日

(7) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、大垣市パブリック・コメント手続要綱に基づくパブリック・コメントを実施し、計画案を広く市民に公表して意見等を求めました。

① 実施期間

令和6年12月16日～令和7年1月15日

② 意見提出件数

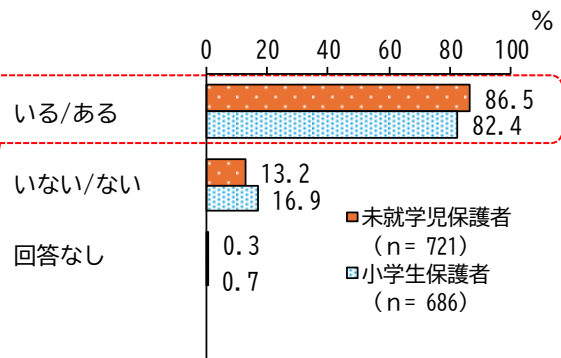
40件（31人）

5 アンケート結果

(1) 子育てに関する相談先 未就学児保護者、小学生保護者の回答

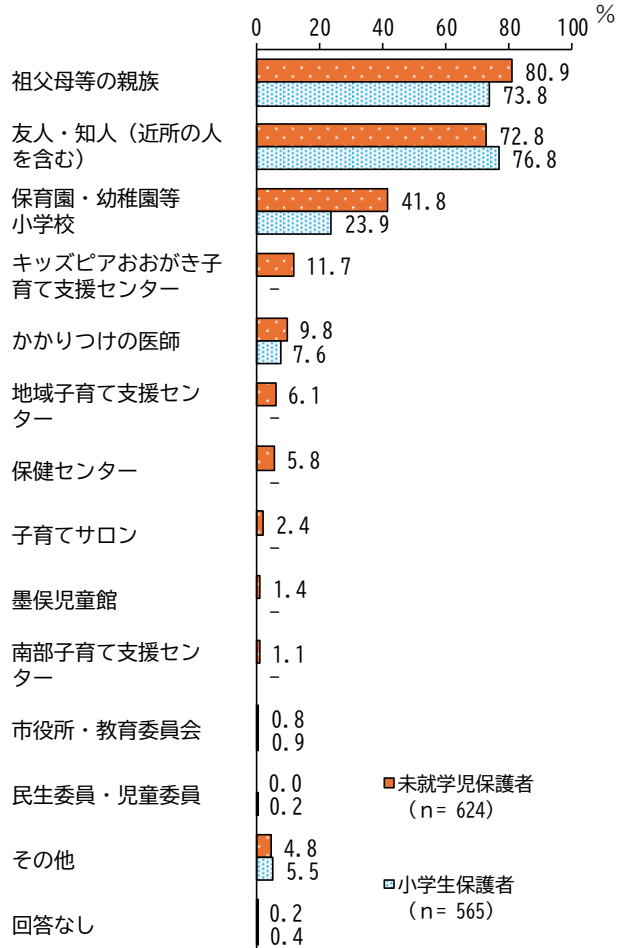
<子育て・教育に関する悩みや不安を気軽に相談できる人や場所>

未就学児の保護者も小学生の保護者も相談できる人や場所が「いる/ある」が80%以上となっています。一方で、「いない/ない」も10%を超えています。



<子育て・教育に関する悩みや不安を気軽に相談できる先> (「いる/ある」の内訳)

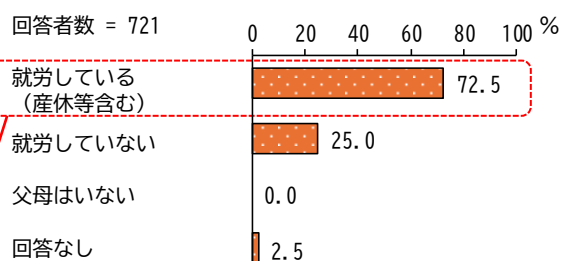
子育てや教育に関する相談は、未就学児の保護者も小学生の保護者も、祖父母等の親族や友人・知人が70%を超えています。保育園・幼稚園等や小学校も比較的高い傾向にありますが、市役所や教育委員会は1%未満となっています。



(2) 母親の就労状況と未就学児の入園状況 未就学児保護者の回答

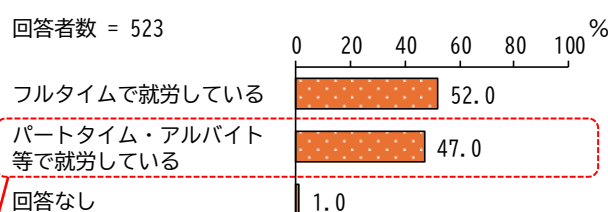
<母親の就労状況>

「就労している（産休等含む）」が72.5%、「就労していない」が25.0%となっています。



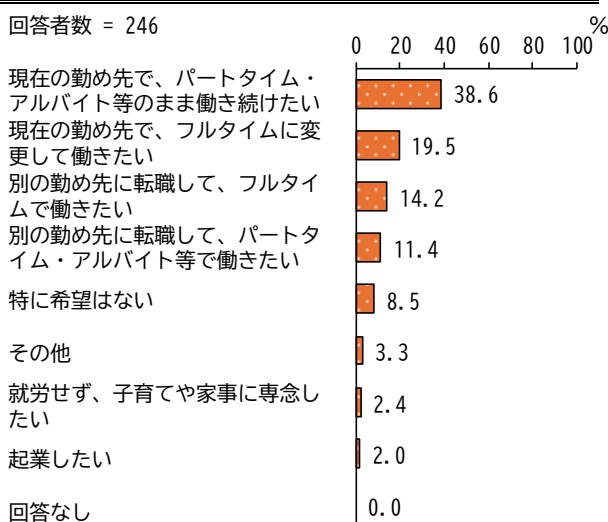
<母親の就労形態> (「就労している」72.5%の内訳)

「フルタイムで就労している」が52.0%、「パートタイム・アルバイト等で就労している」が47.0%となっています。



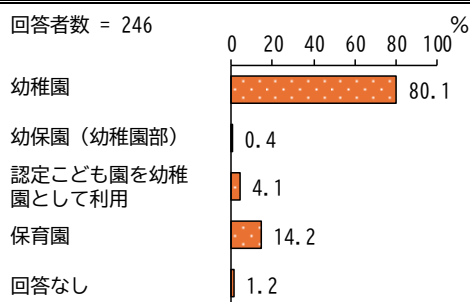
<母親の今後希望する働き方> (「パートタイム・アルバイト等で就労している」47.0%の内訳)

パートタイム・アルバイト等で働いている母親のうちフルタイムで働きたいとの希望は33.7%となっています。



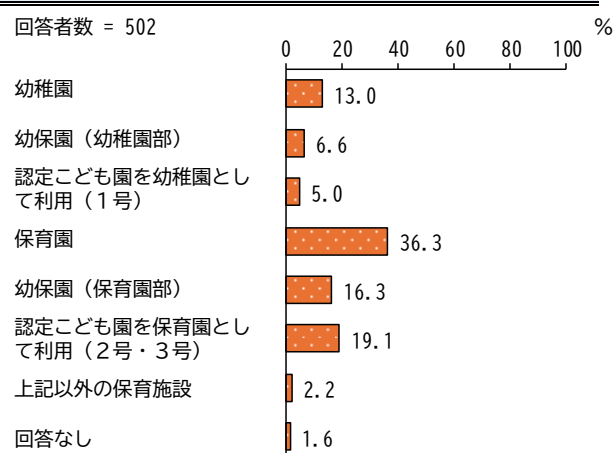
<入園状況>

(「パートタイム・アルバイト等で就労している」47.0%の内訳)



<未就学児の入園状況>

幼稚園の利用者が24.6%、保育園の利用者が71.7%となっています。

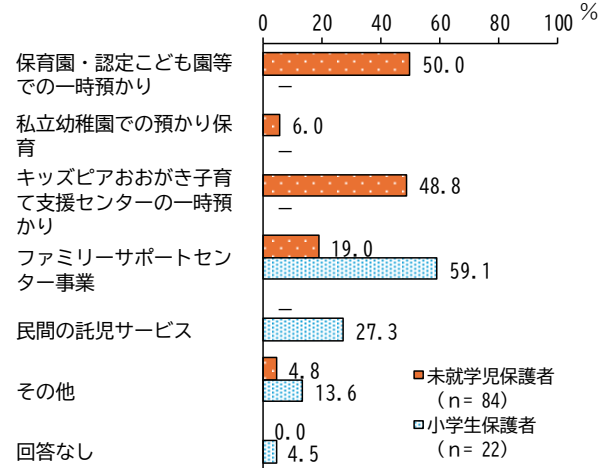


(3) 保護者に用事があるときの「一時預かり」

未就学児保護者、小学生保護者の回答

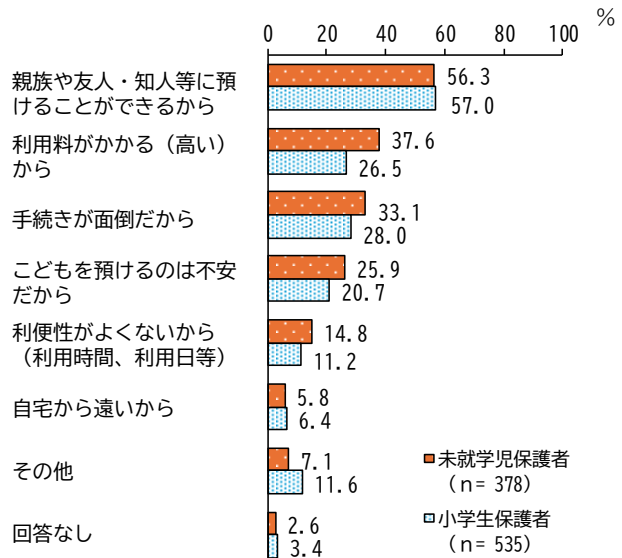
<利用した一時預かり支援サービス>

未就学児の保護者では、保育園等での一時預かりの利用者が50%、キッズピアおおがき子育て支援センターでの一時預かりが48.8%となっており、小学生の保護者では、ファミリーサポートセンター事業が59.1%となっています。



<一時預かり支援サービスを利用しない理由>

一時預かりサービスを利用しない理由については、未就学児の保護者も小学生の保護者も、「親族や友人等に預けることができる」が55%を超えており、利用料が高いことや手続きが面倒、子どもを預けることが不安といった回答が高くなっています。



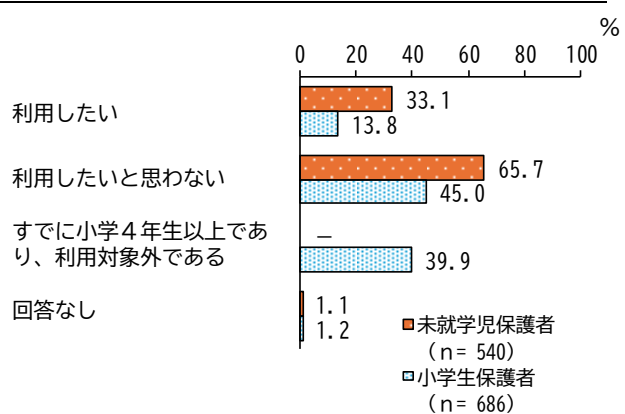
(4) 子どもの病気やけが等の際の対応方法

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<「病児保育」の利用希望>

「利用したい」が、未就学児の保護者では33.1%、小学生の保護者では13.8%となっています。

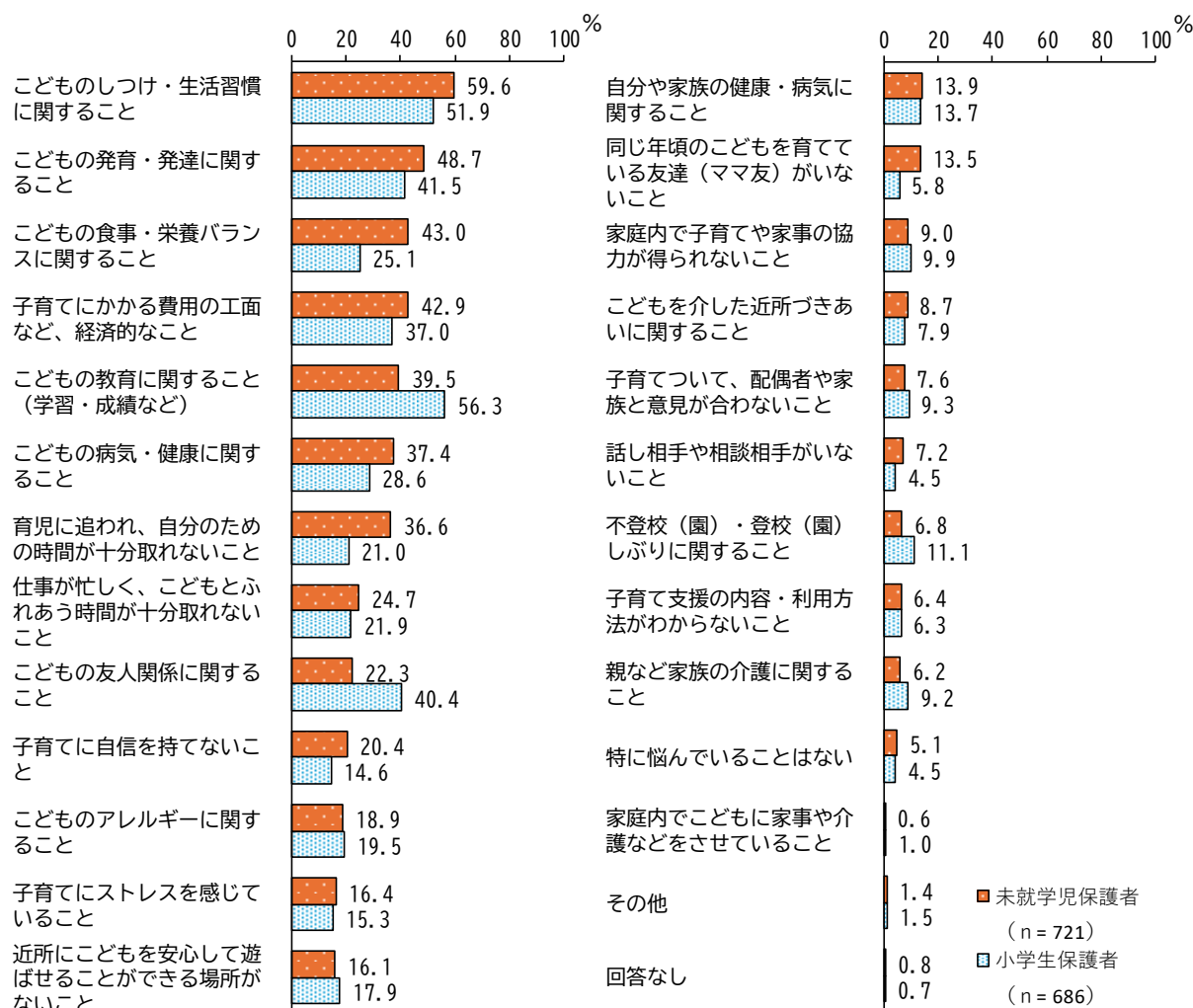
「利用したいとは思わない」は、未就学児の保護者では65.7%、小学生の保護者では45.0%となっており、その理由として、「祖父母等の親族に預けることができるから」、「利用料がかかるから」、「利用手続きが面倒だから」などが挙げられています。



(5) 子育てに関する悩み等について 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てに関する悩み、気になることについて>

未就学児の保護者では「子どものしつけ・生活習慣に関すること」、小学生の保護者では「子どもの教育に関すること（学習・成績など）」が最も高くなっています。



(6) いじめ及び不登校について 小学生、中学生の回答

<いじめられたり休んだりしたか>

いじめられたことが「よくあった」、「時々あった」と回答した小学5年生は13.3%、中学2年生は12.5%で1割以上となっています。また、病気以外で1か月以上学校を休んだことが「よくあった」、「時々あった」と回答した小学5年生は1.7%、中学2年生は3.5%となっています。

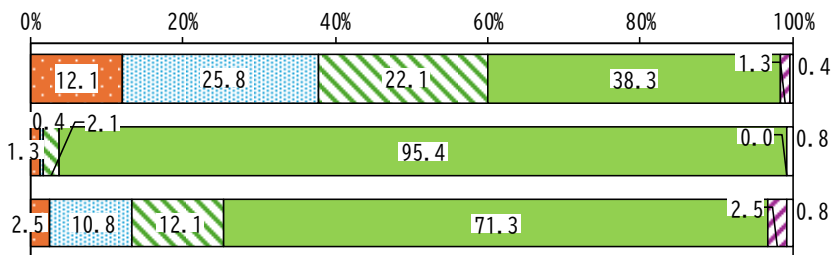
小学5年生

回答者数 = 240

学校に行きたくないと思った

1か月以上学校を休んだ
(病気の時を除く)

いじめられた



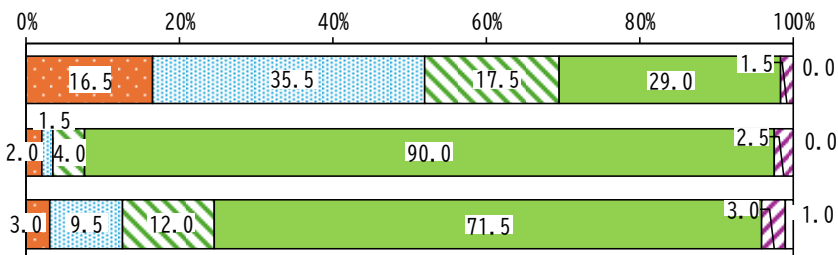
中学2年生

回答者数 = 200

学校に行きたくないと思った

1か月以上学校を休んだ
(病気の時を除く)

いじめられた



- よくあった
- 時々あった
- あまりなかった
- なかった
- わからない・答えたくない
- 回答なし

(7) 子育てに関する意識について

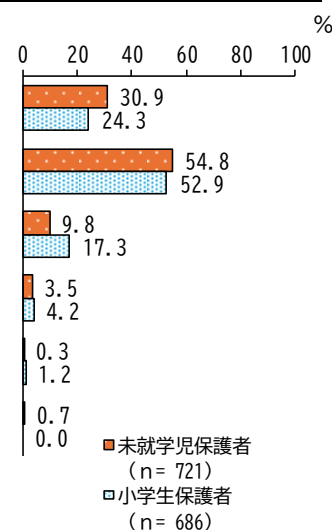
未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てにおける楽しさについて>

未就学児の保護者では「どちらかといえば楽しい」、「とても楽しい」を合わせて85.7%、一方、「どちらかといえば辛い」、「とても辛い」を合わせて3.8%となっています。

小学生の保護者では「どちらかといえば楽しい」、「とても楽しい」を合わせて77.2%、一方、「どちらかといえば辛い」、「とても辛い」を合わせて5.4%となっています。

とても楽しい
どちらかといえば楽しい
どちらともいえない
どちらかといえば辛い
とても辛い
回答なし



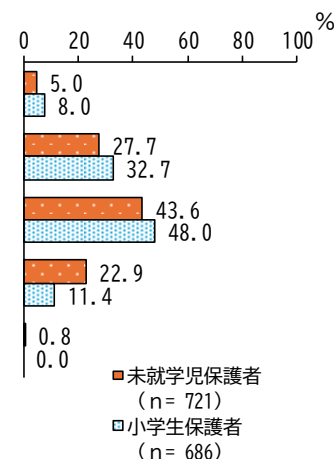
<子どもの心を傷つけてしまうような叱り方や発言の有無>

未就学児の保護者では「まれにある(まれにあった)」が43.6%、「時々ある(時々あった)」が27.7%、「よくある(よくあった)」が5.0%となっています。

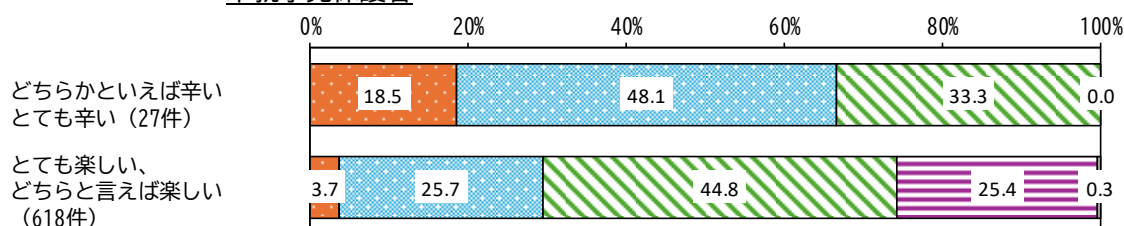
小学生の保護者では「まれにある(まれにあった)」が48.0%、「時々ある(時々あった)」が32.7%、「よくある(よくあった)」が8.0%となっています。

子育てが辛いと思う人のほうが、子どもの心を傷つけてしまうような叱り方や発言になりやすい傾向にあります。

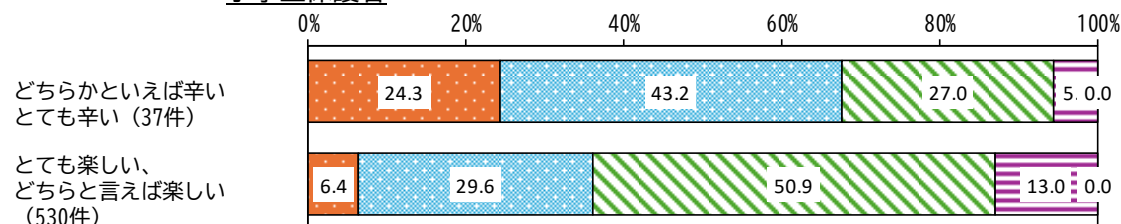
よくある(よくあった)
時々ある(時々あった)
まれにある(まれにあった)
まったくない(まったくなかった)
回答なし



未就学児保護者



小学生保護者



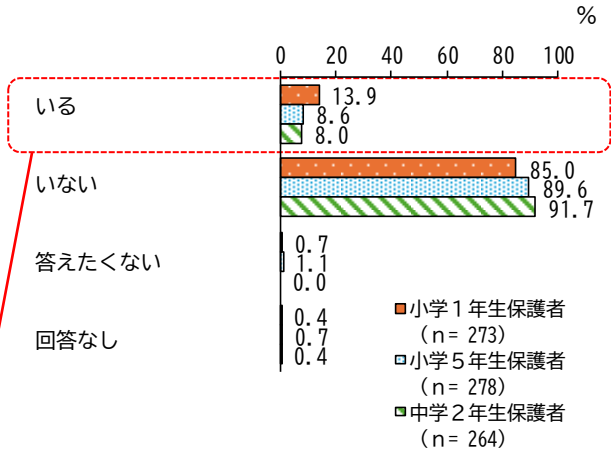
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方がよくある(よくあった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方が時々ある(時々あった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方がまれにある(まれにあった)
- こどもの心を傷つけてしまう叱り方はまったくない(まったくなかった)
- 回答なし

(8) ヤングケアラーについて

小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族の中に子どもがお世話をしている人の有無について>

小学1年生の保護者では「いる」が13.9%、小学5年生の保護者では8.6%、中学2年生の保護者では8.0%となっています。

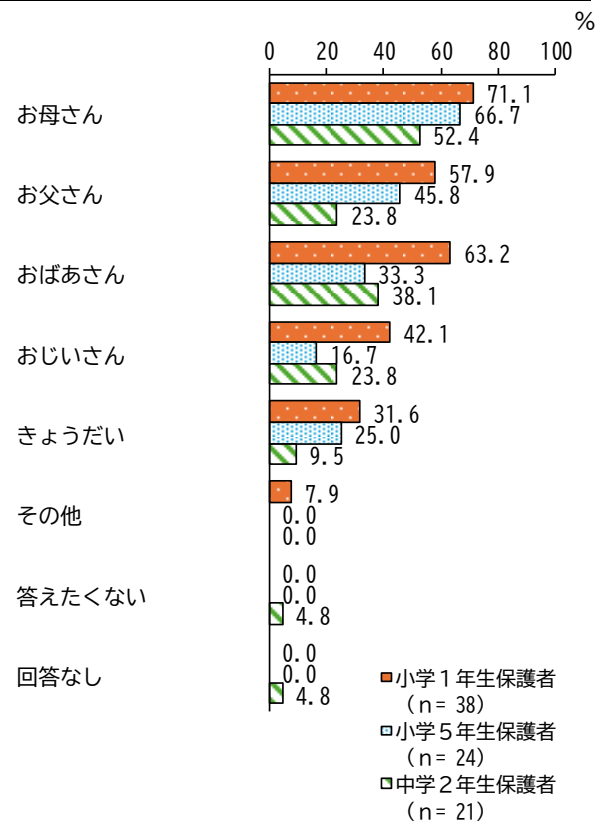


<子どもがお世話をしている人は> (「いる」小学1年生の保護者13.9%、小学5年生の保護者8.6%、中学2年生の保護者8.0%の内訳)

小学1年生の保護者では「お母さん」が最も高く71.1%、次いで、「おばあさん」が63.2%、「お父さん」が57.9%となっています。

小学5年生の保護者では「お母さん」が最も高く66.7%、次いで、「お父さん」が45.8%、「おばあさん」が33.3%となっています。

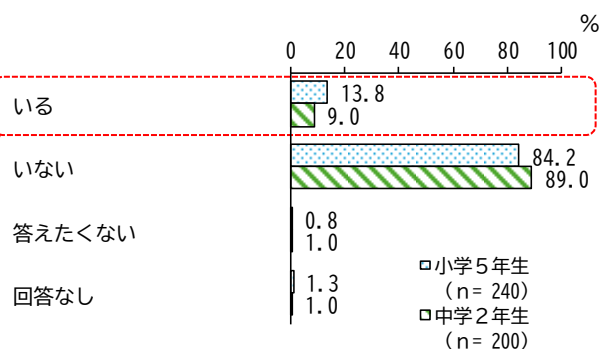
中学2年生の保護者では「お母さん」が最も高く52.4%、次いで、「おばあさん」が38.1%、「お父さん」「おじいさん」が23.8%となっています。



小学生、中学生の回答

<家族の中にお世話をしている人の有無について>

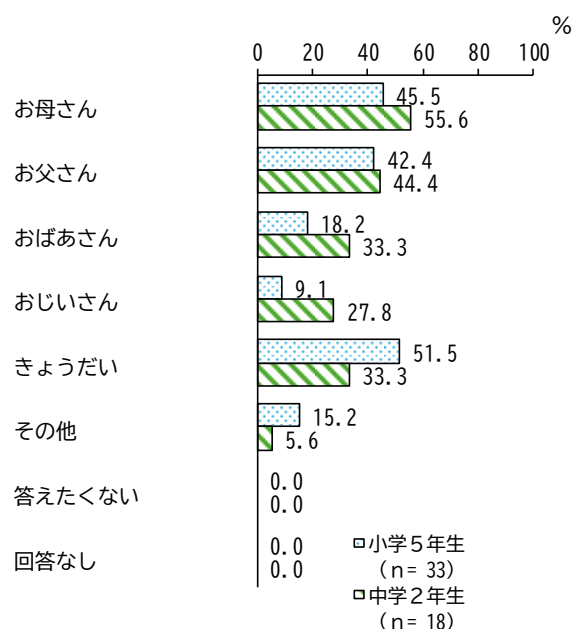
小学5年生では「いる」が13.8%となっており、中学2年生では「いる」が9.0%となっています。



<お世話をしている人は>（「いる」小学5年生13.8%、中学2年生9.0%の内訳）

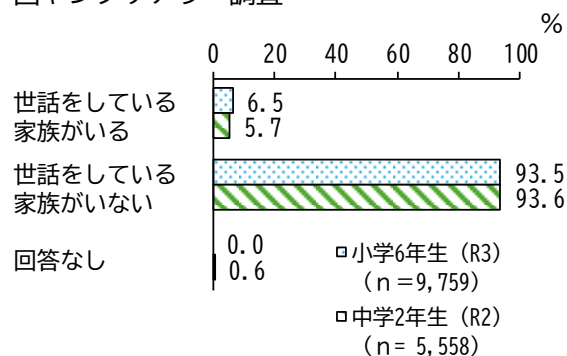
小学5年生では「きょうだい」が最も高く51.5%、次いで、「お母さん」が45.5%、「お父さん」が42.4%、「おばあさん」が18.2%、「おじいさん」が9.1%となっています。

中学2年生では「お母さん」が最も高く55.6%、次いで、「お父さん」が44.4%、「おばあさん」、「きょうだい」が33.3%、「おじいさん」が27.8%となっています。



<参考>

国ヤングケアラー調査



資料：厚生労働省

- ・「小学生の生活についてのアンケート調査」（令和3年度実施）
- ・「中高生の生活実態に関する調査」（令和2年度実施）

県ヤングケアラー調査



資料：岐阜県

- ・「小学生の生活実態に関するアンケート調査」
- ・「中高生の生活実態に関するアンケート調査」（いずれも令和4年度実施）

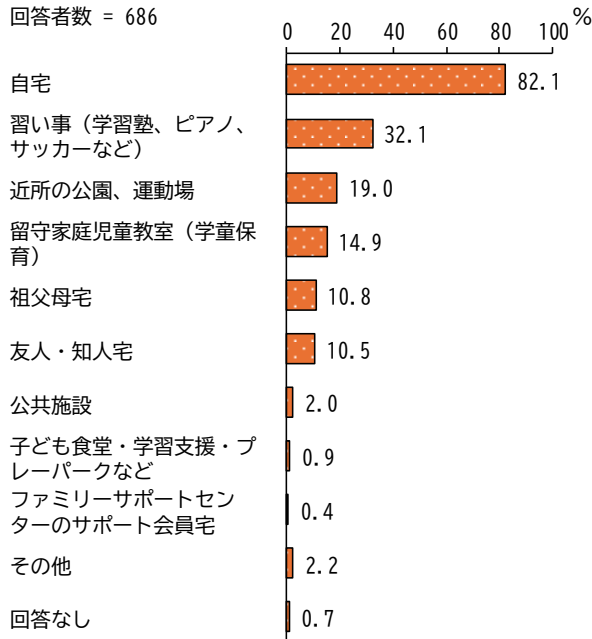
(9) 居場所について

小学生保護者の回答

<現在の放課後の過ごし方>

小学生の保護者では「自宅」が最も高く82.1%、次いで、「習い事（学習塾、ピアノ、サッカーなど）」が32.1%、「近所の公園、運動場」が19.0%、「留守家庭児童教室（学童保育）」が14.9%、「祖父母宅」が10.8%となっています。

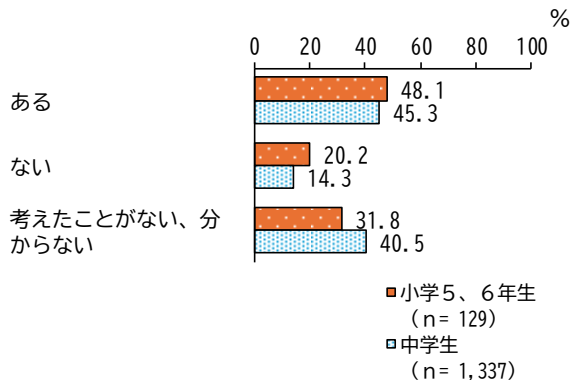
回答者数 = 686



小学生、中学生の回答

<家や学校以外に行く場所（居場所）の有無について>

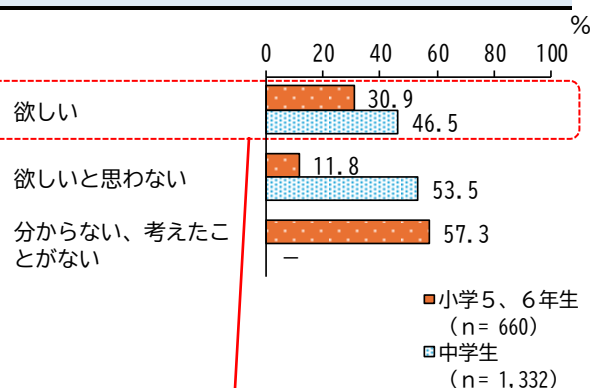
小学5、6年生も中学生も「ある」が最も高く40%を超えています。次いで、「考えたことがない、分からない」、「ない」となっています。



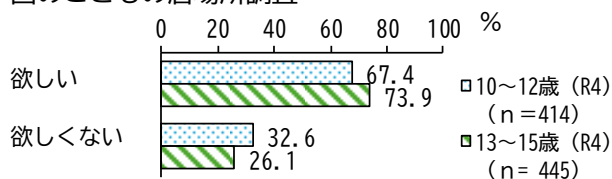
<居場所が欲しいか否かについて>

小学5、6年生では「分からない、考えたことがない」が最も高く57.3%、次いで、「欲しい」が30.9%、「欲しいと思わない」が11.8%となっています。

中学生では「欲しい」が46.5%、「欲しいと思わない」が53.5%となっています。「欲しいと思わない」理由として、多くの中学生が「家や学校に居たいから」と回答しています。



<参考> 国のこどもの居場所調査

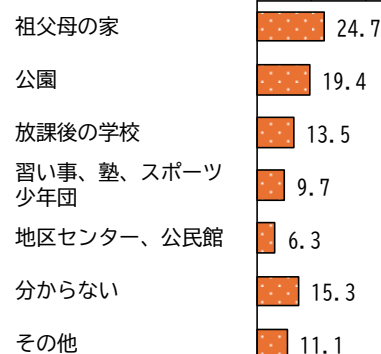


資料：こども家庭庁
・「こどもの居場所に関するアンケート調査」(令和4年度実施)

<居場所が欲しいとの回答で、どこに行きたいかについて> (「居場所が欲しい」小学5、6年生30.9%、中学生46.5%の内訳)

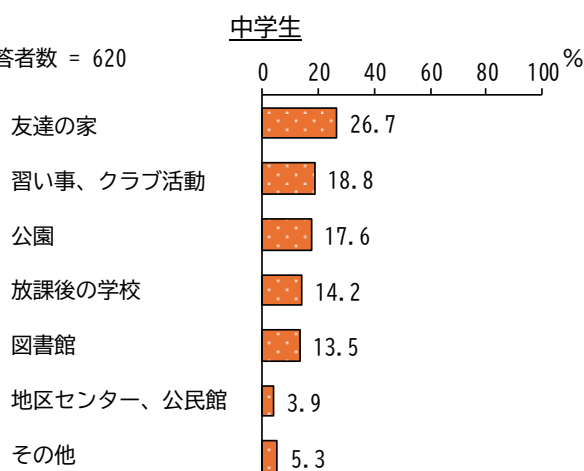
小学5、6年生では「祖父母の家」が最も高く24.7%、次いで、「公園」が19.4%、「分からない」が15.3%となっています。

回答者数 = 204



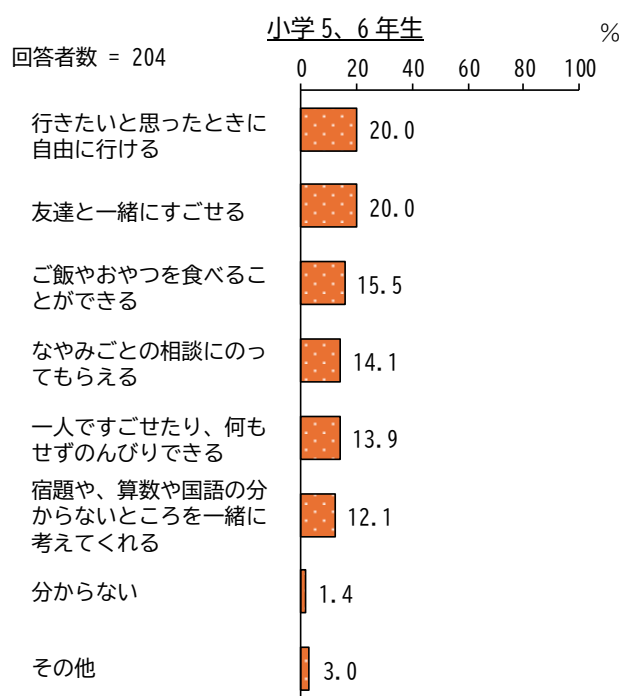
中学生では「友達の家」が最も高く26.7%、次いで、「習い事、クラブ活動」が18.8%、「公園」が17.6%となっています。

回答者数 = 620



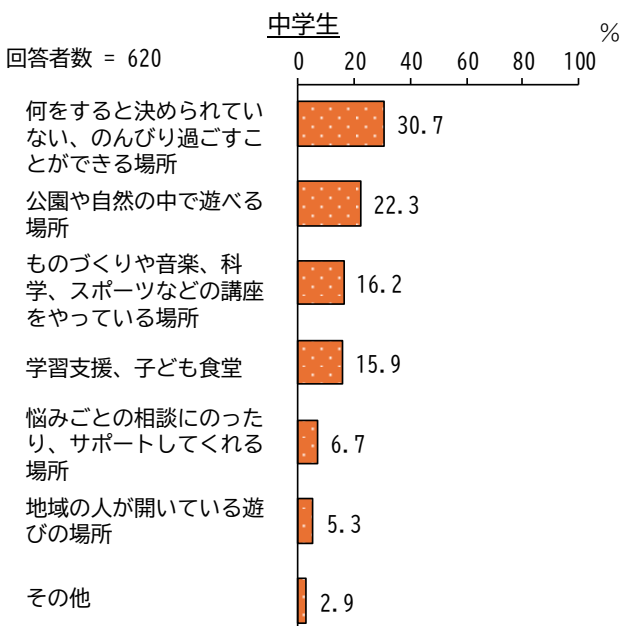
<居場所が欲しいとき、どんなことをしている場所に行きたいかについて>（「居場所が欲しい」小学5、6年生30.9%、中学生46.5%の内訳）

小学5、6年生では「行きたいと思った時に自由に行ける」、「友達と一緒に過ごすことができる場所」が最も高く20.0%、次いで、「ご飯やおやつを食べることができる場所」が15.5%、「なやみごとの相談にのってもらえる場所」14.1%となっています。



中学生では「何をすると決められていない、のんびり過ごすことができる場所」が最も高く30.7%、次いで、「公園や自然の中で遊べる場所」が22.3%、「ものづくりや音楽、科学、スポーツなどの講座をやっている場所」が16.2%となっています。

このことから、子ども達から多様な居場所が求められていることがうかがえます。

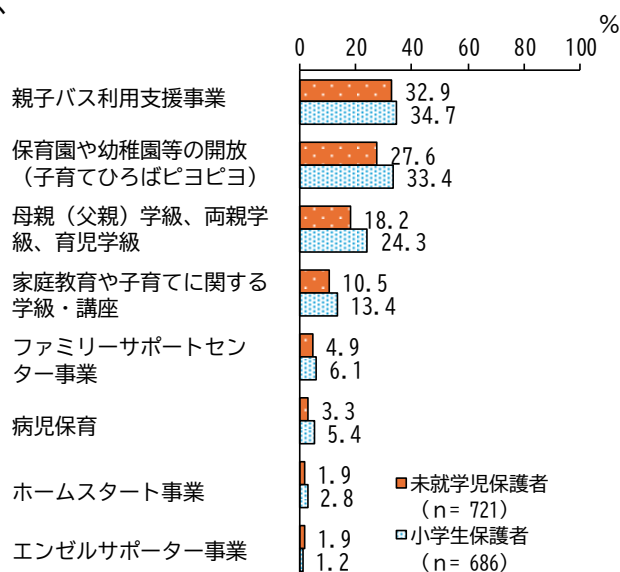


(10) 子育て支援サービスの利用状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<利用したことのある子育て支援サービス>

未就学児の保護者も小学生の保護者も、親子バス利用支援事業の利用率が最も高く、次いで保育園や幼稚園等の開放が高くなっています。

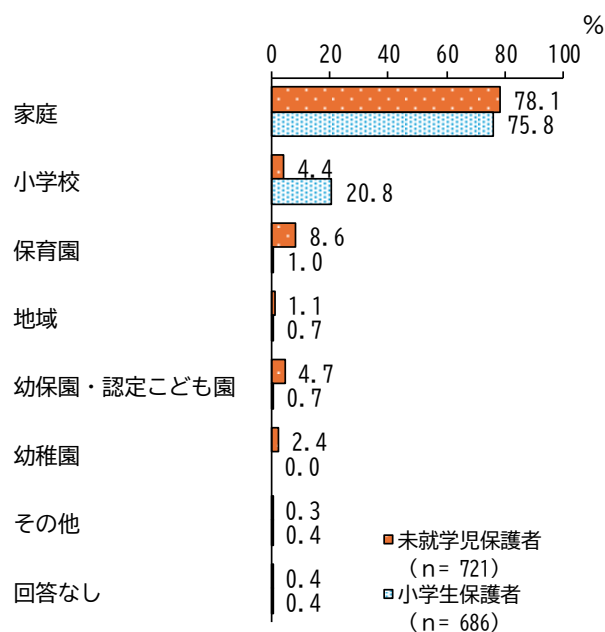


(11) 子どもの育ちをめぐる環境について

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育て・教育にもっとも影響すると思われる環境>

未就学児の保護者も小学生の保護者も家庭が最も高く、75%を超えており、家庭教育が重要という意識がうかがえます。

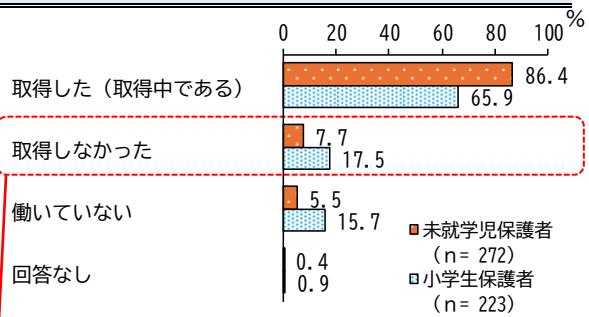


(12) 父母の育児休業の取得状況 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<母親の育児休業の取得状況>

未就学児の保護者では「取得した（取得中である）」が86.4%、「取得しなかった」が7.7%となっています。

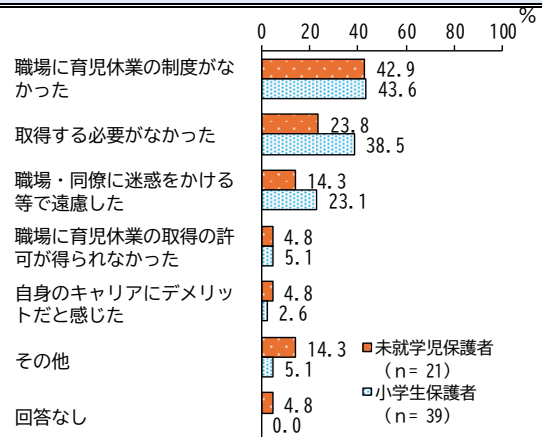
小学生の保護者では「取得した（取得中である）」が65.9%、「取得しなかった」が17.5%となっています。



<母親の育児休業を取得しなかった理由>（「取得しなかった」未就学児の保護者7.7%、小学生の保護者17.5%の内訳）

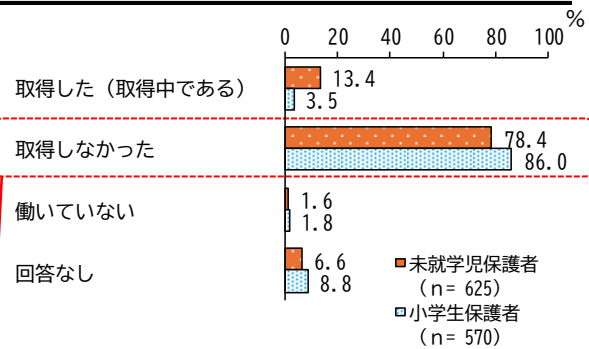
未就学児の保護者では「職場に育児休業の制度がなかった」が42.9%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が14.3%となっています。

小学生の保護者では「職場に育児休業の制度がなかった」が43.6%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が23.1%となっています。



<父親の育児休業の取得状況>

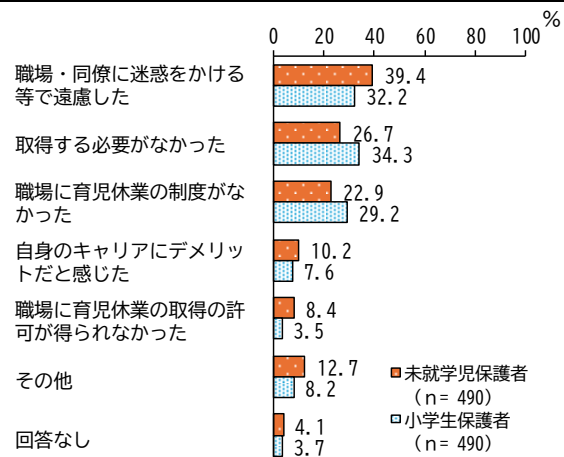
「取得しなかった」と回答した未就学児の保護者は78.4%、小学生の保護者は86.0%となっています。



<父親の育児休業を取得しなかった理由>（「取得しなかった」未就学児の保護者78.4%、小学生の保護者86.0%の内訳）

未就学児の保護者では「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が39.4%、「取得する必要がなかった」が26.7%、「職場に育児休業の制度がなかった」が22.9%となっています。

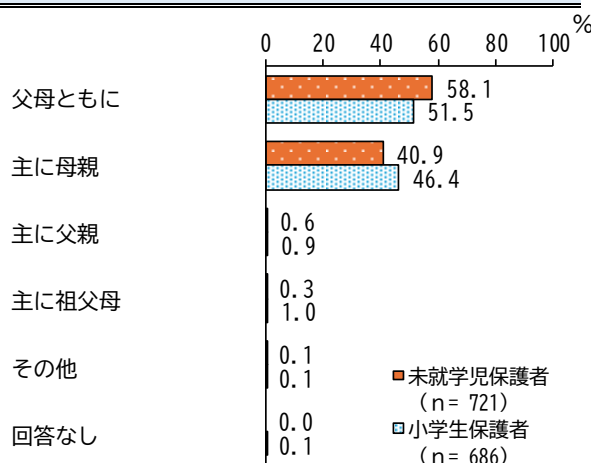
小学生の保護者では「取得する必要がなかった」が34.3%、「職場・同僚に迷惑をかける等で遠慮した」が32.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」が29.2%となっています。



(13) 父親の育児の状況 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<お子さんの子育て・教育を主に行っている>

未就学児の保護者も小学生の保護者も「父母ともに」が50%を超えていますが、「主に母親」も40%を超えています。多くの家庭で、母親に育児負担が偏っていることがうかがえます。

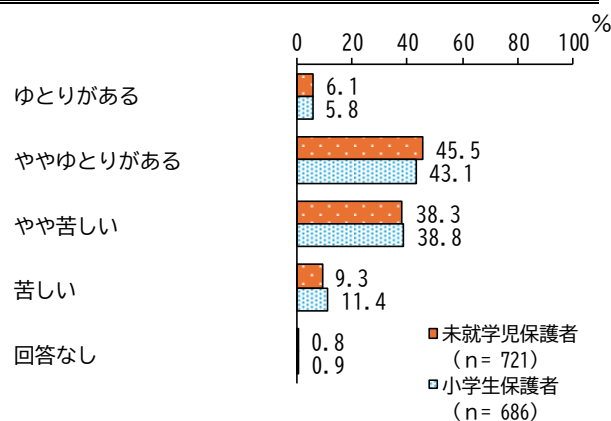


(14) 子どもの生活状況

未就学児保護者、小学生保護者の回答

<世帯における現在の暮らし向きについて>

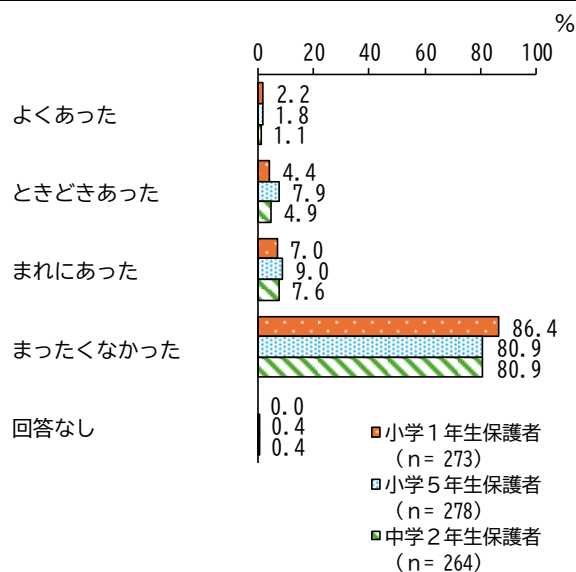
未就学児の保護者も小学生の保護者も「やや苦しい」が38%を超えており、「苦しい」が10%程度となっています。



小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族が必要とする食料を買えないことについて>

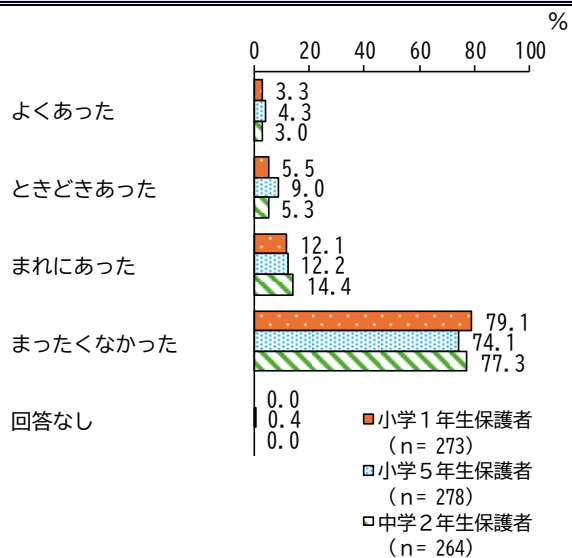
「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の3つの回答を合わせた割合は、小学1年生の保護者が13.6%、小学5年生の保護者が18.7%、中学2年生の保護者が13.6%となっています。



小学生保護者、中学生保護者の回答

<家族が必要とする衣料を買えないことについて>

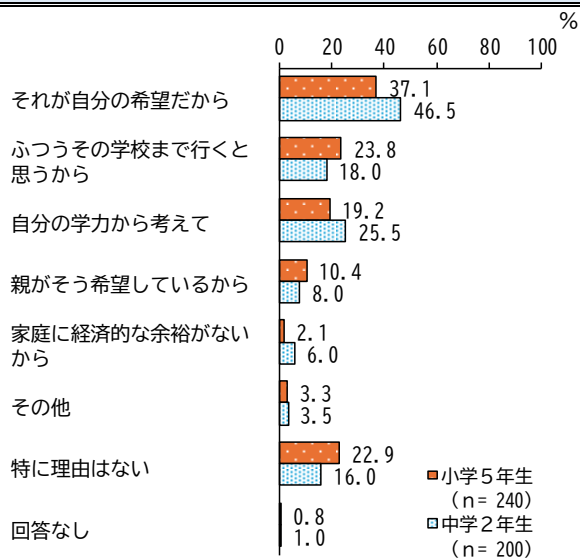
「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の3つの回答を合わせた割合は、小学1年生の保護者が20.9%、小学5年生の保護者が25.5%、中学2年生の保護者が22.7%となっています。



小学生、中学生の回答

<現実的な将来の進学について>

現実的な将来の進学について、「家庭に経済的な余裕がない」を理由としている小学5年生は2.1%、中学2年生は6.0%となっています。

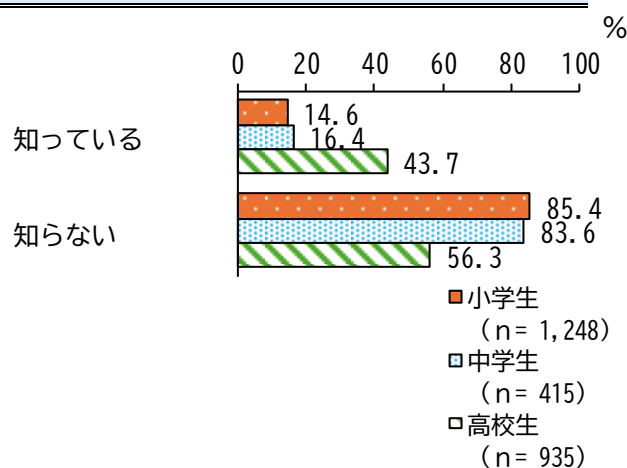


(15) 子どものための取組について

小学生、中学生、高校生の回答

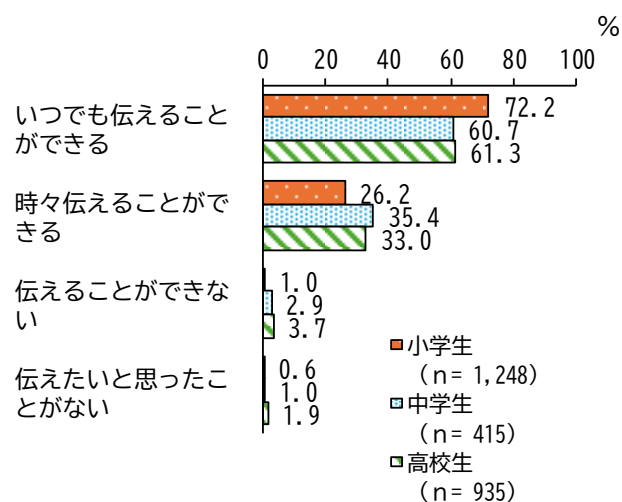
<児童の権利に関する条約の認知度>

小学生では「知っている」が14.6%、「知らない」が85.4%となっています。
 中学生では「知っている」が16.4%、「知らない」が83.6%となっています。
 高校生では「知っている」が43.7%、「知らない」が56.3%となっています。
 子どもの権利についての認知度が低いことがうかがえます。



<親に自分の気持ちや考えを伝えることができるか>

小学生、中学生、高校生のいずれも「いつでも伝えることができる」が最も高く、次いで「時々伝えることができる」となっています。



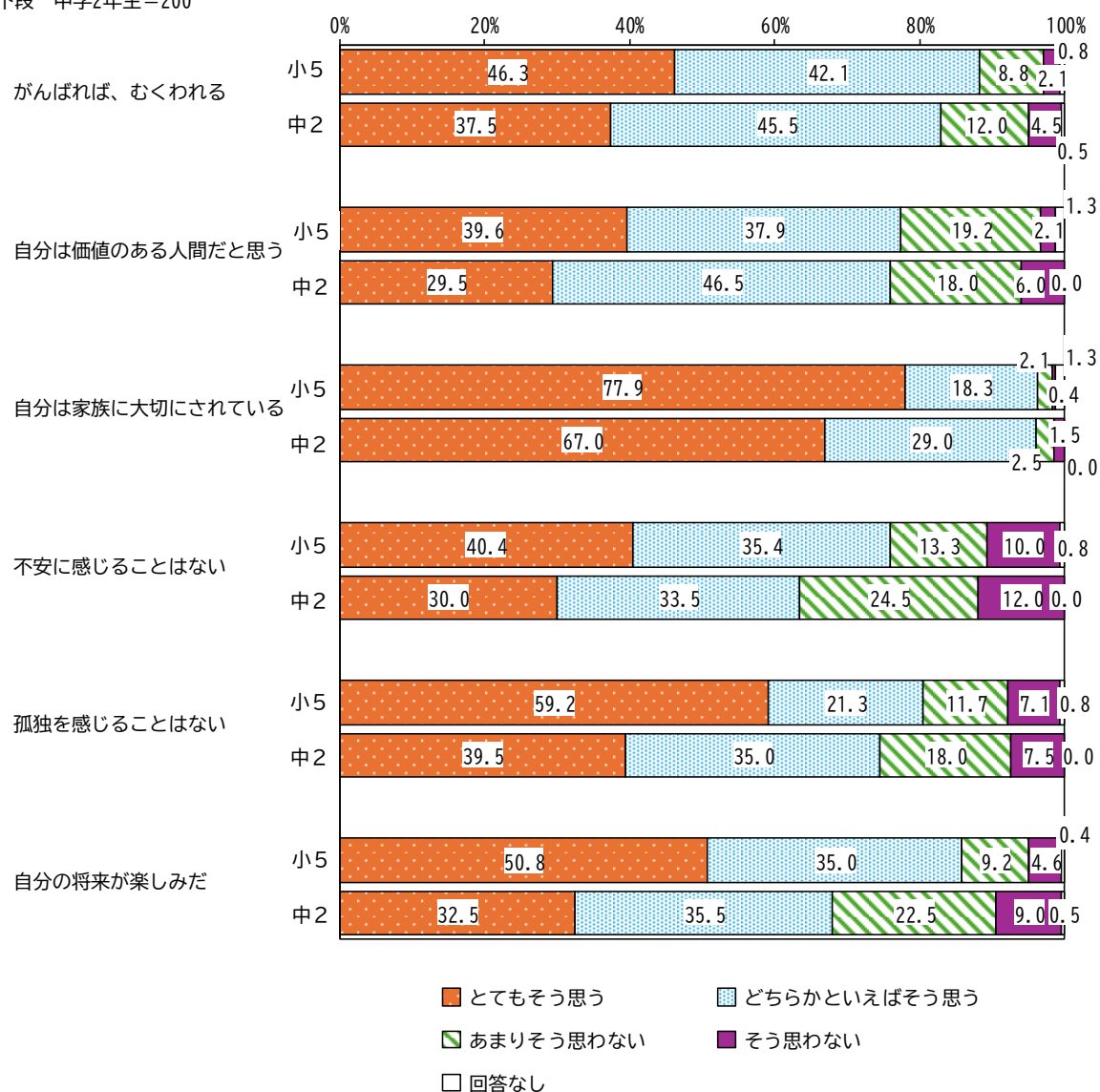
(16) 子どもの思いについて 小学生、中学生の回答

<思いや気持ち>

思いや気持ちについて、小学5年生の96.2%、中学2年生の96.0%が「自分は家族に大切にされている」と回答しています。

「がんばれば、むくわれる」ということについて、小学5年生の88.4%、中学2年生の83.0%が“そう思う”と回答しています。また、「自分の将来が楽しみだ」ということについて、小学5年生の85.8%、中学2年生の68.0%が“そう思う”と回答しています。

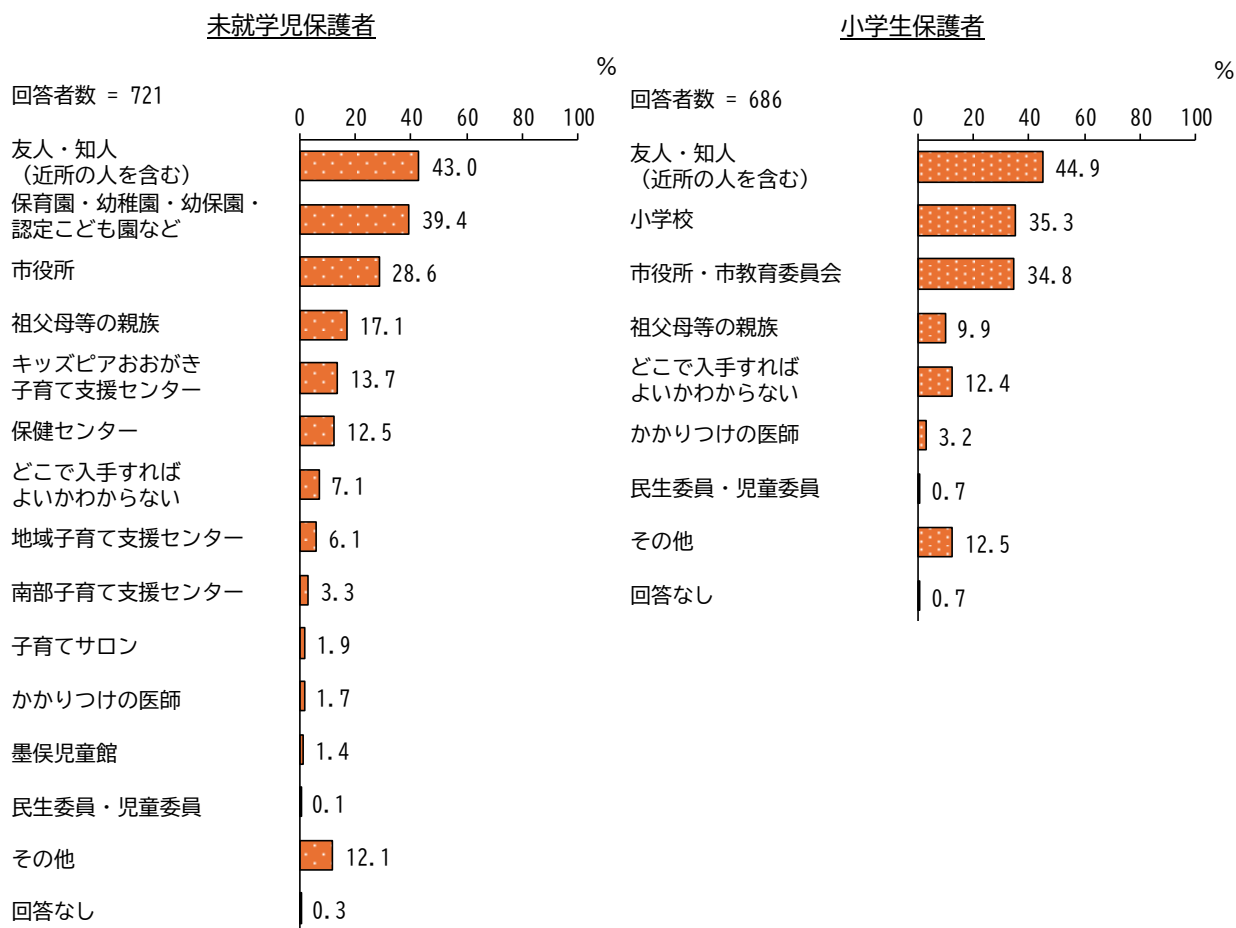
上段 小学5年生=240
下段 中学2年生=200



(17) 情報の入手先について 未就学児保護者、小学生保護者の回答

<子育てに関する情報入手先>

「どこで入手すればよいかわからない」は未就学児の保護者で7.1%、小学生の保護者で12.4%となっており、必要な人に必要な情報を届けることが求められます。

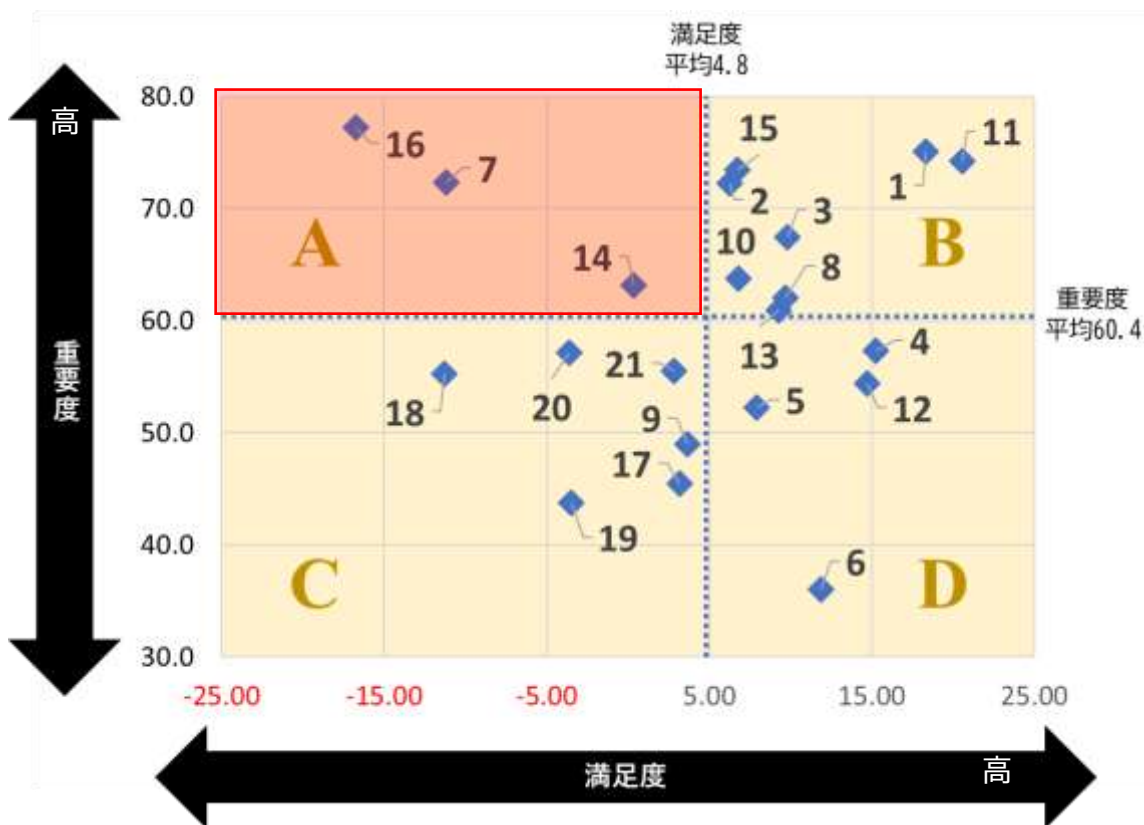


(18) 子ども・子育て支援施策における満足度と重要度の相関

【小学生以下の子どもがいる保護者】

満足度と重要度の相関図において、Aを重要改善項目、Bを重要維持項目、Cを改善項目、Dを維持項目としています。

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重要改善項目」として、小学生以下の子どもがいる保護者の回答では、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」、「7. 経済的支援の充実」、「14. 子育てを支える人材等の育成」となっています。



施策項目	区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	18.34	75.13
2 こどもの居場所の提供	B	6.27	72.22
3 こどもの体験・学びの場の提供	B	9.83	67.42
4 子育て支援拠点の充実	D	15.23	57.34
5 相談・情報提供体制の充実	D	7.90	52.23
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	11.86	36.03
7 経済的支援の充実	A	-11.16	72.36
8 子育て支援サービスの充実	B	9.69	62.07
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	C	3.68	49.01
10 児童虐待防止対策の推進	B	6.80	63.76
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	20.54	74.20
12 母子保健の充実	D	14.73	54.37
13 発達支援体制の充実	B	9.26	60.93
14 子育てを支える人材等の育成	A	0.36	63.12
15 安心して子育てできる環境づくり	B	6.71	73.48
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-16.71	77.27
17 子育て世代の定住促進	C	3.17	45.48
18 少子化対策の推進	C	-11.33	55.27
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-3.50	43.79
20 こどもの貧困対策	C	-3.64	57.18
21 こどもの権利・意見の尊重	C	2.84	55.51
平均値		4.80	60.39

表の説明

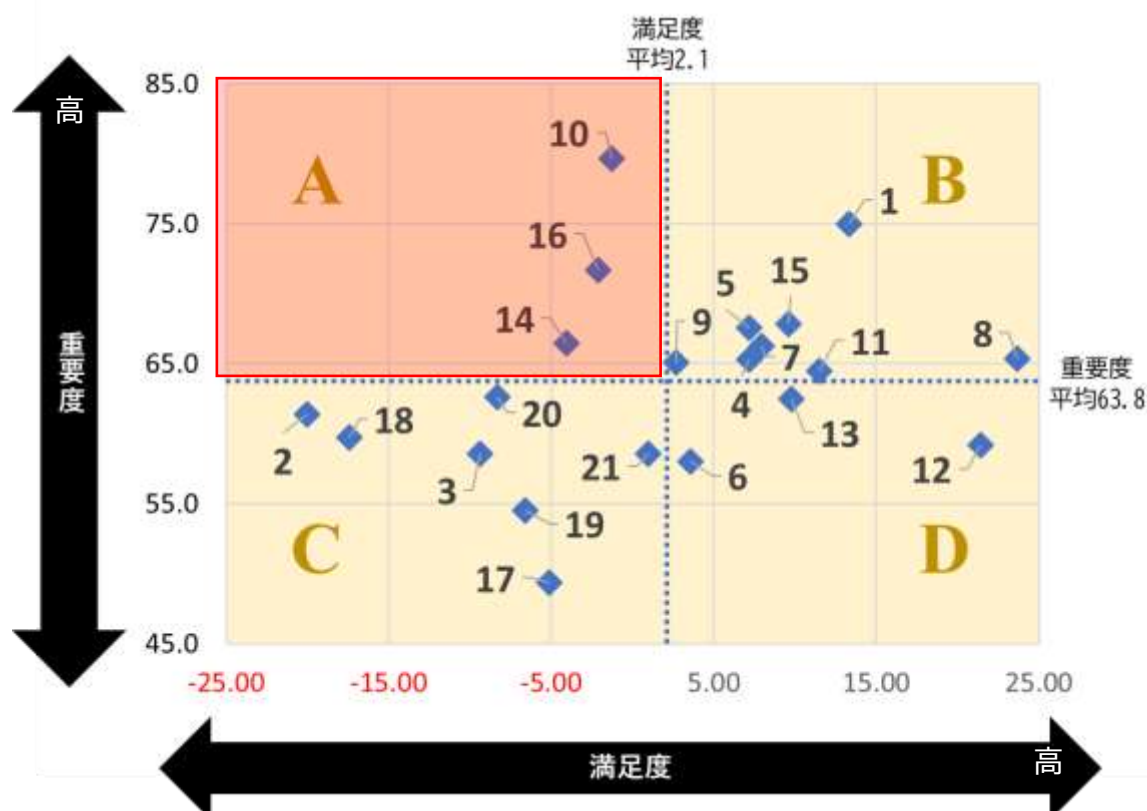
各回答を次のとおり点数化し、合計点数を回答者数で除し数値化。

満足度と重要度について、
 《満足度》
 満足100、やや満足50、普通0、
 やや不満-50、不満-100
 《重要度》
 重要100、どちらかといえば
 重要50、どちらでもない0、
 どちらかといえば重要で
 ない-50、重要でない-100

【16歳以上（アンケートにおいて、子どもがいないと回答された人）】

満足度が平均より低く、重要度が平均より高い「Aの重要改善項目」として、小学生以下の子どもがいる保護者と同様に、「16. 子育てと仕事が両立できる環境づくり」、「14. 子育てを支える人材等の育成」となっています。

また、重要度について、「10. 児童虐待防止対策の推進」、「5. 相談・情報提供体制の充実」、「9. 特に配慮を要する家庭への支援の充実」などが、小学生以下の子どもがいる保護者と比べて10ポイント以上高くなっています。



施策項目	区分	満足度指数	重要度指数
1 保育・幼児教育の充実	B	13.33	75.00
2 こどもの居場所の提供	C	-20.00	61.39
3 こどもの体験・学びの場の提供	C	-9.38	58.55
4 子育て支援拠点の充実	B	7.14	65.28
5 相談・情報提供体制の充実	B	7.14	67.57
6 子育て講座・家庭教育等の充実	D	3.57	58.00
7 経済的支援の充実	B	7.95	66.25
8 子育て支援サービスの充実	B	23.68	65.38
9 特に配慮を要する家庭への支援の充実	B	2.70	65.06
10 児童虐待防止対策の推進	A	-1.28	79.63
11 小児医療の提供体制の確保・充実	B	11.46	64.46
12 母子保健の充実	D	21.43	59.21
13 発達支援体制の充実	D	9.76	62.50
14 子育てを支える人材等の育成	A	-4.05	66.46
15 安心して子育てできる環境づくり	B	9.57	67.86
16 子育てと仕事が両立できる環境づくり	A	-2.08	71.69
17 子育て世代の定住促進	C	-5.13	49.38
18 少子化対策の推進	C	-17.44	59.76
19 「子育てをみんなで支える」機運の醸成	C	-6.58	54.49
20 こどもの貧困対策	C	-8.33	62.65
21 こどもの権利・意見の尊重	C	0.96	58.54
平均値		2.12	63.77

表の説明

各回答を次のとおり点数化し、合計点数を回答者数で除し数値化。

満足度と重要度について、
 《満足度》
 満足100、やや満足50、普通0、
 やや不満-50、不満-100
 《重要度》
 重要100、どちらかといえば
 重要50、どちらでもない0、
 どちらかといえば重要で
 ない-50、重要でない-100

(19) 子どもの意見について

意見交換会では、子ども達から次のような意見がありました。

<居場所について>

【どんなことをしている場所に行きたい、居たいと思いますか】

- ・ 同じ考えを持っている人がいる場所、話せる人がいる場所
- ・ 趣味や価値観が合う人がいる場所
- ・ 同年代の人や信頼できる人がいる場所
- ・ 悩みがあるとき、話を聞いてくれる人がいる場所
- ・ 相談できる人が常駐していて、いつでも行ける、いつでも相談できる場所
- ・ ショッピングモールなど人が多く集まる場所
- ・ 自習室のような、広い空間に机や椅子があって、自由に使える場所
- ・ 騒がしくない、落ち着ける場所
- ・ 18歳未満のためのフリースペース
- ・ wi-fiやパソコンが使える場所
- ・ ご飯が食べられる場所

<少子化対策について>

【少子化に対してどのような取組が必要だと思いますか】

- ・ 子どもがいることの魅力を共有できる場所をつくる
- ・ 子どもの時に良い家庭環境で過ごすこと
- ・ 産休、育休後の復帰しやすい環境づくり
- ・ 子育てをするための働き方改革
- ・ 子育て支援サービスや施設の充実
- ・ お金や時間がないことが原因だと思うため、社会全体でサポートする必要がある
- ・ 市の子育て支援のための予算を多くする
- ・ 行政が出会いの場を提供する
- ・ 将来の仕事の可能性が広がるよう、仕事の紹介や体験する機会を設ける

<共働き・子育てについて>

【仕事をしながら子育てするために必要なことは何だと思いますか】

- ・ 社会全体で子育てへの理解を促進する
- ・ 家族とのコミュニケーションを大切にする
- ・ 子どもを見てくれる人を増やす
- ・ フレックスタイムの導入等、様々な働き方ができる職場を増やす
- ・ 休みを取りやすくする
- ・ 職場での託児所を増やす

<子どもの権利について>**【子どもの幸せって何だと思いますか】**

- ・ひいきや差別がなく、個性、個人差があることを認め合うこと
- ・何かに縛られず自由があること
- ・家族でご飯を食べたり、ぐっすり眠ったり、日常生活が当たり前に行えること
- ・趣味ややりたいことができる環境があること
- ・好きなことができること
- ・学校での少人数のグループ活動について、教え合いができること

【子どもの幸せを守るために、何が重要だと思いますか】

- ・友達や家族が大切にしてくれる環境があること
- ・子どもの意見が尊重されること、大人の意見に縛られないこと
- ・家庭環境が充実していること
- ・教育を充実させること
- ・健康でいること
- ・人と人とのつながりを大切にすること
- ・様子を見て、声掛けをしてくれる大人がいること
- ・見守ってくれる大人がいること
- ・話し合いのできる場所や話を聞いてもらえる環境があること
- ・個性に合わせた活動や勉強を効率よくできる環境があること

大垣市こども未来計画 実施計画

(事務局案)

令和7年 月

大 垣 市

目 次

1 施策体系別計画事業数	1
--------------	---

2 計画事業一覧

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

基本施策1 保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり	2
基本施策2 切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実	4
基本施策3 いじめの防止や不登校の子どもへの支援	4
基本施策4 子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進	5
基本施策5 児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援	6

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

基本施策1 子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成	7
基本施策2 子どもの居場所づくりの推進	7
基本施策3 就労支援、結婚支援	8
基本施策4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	8
基本施策5 子育て支援、家庭教育支援	9
基本施策6 共育での推進	9
基本施策7 子どもの貧困対策の推進	10

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

基本施策1 子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり	11
基本施策2 多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり	11
基本施策3 子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信	12

1 施策体系別計画事業数

(24所属 100事業)

区分（基本目標・基本施策）	事業数
基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり	43
1 保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり	21
2 切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実	7
3 いじめの防止や不登校の子どもへの支援	3
4 子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進	7
5 児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援	5
基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり	38
1 子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成	3
2 子どもの居場所づくりの推進	6
3 就労支援、結婚支援	7
4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	5
5 子育て支援、家庭教育支援	9
6 共育での推進	5
7 子どもの貧困対策の推進	3
基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり	19
1 子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり	4
2 多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり	9
3 子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信	6
合 計	100

2 計画事業一覧

基本目標Ⅰ 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくり

全ての子どもの健やかな成長を支えるため、ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供や相談体制の充実、特別な配慮を要する子どもへの支援強化を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎となる、質の高い保育・教育環境づくりを行います。

基本施策1 保育園や学校等における遊び・学びの環境づくり

(1) 幼児期までの子どもの成長の保障

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 1	遊びや体験機会等の充実	公立保育所等を開設・運営するとともに、民間保育所等の適正な運営を支え、保育・幼児教育の場を提供する。また、キッズピアおおがき・南部子育て支援センターのほか、保育園、幼保園、認定こども園内に地域子育て支援センターを開設・運営し、未就学児の遊びや体験等の場を提供する。	保育課 子育て総合支援センター
2	保育所等施設・設備の充実	子ども・子育て支援機能強化のための施設の新築、増築又は改築事業や、公立園等における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、トイレの洋式化等）による整備を推進する。	保育課
3	幼保園等の認定こども園化	幼保園等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園に移行するとともに、保育所等の認定こども園化を図る。	保育課
★ 4	保育人材の確保	市内の認可保育施設等で新たに勤務する保育者への支援体制を充実し、保育者の確保を図る。	保育課
5	潜在保育士等の復帰支援	保育士を離職した方や、保育士資格等を有しているが実務経験がない方など、潜在保育士等を対象とする職場復帰支援セミナーを開催する。	子育て総合支援センター
★ 6	サポートスタッフの配置	保育者の負担軽減及び保育の質向上のため、保育園、幼稚園、認定こども園に清掃、給食配膳、寝具の準備等の保育に係る周辺業務を行う人員を配置する。	保育課
7	保育者等研修の実施	大垣市保育者等研修計画に基づき、保育の質や専門性を高める研修を実施し、保育者の資質向上を図る。	子育て総合支援センター
8	病児保育実施施設の確保	市内外の病児保育施設との連携により、病気やけがの回復期にある子どもを預かる病児保育施設を確保する。	保育課
★ 9	個別指導対応園の充実	発達等の支援が必要な子どもの保育に対応するため、保育者の確保、育成を行い、個別指導の実施園の拡充を図る。	保育課
★ 10	ひまわり学園の機能拡充	障害児支援の中核的役割を担うため、ひまわり学園の機能拡充として、児童発達支援センター化を図る。	子育て支援課
★ 11	地域子育て相談機関の整備	子育て世代や子どもが身近に相談できるよう、地域子育て支援センターに地域子育て相談機関を設置し、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。	子育て総合支援センター

「★」：評価指標及び目標値を設定し達成度評価を行う事業（以降同様）

(2) 小中学校における学び・育ちの充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 12	主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の充実	子ども同士や地域の方々を含む多様な他者と互いに協力したり、意見を伝え合い、議論したりすることができるよう、指導方法の改善を推進する。	学校教育課
13	保幼小連携・小中連携による円滑な接続	就学時や小学校から中学校への進学時において、円滑な接続ができるように、保幼小や小中学校間での子ども同士の交流活動や、保幼小間・小中間の教職員の交流を積極的に行い、発達の段階に応じた指導を行う。	保育課 学校教育課
14	学校施設・設備の充実	子どもが安全で快適な学校生活を送るための施設整備を推進する。	教育庶務課
★ 15	教職員の働きやすい環境づくりの推進	教員が本来の業務に専門性を発揮できるよう、教科指導以外の用務をサポートするスクールサポートスタッフを配置するとともに、デジタル採点システムなど、働きやすい環境づくりを行う。	学校教育課
16	特別支援教育推進事業の実施	特別支援教育推進チームを設置し、関係諸機関との連携を図り、適切な支援につなげるとともに、教員の専門性を高める研修や指導・助言を行う。	学校教育課
★ 17	地域と学校の協働活動の推進	地域全体で子どもの学びや成長を支えていけるよう、校区ごとの「学校支援ボランティア事業」の定着を図り、学校支援コーディネーターを中心に、地域学校協働活動を推進する。	社会教育 スポーツ課
18	部活動の地域展開の推進	生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって確保するため、休日の学校部活動の地域展開を推進する。	社会教育 スポーツ課
19	職業体験等キャリア教育の充実	特別活動の時間を核として、自らの力で生き方を選択できる資質・能力を身に付けさせるキャリア教育の充実を図る。	学校教育課

(3) 食育の推進

No.	計画事業名	実施概要	担当課
20	食に関する体験活動の実施	親子で一緒に料理をする喜びを体験する機会を設けるとともに、家庭において、子どもが楽しく食を学べるよう支援する。	保健センター

(4) 発達支援体制の充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 21	発達支援体制の充実	支援が必要な児童の成長記録等をまとめたプロフィールブック「大垣市スマイルブック」の作成・活用を推進するとともに、入学時に「スマイルブック引き継ぎ会」を開催して情報共有を図るなど、ライフステージを通じて継続的な支援を提供する。	子育て支援課

基本施策2 切れ目ない保健・医療の提供や心身のケア等の充実

(1) 保健・医療提供体制、相談支援体制の充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 22	妊活検診費の助成	不妊の早期治療を促進するため、保険適用外の不妊検査に要する費用を支援する。	保健センター
23	妊婦健康診査の受診勧奨	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用を補助する。	保健センター
★ 24	乳幼児健康診査の実施	子の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査の受診体制を確保する。	保健センター
25	産後ケアの実施	出産後一年を経過していない母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施し、安心して子育てができる支援体制を確保する。	保健センター
26	5歳すこやか相談の実施	保育園等において集団活動の様子を観察して園児の発達状況を把握し、必要に応じて育児相談や医療相談を行うなど、就学に向けた発達面の課題の早期発見・支援を行う。	保健センター
27	相談体制の充実	母子健康手帳交付時に、心配事等の確認を行うとともに、乳幼児相談や子育て相談を開催し、産前産後から子育て期を通じた育児支援や相談支援を行う。	保健センター 子育て支援課
28	周産期・小児医療体制の充実	休日・夜間に常時小児科医師を配置し、県の三次周産期医療機関として、あらゆる患者搬送に対応する。	市民病院 庶務課

基本施策3 いじめの防止や不登校の子どもへの支援

(1) いじめの防止

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 29	○生活アンケート、教育相談の実施 ○学級集団心理調査の活用	生活アンケート、教育相談、集団心理調査(WE B Q U)などを活用して、より児童生徒の悩み、困り感を把握し、適切な支援を行う。	学校教育課

(2) 不登校の子どもへの支援

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 30	○校内教育支援センターの充実 ○ほほえみ教室、とまり木教室の運営 ○ほほえみスタディサポート(HSS)、メンタルフレンド(MF)の活用 ○インターネットによる不登校支援 ○西濃学園との連携	不登校児童生徒に対して、個の様相に応じて重層的な支援を提供することで、状況の改善を図る。	教育総合研究所

(3) 体罰や不適切な指導の防止

No.	計画事業名	実施概要	担当課
31	体罰や不適切な指導の防止に向けた取り組みの強化	体罰や不適切な指導の防止に向けた校内研修を実施する。	学校教育課

基本施策4 子どもを自殺や犯罪などから守る取組の推進

(1) 自殺予防対策の推進

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 32	相談先の周知	自殺予防週間、強化月間に合わせて、相談先一覧をポスター、チラシにて周知する。また、ホームページに電話やSNSによる相談先の一覧を掲載する。	保健センター
33	自殺対策のための連携	自殺予防に関し、関係課及び関係団体が協力して対応できる体制について検討する。	保健センター

(2) 安全にインターネットを利用できる環境整備

No.	計画事業名	実施概要	担当課
34	○自殺に関する児童生徒への相談対応 ○情報モラル・情報リテラシー教育の推進	児童生徒に対し、SOSの出し方・受け止め方に関する教育や、情報モラル・情報リテラシー教育を実施する。	教育総合研究所

(3) 子どもの安全確保と非行防止

No.	計画事業名	実施概要	担当課
35	命と安全を守る活動の推進	自分を守るために児童生徒のSOSの出し方に関する教育を行うとともに、不審者情報について、保護者と情報共有し、関係機関への連絡を行うなど注意喚起を行う。また、不審者の侵入、災害発生時を想定した訓練を実施する。	保育課 学校教育課
36	防犯パトロール活動の実施	振込め詐欺や小中学生等に対する声かけ事案が発生した場合に、市職員が青色回転灯装着車で、随時パトロールを実施する。また、ボランティアによる防犯パトロール活動を実施する。	危機管理室
37	交通安全教室の開催	保育園等の園児や小学生を対象に、交通安全教室を開催し、交通ルールや通園・通学時の交通マナーの向上を図る。	危機管理室
★ 38	さわやかみまもりEye活動の推進	地域ボランティアにより地域安全・防犯活動を行うさわやかみまもりEye活動を支援するとともに、児童の通学時等における見守り活動を推進する。	危機管理室

基本施策5 児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

(2) ヤングケアラーへの支援

No.	計画事業名	実施概要	担当課
39	地域子育て相談機関等との連携	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を推進するため、大垣市要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、ケース会議）を開催し、関係機関との連携、情報共有を推進するなど、ネットワークの機能強化を図る。	子育て支援課
★ 40	子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備	子どもからのSOSや相談を受け止めて、寄り添いながら支援する体制を確立する。	子育て支援課
★ 41	虐待やヤングケアラーについての周知啓発	児童虐待やヤングケアラーについて周知啓発を行う。	子育て支援課
42	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。	子育て支援課
★ 43	ヤングケアラーへの理解の促進	ヤングケアラーについて、理解の促進を図る。	子育て支援課

基本目標Ⅱ 安心して子育てができる仕組みやマインドづくり

産前から子育て期を通じた継続的な支援を提供できる体制の整備や、子育て世帯が地域の中で孤立しないような支援体制の充実を図るとともに、全ての子どもが取り残されることなく、より豊かに暮らし、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みやマインドづくりを行います。

基本施策1 子どもや子育てを社会全体で支える気運の醸成

(1) 子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 44	大垣市こども未来条例の周知啓発	大垣市こども未来条例について、広く周知啓発を図る。	子育て支援課
★ 45	子どもや子育てに優しい社会の啓発	子育て支援に係る取組を充実し、子どもや子育てに優しい社会の実現に向けた啓発を行う。	子育て支援課
46	子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成	水都っ子月間や夏休み期間を中心に、地域全体で子育てを行う気運を醸成するため、様々な媒体で周知啓発を行う。	子育て支援課

基本施策2 子どもの居場所づくりの推進

(1) 子どもの居場所づくりの推進

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 47	多様な居場所づくりの推進	子どもが安心して過ごせる居場所の確保を行う。	子育て支援課
48	児童館の運営・開放	児童館を運営・開放し、子どもの居場所を提供するとともに、健全な遊び・体験活動等を通じて子どもの健康の増進と豊かな情操を育成する。	子育て支援課
★ 49	地域子ども活動支援事業の実施	学校休業日の地域活動として、社会教育施設等で開催する講座に対して補助金を交付し、地域が一体となって子ども達を育てる環境づくりを推進する。	社会教育 スポーツ課
★ 50	子どもの居場所づくり事業の実施	子どもの居場所づくりを実施する団体に対し補助を行う。	子育て支援課

(2) 留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
51	留守家庭児童教室の運営及び民間事業者への支援	留守家庭児童教室の運営及び施設整備を実施するとともに、民間事業者への施設整備等支援を実施する。	社会教育 スポーツ課
★ 52	留守家庭児童教室指導員の育成	留守家庭児童教室指導員を確保するとともに、指導に必要な知識・技能を習得するための研修を行うなど、指導員の育成を実施する。	社会教育 スポーツ課

基本施策3 就労支援、結婚支援

(1) 就労・キャリア形成支援

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 53	就職活動段階のマッチングの向上	大垣労務推進協会や大垣商工会議所と連携し、合同企業展や企業見学会等を開催し、地元企業を知る機会を創出するとともに、人材確保や採用ミスマッチの解消に向け、企業PRやインターンシップ等の充実を図る企業の支援を行う。	商工観光課
★ 54	職業相談、キャリア相談の実施	大垣雇用・就労支援センターにおいて、職業相談や生活相談、職業紹介を実施する。	商工観光課
55	企業の経営安定支援	国の各種支援施策の周知や活用促進に努めるほか、安定した経営を支援するため、低金利や利子補給等の中小企業融資制度を実施する。	商工観光課

(2) 結婚支援

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 56	かがやき婚活事業の実施	かがやき婚活事業を実施し、結婚したい男女の出会いの場を提供する。	市民活動推進課
★ 57	結婚相談の実施	結婚相談を実施し、結婚したい男女の出会いの場を提供する。	男女共同参画推進室
58	移住定住促進事業の実施	子育て支援等の施策・事業をはじめとする市の魅力を市内外に積極的にPRし、移住定住の促進を図る。	都市プロモーション室
59	子育て世代等住宅取得支援事業等の実施	子育て世代等住宅取得支援事業、子育て世代近居支援事業、子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業を実施し、子育て世代の定住促進を図る。	住宅課

基本施策4 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(1) 経済的負担の軽減

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 60	子ども医療費の助成	高校生世代までの子どもの入院・外来にかかる医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	国保医療課
61	保育料等の軽減	0歳から2歳までの子どもの保育料について、市独自軽減（多子軽減、第三子軽減）を継続し、子育て世帯の負担軽減を図る。	保育課
62	要保護・準要保護児童・生徒への就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等の一部を援助する制度の周知を行う。	教育庶務課
63	奨学金（育英資金）の貸付	経済的な事情により大学等への就学が困難な家庭を支援し、英才を育成するため、奨学金（育英資金）の貸付を実施する。	社会福祉課
★ 64	出産祝金の支給	第三子以降の出生に対し出産祝金を支給し、子育て家庭の生活の安定を図る。	子育て支援課

基本施策5 子育て支援、家庭教育支援

(1) 子育て支援の充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 65	親子お出かけバスケットの交付	子育て家庭や妊婦が気軽に外出できる環境をつくる。	子育て支援課
★ 66	エンゼルサポーター事業の実施	病気や妊娠中の体調不良等により、家事や育児を行うことが困難な家庭を支援するため、身の周りの世話や育児などを援助するエンゼルサポーター事業を実施する。	子育て支援課
★ 67	家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施	育児に不安がある家庭を訪問し、悩みの傾聴や育児支援を行うホームスタート事業を実施し、乳幼児を養育する母親の育児不安や孤立感の軽減を図る。	子育て支援課
68	ファミリー・サポートセンターの運営	ファミリー・サポートセンター事業を実施し、子ども一時預かりなどの援助を行う。	子育て支援課
69	こども誰でも通園制度の導入	こども誰でも通園制度を導入し、未就園児に適切な遊びや生活の機会を提供する。	保育課
★ 70	子育てに関する相談内容に対応する体制の充実	相談方法のツールとして、オンライン相談の選択肢を確保し、周知に努める。また、親のニーズに沿った情報発信を継続するため、SNS等ツールの活用について検討する。	保健センター 子育て総合支援センター
71	子育て講座の充実	妊婦や乳幼児の保護者等に対し、マタニティ教室や離乳食教室、運動発達を促す親子遊びの大切さ楽しさを伝えるかるがもひろば等を開催する。また、子育ての場として子育て講座を開催し、育児に関する正しい知識の普及や、育児に関する悩み・不安を軽減する場を提供する。	保健センター 子育て総合支援センター

(2) 家庭教育支援の充実

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 72	家庭教育相談の開催	社会教育スポーツ課やおしゃべりサロンにおいて家庭教育相談窓口を開催し、相談員による小中学校の子どもを持つ保護者の育児不安の解消を図る。	社会教育スポーツ課
★ 73	家庭教育支援スタッフの養成	おしゃべりサロンでの相談活動や家庭教育学級での訪問活動等を行う家庭教育支援スタッフを育成する。	社会教育スポーツ課

基本施策6 共育での推進

(1) 共育での推進

No.	計画事業名	実施概要	担当課
74	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催	仕事と育児・介護などの仕事以外の生活との両立支援のためのセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの促進を図る。	男女共同参画推進室
★ 75	男性の家事・育児への参画の推進	男性の家事・育児参画に関する啓発を行い、家事シェア、男性の家事・育児参加を促進する講座等を実施する。	男女共同参画推進室
★ 76	もうすぐパパママ教室等への父親の参加促進	もうすぐパパママ教室など、妊娠・出産や育児に関する正しい知識を学ぶ講座・教室への父親の参加を促進する。	保健センター
★ 77	企業に対する男性の育児休業の促進	国や県等の関係機関と連携して、企業に対する育児休業制度の周知や男性の育児休業促進に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進室
★ 78	地域のおじさん・おばさん運動の推進	地域のおじさん・おばさん運動の活動内容を周知するとともに、登録の啓発を図る。	社会教育スポーツ課

基本施策7 子どもの貧困対策の推進

(1) 就労・教育支援等の推進

(2) 相談機関の充実・地域連携の強化

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 79	子どもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮世帯の小学生から高校生までを対象に学習支援教室の開催及び進路相談を実施する。	社会福祉課
★ 80	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の安定した生活に寄与する資格取得を推進するため、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金や自立支援教育訓練給付金を支給する。	子育て支援課
★ 81	養育費の確保支援	養育費について取決めをした公正証書や調停調書等の作成経費を対象に補助金を交付することで、ひとり親世帯の生活安定と自立を支援する。	子育て支援課

基本目標Ⅲ 子どもと一緒に取り組むまちづくり

子どもが権利の主体であることを広く周知し、多様な遊びや体験活動など、子どもが活躍できる機会の創出を図るとともに、子どもの意見を聴きながら、子どもと一緒にまちづくりに取り組みます。

基本施策1 子どもが権利の主体であることを踏まえたまちづくり

(1) 子どもの権利に関する周知啓発

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 82	子どもの権利の啓発	子どもの権利に関する正しい理解促進のための啓発を行う。	子育て支援課
83	人権相談窓口の周知	人権擁護委員が相談員となる「人権よろず相談」をはじめ、子どもの人権に関する各種相談窓口を、人権啓発誌等で周知する。	人権擁護推進室

(2) 子どもの意見の反映

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 84	ガイドラインの整備・運用	子どもの意見反映に向けたガイドラインを整備し、庁内に周知するとともに、意見反映の取組を推進する。	子育て支援課
★ 85	こどもまんなか意見交換会等の実施	子どもモニター登録制度を導入し、子どもを対象とした意見交換会やアンケート等を実施する。	子育て支援課

基本施策2 多様な遊びや体験、子どもが活躍できる機会づくり

(1) 多様な遊びや体験活動等の推進

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 86	子どもの職業・社会学習体験機会の創出	子ども達が楽しみながら社会について学ぶことができるよう、市内事業者の職業体験ができる機会を創出する。	子育て支援課
★ 87	情報工房デジタルひろばの開放	情報工房デジタルひろばを開放し、デジタルに様々な形で気軽に触れ楽しめる場を提供する。	情報企画課
★ 88	ものづくり体験講座の開催	小学生親子、中学生等を対象に、ものづくり体験講座を開催し、ロボットの製作やプログラミング技術を学ぶ機会を提供する。	産業振興室
89	歴史文化施設や文化芸術関係施設における講座やイベントの開催	スイトピアセンターや大垣城ほか郷土歴史施設において、子どもも参加できるような講座やイベントを開催し、子ども達に郷土の歴史や文化に触れる機会を提供する。	文化振興課
90	公園プレーパークの開設・運営	子どもの創造力や社会性の増進を図るため、大垣公園内にプレーパークを開設し、子ども達に遊びを教える指導員を配置する。	公園みどり課
★ 91	読書活動推進事業の実施	乳幼児向けのおはなし会「おひざでだっこ」の開催など、読書活動の推進を図る。	図書館

(2) 子どもが活躍できる機会の創出

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 92	スイトピア子どもクラブ事業の実施	小学生を対象に、科学の工作や実験、自然観察などの楽しさを学び、スイトピア子どもクラブを開催する。	社会教育 スポーツ課
93	英語教育や国際理解教育の推進	義務教育9年間を通して英語教育を推進するとともに、言語や文化が異なる人々と主体的に協働することができるよう、多文化に触れる機会をつくる。	学校教育課
94	外国人児童生徒等への日本語学習等の支援	外国にルーツを持つ小中学生を対象とした放課後支援教室等を開催し、日本語指導や教科指導、相談対応を行う。	まちづくり 推進課

基本施策3 子育て支援に関わる人材の育成、支援につながる情報発信

(1) 子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 95	子育てサロンを支える人材の育成	子育てコーディネーターや子育てコンサルタントの活動内容を周知し、広く募集するとともに、子育てサロンの運営に必要な知識・技能の向上を図るための研修を行うなど、人材の確保・育成を推進する。	子育て総合 支援センター
★ 96	ファミリーサポートを支える人材の育成	ファミリー・サポートセンターによる相互援助活動を支えるサポート会員の活動内容を周知し、広く募集するとともに、ファミリーサポート活動に必要な知識・技能の向上を図るための研修を行うなど、人材の確保・育成を推進する。	子育て支援課
★ 97	ボランティアへの支援	社会福祉協議会への支援を通じ、市民活動やボランティア活動を支援する。また、地域のニーズや時代の流れに合わせて、子どもから大人まで幅広い世代の方々が福祉・ボランティアに興味を持ち楽しむことができるよう、各種講座を開催し、ボランティアの確保と人材育成を行う。	社会福祉課
98	関係機関との連携強化	子どもの居場所づくり実施団体との協議、意見交換等の連携強化を行う。	子育て支援課

(2) 必要な支援を届けるための情報発信

No.	計画事業名	実施概要	担当課
★ 99	子育て支援情報の提供	インターネットや冊子等の媒体を活用して子育て支援情報を提供するとともに、プッシュ型通知も実施する。また、妊娠周期や子どもの月齢に合わせた「子育て応援メール」を送信するなど、情報を入手しやすい環境を整備する。	保健センター 子育て総合 支援センター
★ 100	オンライン手続きの充実	各種申請手続きや相談申し込み予約など、オンライン化による利便性の向上を図る。	子育て支援課 子育て総合 支援センター

大垣市こども未来計画 実施計画（評価指標と目標値）

通番	基本 施策No.	実施項目	実施内容	計画事業	事業概要	担当課	評価指標	単位	基準値		目標値				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1	1-1	幼児期までの 子どもの成長 の保障	遊びや体験機 会等の充実	遊びや体験機 会等の充実	公立保育所等を開設・運営すると ともに、民間保育所等の適正な運 営を支え、保育・幼児教育の場を 提供する。また、キッズピアおお がき・南部子育て支援センターの ほか、保育園、幼保園、認定こど も園内に地域子育て支援センター を開設・運営し、未就学児の遊び や体験等の場を提供する。	保育課 子育て総 合支援セ ンター									
2	1-1	幼児期までの 子どもの成長 の保障	保育人材の確 保	保育人材の確 保	市内の認可保育施設等で新たに勤 務する保育者への支援体制を充実 し、保育者の確保を図る。	保育課									
3	1-1	幼児期までの 子どもの成長 の保障	保育人材の確 保	サポートス タッフの配置	保育者の負担軽減及び保育の質向 上のため、保育園、幼稚園、認定 こども園に清掃、給食配膳、寝具 の準備等の保育に係る周辺業務を 行う人員を配置する。	保育課									
4	1-1	幼児期までの 子どもの成長 の保障	個別指導対応 園の充実	個別指導対応 園の充実	発達等の支援が必要な子どもの保 育に対応するため、保育者の確 保、育成を行い、個別指導の実施 園の拡充を図る。	保育課									
5	1-1	幼児期までの 子どもの成長 の保障	ひまわり学園 の機能拡充の 検討	ひまわり学園 の機能拡充	障害児支援の中核的役割を担うた め、ひまわり学園の機能拡充とし て、児童発達支援センター化を図 る。	子育て支 援課									
6	1-1 2-5	幼児期までの 子どもの成長 の保障 子育て支援の 充実	地域子育て相 談機関の整備	地域子育て相 談機関の整備	子育て世代や子どもが身近に相談 できるよう、地域子育て支援セン ターに地域子育て相談機関を設置 し、子育てに関する相談に応じ、 必要な助言を行う。	子育て支 援課 子育て総 合支援セ ンター									
7	1-1	小中学校にお ける学び・育 ちの充実	主体的・対話 的で深い学び を実現するた めの指導の充 実	主体的・対話 的で深い学び を実現するた めの指導の充 実	子ども同士や地域の方々を含む多 様な他者と互いに協力したり、意 見を伝え合い、議論したりするこ とができるよう、指導方法の改善 を推進する。	学校教育 課									
8	1-1	小中学校にお ける学び・育 ちの充実	教職員の働き やすい環境づ くりの推進	教職員の働き やすい環境づ くりの推進	教員が本来の業務に専門性を発揮 できるよう、教科指導以外の用務 をサポートするスクールサポート スタッフを配置するとともに、デ ジタル採点システムなど、働きや すい環境づくりを行う。	学校教育 課									
9	1-1	小中学校にお ける学び・育 ちの充実	地域と学校の 協働活動の推 進	地域と学校の 協働活動の推 進	地域全体で子どもの学びや成長を 支えていけるよう、校区ごとの 「学校支援ボランティア事業」の 定着を図り、学校支援コーデ ィネーターを中心に、地域学校協働 活動を推進する。	社会教育 スポーツ 課									
10	1-1	発達支援体制 の充実	発達支援体制 の充実	発達支援体制 の充実	支援が必要な児童の成長記録等を まとめたプロフィールブック「大 垣市スマイルブック」の作成・活 用を推進するとともに、入学時に 「スマイルブック引き継ぎ会」を 開催して情報共有を図るなど、ラ イフステージを通じて継続的な支 援を提供する。	子育て支 援課									
11	1-2	保健・医療提 供体制、相談 支援体制の充 実	妊活検診費の 助成	妊活検診費の 助成	不妊の早期治療を促進するため、 保険適用外の不妊検査に要する費 用を支援する。	保健セン ター									
12	1-2	保健・医療提 供体制、相談 支援体制の充 実	乳幼児健康診 査の実施	乳幼児健康診 査の実施	子の健康の保持・増進を図るた め、乳幼児健康診査の受診体制を 確保する。	保健セン ター									

通番	基本 施策No.	実施項目	実施内容	計画事業	事業概要	担当課	評価指標	単位	基準値		目標値				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
13	1-3	いじめの防止	生活アンケート、教育相談の実施 学級集団心理調査の活用	生活アンケート、教育相談の実施 学級集団心理調査の活用	生活アンケート、教育相談、集団心理調査（WEBQU）などを活用して、より児童生徒の悩み、困り感を把握し、適切な支援を行う。	学校教育課									
14	1-3	不登校の子どもへの支援	ほほえみ相談員の配置 ほほえみ教室、とまり木教室の運営 インターネット活用による不登校支援 西濃学園との連携	校内教育支援センターの充実 ほほえみ教室、とまり木教室の運営 ほほえみスタディサポート（HSS）、メンタルフレンド（MF）の活用 インターネットによる不登校支援 西濃学園との連携	不登校児童生徒に対して、個の様相に応じて重層的な支援を提供することで、状況の改善を図る。	教育総合研究所									
15	1-4	自殺予防対策の推進	自殺予防対策の周知啓発	相談先の周知	自殺予防週間、強化月間に合わせて、相談先一覧をポスター、チラシにて周知する。また、ホームページに電話やSNSによる相談先の一覧を掲載する。	保健センター									
16	1-4	子どもの安全確保と非行防止	通学路の安全の推進	さわやかみまもりEye活動の推進	地域ボランティアにより地域安全・防犯活動を行うさわやかみまもりEye活動を支援するとともに、児童の通学時等における見守り活動を推進する。	危機管理室									
17	1-5 2-7	児童虐待防止対策の推進 ヤングケアラーへの支援 相談機関の充実・地域連携の強化	子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備	子どもからのSOSや相談を受け止める体制の整備	子どもからのSOSや相談を受け止めて、寄り添いながら支援する体制を確立する。	子育て支援課									
18	1-5	児童虐待防止対策の推進 ヤングケアラーへの支援	子どもへの周知啓発	虐待やヤングケアラーについての周知啓発	児童虐待やヤングケアラーについて周知啓発を行う。	子育て支援課									
19	1-5	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーへの理解の促進	ヤングケアラーへの理解の促進	ヤングケアラーについて、理解の促進を図る。	子育て支援課									
20	2-1	子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成	大垣市子ども未来条例の周知啓発	大垣市子ども未来条例の周知啓発	大垣市子ども未来条例について、広く周知啓発を図る。	子育て支援課									
21	2-1	子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成	子どもや子育てに優しい社会の啓発	子どもや子育てに優しい社会の啓発	子育て支援に係る取組を充実し、子どもや子育てに優しい社会の実現に向けた啓発を行う。	子育て支援課									
22	2-2	子どもの居場所づくりの推進	多様な居場所づくりの推進	多様な居場所づくりの推進	子どもが安心して過ごせる居場所の確保を行う。	子育て支援課									
23	2-2	子どもの居場所づくりの推進	多様な居場所づくりの推進	地域子ども活動支援事業の実施	学校休業日の地域活動として、社会教育施設等で開催する講座に対して補助金を交付し、地域が一体となって子ども達を育てる環境づくりを推進する。	社会教育スポーツ課									
24	2-2	子どもの居場所づくりの推進	子どもの居場所実施団体の支援	子どもの居場所づくり事業の実施	子どもの居場所づくりを実施する団体に対し補助を行う。	子育て支援課									
25	2-2	留守家庭児童教室(放課後児童クラブ)の充実	留守家庭児童教室指導員の確保	留守家庭児童教室指導員の育成	留守家庭児童教室指導員を確保するとともに、指導に必要な知識・技能を習得するための研修を行うなど、指導員の育成を実施する。	社会教育スポーツ課									

通番	基本 施策No.	実施項目	実施内容	計画事業	事業概要	担当課	評価指標	単位	基準値		目標値				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
26	2-3	就労・キャリア形成支援	就職活動段階のマッチング精度の向上	就職活動段階のマッチングの向上	大垣労務推進協会や大垣商工会議所等と連携し、合同企業展や企業見学会等を開催し、地元企業を知る機会を創出するとともに、人材確保や採用ミスマッチの解消に向けた、企業PRやインターンシップ等の充実を図る企業の支援を行う。	商工観光課									
27	2-3	就労・キャリア形成支援	職業相談、キャリア相談の実施	職業相談、キャリア相談の実施	大垣雇用・就労支援センターにおいて、職業相談や生活相談、職業紹介を実施する。	商工観光課									
28	2-3	結婚支援	かがやき婚活事業の実施	かがやき婚活事業の実施	かがやき婚活事業を実施し、結婚したい男女の出会いの場を提供する。	市民活動推進課									
29	2-3	結婚支援	結婚相談の実施	結婚相談の実施	結婚相談を実施し、結婚したい男女の出会いの場を提供する。	男女共同参画推進室									
30	2-4 1-2	経済的負担の軽減 保健・医療提供体制、相談支援体制の充実	子ども医療費の助成	子ども医療費の助成	高校生世代までの子どもの入院・外来にかかる医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	国保医療課									
31	2-4	経済的負担の軽減	出産祝金の支給	出産祝金の支給	第三子以降の出生に対し出産祝金を支給し、子育て家庭の生活の安定を図る。	子育て支援課									
32	2-5	子育て支援の充実	親子バス利用支援事業の実施	親子お出かけバスチケットの交付	子育て家庭や妊婦が気軽に外出できる環境をつくる。	子育て支援課									
33	2-5	子育て支援の充実	エンゼルサポーター事業の実施	エンゼルサポーター事業の実施	病気や妊娠中の体調不良等により、家事や育児を行うことが困難な家庭を支援するため、身の周りの世話や育児などを援助するエンゼルサポーター事業を実施する。	子育て支援課									
34	2-5	子育て支援の充実	家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施	家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の実施	育児に不安がある家庭を訪問し、悩みの傾聴や育児支援を行うホームスタート事業を実施し、乳幼児を養育する母親の育児不安や孤立感の軽減を図る。	子育て支援課									
35	2-5	子育て支援の充実	オンライン相談等相談体制の充実	子育てに関する相談内容に対応する体制の充実	相談方法のツールとして、オンライン相談の選択肢を確保し、周知に努める。また、親のニーズに沿った情報発信を継続するため、SNS等ツールの活用について検討する。	保健センター 子育て総合支援センター									
36	2-5	家庭教育支援の充実	保護者への家庭教育の相談・研修の実施	家庭教育相談の開催	社会教育スポーツ課やおしゃべりサロンにおいて家庭教育相談窓口を開催し、相談員による小中学校の子どもを持つ保護者の育児不安の解消を図る。	社会教育スポーツ課									
37	2-5	家庭教育支援の充実	家庭教育支援員の養成	家庭教育支援スタッフの養成	おしゃべりサロンでの相談活動や家庭教育学級での訪問活動等を行う家庭教育支援スタッフを育成する。	社会教育スポーツ課									
38	2-6	共育での推進	男性の家事・育児参加の促進	男性の家事・育児への参画の推進	男性の家事・育児参画に関する啓発を行い、家事シェア、男性の家事・育児参加を促進する講座等を実施する。	男女共同参画推進室									
39	2-6	共育での推進	男性の家事・育児参加の促進	もうすぐパパママ教室等への父親の参加促進	もうすぐパパママ教室など、妊娠・出産や育児に関する正しい知識を学ぶ講座・教室への父親の参加を促進する。	保健センター									
40	2-6	共育での推進	男性の育児休業取得など子育てしやすい労働環境の整備	企業に対する男性の育児休業の促進	国や県等の関係機関と連携して、企業に対する育児休業制度の周知や男性の育児休業促進に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進室									

通番	基本 施策No.	実施項目	実施内容	計画事業	事業概要	担当課	評価指標	単位	基準値		目標値				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
41	2-6	共育での推進	地域全体で子育てを行う意識啓発	地域のおじさん・おばさん運動の推進	地域のおじさん・おばさん運動の活動内容を周知するとともに、登録の啓発を図る。	社会教育 スポーツ課									
42	2-7	就労・教育支援等の推進	学習支援	子どもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮世帯の小学生から高校生までを対象に学習支援教室の開催及び進路相談を実施する。	社会福祉課									
43	2-7	就労・教育支援等の推進	ひとり親家庭等への自立支援	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の安定した生活に寄与する資格取得を推進するため、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金や自立支援教育訓練給付金を支給する。	子育て支援課									
44	2-7	就労・教育支援等の推進	養育費の確保支援	養育費の確保支援	養育費について取決めをした公正証書や調停調書等の作成経費を対象に補助金を交付することで、ひとり親世帯の生活安定と自立を支援する。	子育て支援課									
45	3-1	子どもの権利に関する周知啓発	子どもの権利に関する正しい理解の促進	子どもの権利の啓発	子どもの権利に関する正しい理解促進のための啓発を行う。	子育て支援課									
46	3-1	子どもの意見の反映	こどもまんなか意見交換会等の開催	こどもまんなか意見交換会等の実施	子どもモニター登録制度を導入し、子どもを対象とした意見交換会やアンケート等を実施する。	子育て支援課									
47	3-2 1-1	多様な遊びや体験活動等の推進	職業体験イベント等体験機会の創出	子どもの職業・社会学習体験機会の創出	子ども達が楽しみながら社会について学ぶことができるよう、市内事業者の職業体験ができる機会を創出する。	子育て支援課									
48	3-2	多様な遊びや体験活動等の推進	職業体験イベント等体験機会の創出	情報工房デジタルひろばの開放	情報工房デジタルひろばを開放し、デジタルに様々な形で気軽に触れ楽しめる場を提供する。	情報企画課									
49	3-2	多様な遊びや体験活動等の推進	職業体験イベント等体験機会の創出	ものづくり体験講座の開催	小学生親子、中学生等を対象に、ものづくり体験講座を開催し、ロボットの製作やプログラミング技術を学ぶ機会を提供する。	産業振興室									
50	3-2	多様な遊びや体験活動等の推進	読書活動の推進	読書活動推進事業の実施	乳幼児向けのおはなし会「おひぎでだっこ」の開催など、読書活動の推進を図る。	図書館									
51	3-2	子どもが活躍できる機会の創出	生涯学習機会の充実	スイトピア子どもクラブ事業の実施	小学生を対象に、科学の工作や実験、自然観察などの楽しさを学ぶ、スイトピア子どもクラブを開催する。	社会教育 スポーツ課									
52	3-3	子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	子育て支援人材の確保・育成	子育てサロンを支える人材の育成	子育てコーディネーターや子育てコンサルタントの活動内容を周知し、広く募集するとともに、子育てサロンの運営に必要な知識・技能の向上を図るための研修を行うなど、人材の確保・育成を推進する。	子育て総合支援センター									
53	3-3	子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	子育て支援人材の確保・育成	ファミリーサポートを支える人材の育成	ファミリーサポートセンターによる相互援助活動を支えるサポート会員の活動内容を周知し、広く募集するとともに、ファミリーサポート活動に必要な知識・技能の向上を図るための研修を行うなど、人材の確保・育成を推進する。	子育て支援課									
54	3-3	子どもや子育て世帯に関わる人材の確保・育成	ボランティア等への支援	ボランティアへの支援	社会福祉協議会への支援を通じ、市民活動やボランティア活動を支援する。また、地域のニーズや時代の流れに合わせて、子どもから大人まで幅広い世代の方々が福祉・ボランティアに興味を持ち楽しむことができるよう、各種講座を開催し、ボランティアの確保と人材育成を行う。	社会福祉課									

通番	基本 施策No.	実施項目	実施内容	計画事業	事業概要	担当課	評価指標	単位	基準値		目標値				
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
55	3-3	必要な支援を届けるための情報発信	転入者への情報提供の充実 子育て支援情報の積極的な発信	子育て支援情報の提供	インターネットや冊子等の媒体を活用して子育て支援情報を提供するとともに、プッシュ型通知も実施する。また、妊娠周期や子どもの月齢に合わせた「子育て応援メール」を送信するなど、情報を入手しやすい環境を整備する。	保健センター 子育て総合支援センター									
56	3-3	必要な支援を届けるための情報発信	オンライン手続きの充実	オンライン手続きの充実	各種申請手続きや相談申し込み予約など、オンライン化による利便性の向上を図る。	子育て支援課 子育て総合支援センター									

大垣市の子どもの居場所の考え方について（案）

子どもの基本的な居場所は家庭です。学校や園、その他様々な場所も子どもの居場所になっています。しかし、その居場所が十分であるとは言えない状況にあるため、今、改めて求められている子どもの居場所について、本市の考え方をまとめました。

1 居場所の必要性

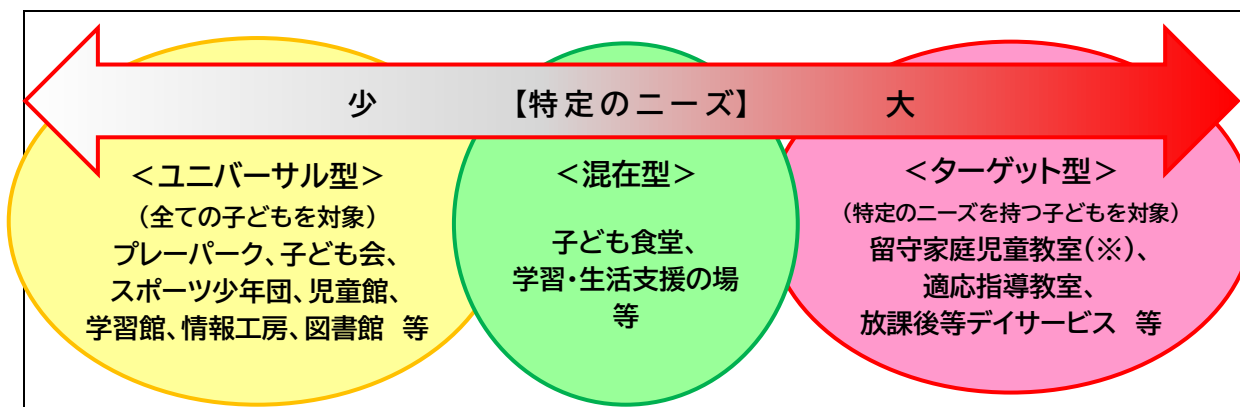
こども家庭庁が示した「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）」では、子どもは、家庭を基盤とし、学校や地域などの様々な場所で、様々な人と関わりながら成長していく存在であるとされています。また、地域のつながりの希薄化や少子化により、子どもたちが、地域のコミュニティで育つことが困難になっており、子どもたちを含んだ地域交流の場を新たに作り出そうとする営みが必要であるとされています。

加えて、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く課題が複雑かつ複合化しています。さらに、子育て等の価値観が多様化する中、今までの枠組みでは十分に拾い切れないニーズが生まれています。そうしたニーズに対応するため、子どもの声や意見を聴きながら、新たな「居場所づくり」が必要であるとされています。

2 居場所の分類

居場所には様々なものがあり、様々な分類ができます。国の調査研究や指針にあるように、特定ニーズへの対応といった面からみると、「ユニバーサル型」、「混在型」及び「ターゲット型」として整理できます（図1参照）。「ターゲット型」は、個別ニーズに対応したきめ細やかな支援の提供機能が中心となり、行政で対応する部分が多い型です。「ユニバーサル型」は、子ども・若者同士や地域住民間の交流、つながりの提供機能が中心であり、主に自治会等の地域団体が担ってきた型です。

【図1 ニーズからみた居場所の分類】



（※）：性格的にはターゲット型。利用割合からみるとユニバーサル型。

3 本市の居場所の現状

本市においては、スイトピアセンターや情報工房、大垣公園等の拠点的な施設において、様々な体験や学習、遊びの機会を提供しています。その他、各校区に整備した地区センター等においても、地域活動や学習活動など、子どもを交えた活動を展開しています。

また、子ども食堂などの活動も活発に行われています。

【表1 大垣市の主な居場所】

区分	主な居場所
1 集う者あるいは利用する者が予め限定される居場所	
(1) 主に行政サービスとしての活動や場所	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校、保育園 ② 留守家庭児童教室 ③ 子育て短期支援、一時預かり、ファミリーサポート ④ 放課後等デイサービス ⑤ 児童発達支援、日中一時支援 ⑥ 適応指導教室（ほほえみ教室、とまり木教室） ⑦ 児童館、江東地区センターこどもの城 ⑧ 地域子育て支援センター ⑨ スイトピアこどもクラブ など
(2) 主に民間や地域等の活動や場所	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭 ② 地域子ども活動支援事業 ③ 地域家庭学習支援・子ども会 ④ 学習塾・各種教室 ⑤ 少年団・スポーツクラブ など
2 集う者あるいは利用する者が限定されず、自由に利用できる居場所	
(1) 子どもたちの育ち合いや大人とのふれあい、遊びや学びの活動や場所	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童遊園地（自治会等が提供し、市に登録されているもの） ② 公園・緑地 ③ スイトピアセンター（図書館、水のパビリオン、こどもサイエンスプラザ等）、情報工房（デジタルひろば）、市民プール、地区センターなどの施設 ④ 子ども食堂などの活動 ⑤ 店舗や事務所等を利用した居場所 など

4 本市の子どもたちのニーズ

本市が令和5年9月から10月にかけて実施した「こどもの居場所アンケート」によると、家や学校以外の居場所の有無等については、次のような状況（中学生）が明らかになりました。

ある	ない	考えた事がない・分からない
605人 (45.2%)	191人 (14.3%)	541人 (40.5%)

○居場所が「ない」と回答した生徒191人のうち、

- ・149人 (78.0%) は「要らない」としており、その理由は、135人 (70.7%) が「家や学校に居たいから特に必要ない」としている。
- ・居場所が「欲しい」と回答したのは、42人 (22.0%)。全体としては、1,337人中42人 (3.1%) である。

○居場所があると回答した生徒の主な居場所は、

- ・祖父母や親せき、友達の家329件 (23.5%)、
- ・部活や習い事、塾 257件 (18.4%) 等のほか、オンライン空間と回答した生徒もいる。

「居場所がある」あるいは家や学校に居たいなどの理由から「居場所は要らない」という回答も多く、生徒たちは自分なりの居場所を有している状況にあるが、現在居場所を有している生徒や居場所がなくて欲しいという生徒なども含め、意向としては、620人 (46.5%) の生徒が居場所は欲しいと回答しており、居場所を求めている子どもが自分に合った居場所を見つけることができるよう、多様な居場所づくりが必要であると思われまます。(※アンケート調査結果の概要は別添資料参照)

5 本市が目指す子どもの居場所

(1) 定義

子どもたちにとっての居場所は、物理的な場所だけではなく、遊びや体験活動、自由な空間や時間、オンライン上の空間など多種多様であり、子どもたちが過ごす場所・時間・人との関係性の全てが居場所となり得ます。どこを、何を居場所と感じるかは、子どもたち本人が決めることであるなど、居場所は「主観的」、「流動的」であり、大人が考えるものと異なることもあります。

そうしたことを理解しながら、子どもたちの「行きたい」、「居たい」、「やってみたい」という主体性を尊重し、心のよりどころとなる居場所、さらには、子どもをまんやかにし、地域の人たちが集える「居場所づくり」が求められていることなどを踏まえ、子どもの居場所（営利目的で行われる活動等は除く）を、子どもたちが、家庭や学校とは異なる人間関係や環境の中で、安心して安全に、仲間たちと一緒に学んだり遊んだりできる、あるいは、一人で自由に時間を過ごすことができるなど、子どもたちが主体的に過ごすことができる場 と定義します。

(2) 対象

子どもの居場所は、発達過程にある子ども全般を対象とし、主として小中学生を想定しますが、子どもの居場所は、子どもをまんなかに捉えつつ、子どもたちが、家庭や学校とは異なる人間関係や環境の中で過ごす場であることから、子どもや居場所の運営者だけでなく、広く地域の人たちをも対象とすることを目指します。

※「こども」とは、こども基本法において、心身の発達の過程にある者と定義。

児童福祉法においては、「児童」を満18歳に満たない者と定義

(3) 居場所の機能とエリア等

居場所は、子どもたちが集い、積極的に活動を楽しむ居場所もあれば、大人たちの緩やかな見守りの中、ゆったりとのんびりと過ごす居場所もあります。何処を居場所と考え、そこをどのように捉えるかは子どもたちなので、施設ごとの区分は行いませんが、本市では、エリアと機能の2つの視点で居場所を整理します。

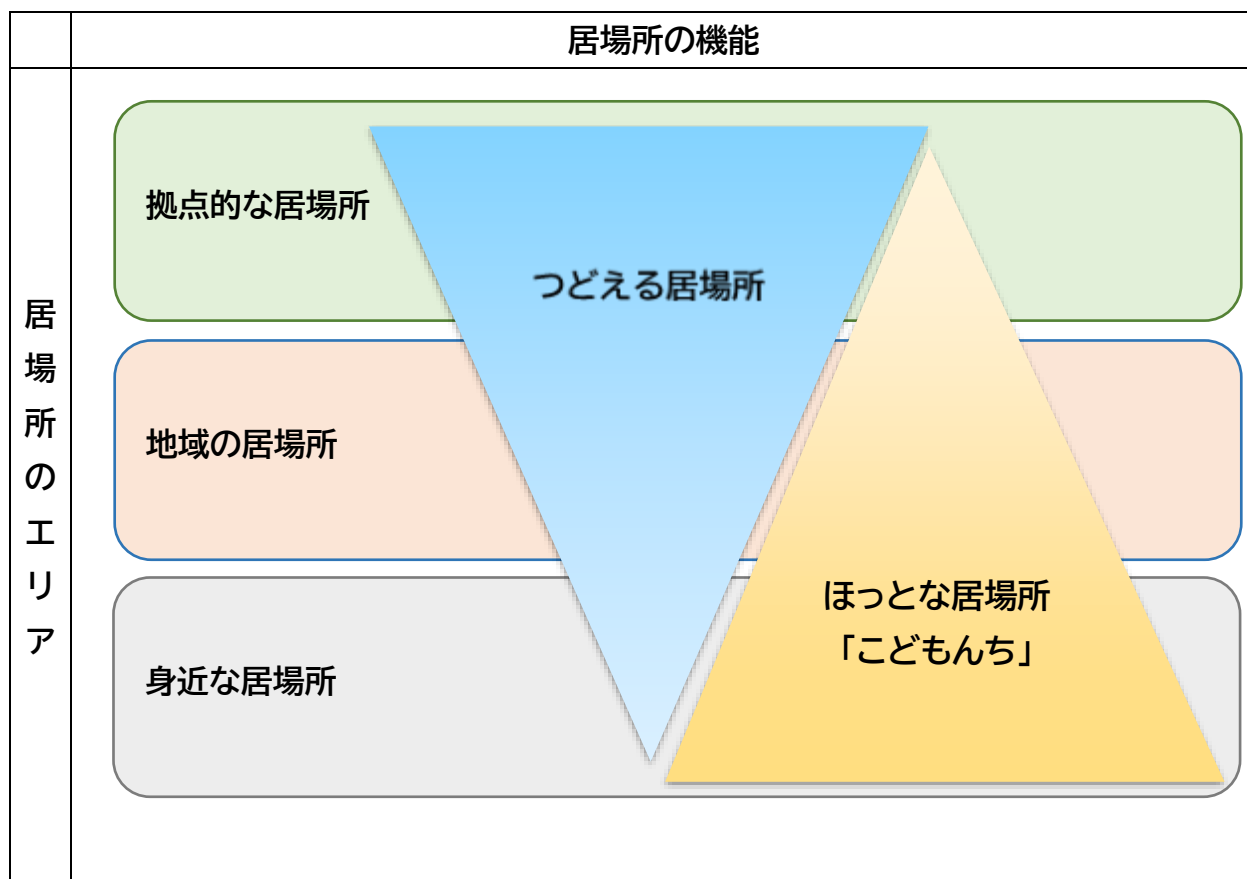
先ず、居場所となる施設の性格等を踏まえ、エリアの視点から、次の3つに分類しました。

- ① **拠点的な居場所** 市の拠点的な施設における居場所
- ② **地域の居場所** 子どもたちが自転車等で行くことができる校区内の居場所
- ③ **身近な居場所** 子どもたちが歩いて行くことができる居場所

さらに、機能の視点から次の2つに分類しました。

- ① **つどえる居場所** 子どもや地域の人たちが集い、活動する居場所で、主として市民団体や地域団体等が、体験学習、講座、教室や子ども食堂等を展開する居場所をイメージします。
- ② **ほっとな居場所** 子どもたちが、大人たちの緩やかな見守りの中、自由に、ゆったりと過ごせる居場所をイメージします。
なお、この「ほっとな居場所」については、愛称を「こどもんち」と定め、運用しています。

【図2 居場所の機能とエリア】



6 今後の展開

子どもの居場所は、子どもたちの「行きたい」、「居たい」、「やってみたい」場所であることが必要ですが、子どもの思いは同じではありません。子どもたちの声や意見を聴き、子どもたちと一緒に居場所づくりに取り組めばよいと考えています。

(1) 拠点的な居場所

主には「つどえる居場所」をイメージし、市の拠点的な施設等を活用し、現在の利用状況等を踏まえ、児童館のような機能を含んだ居場所の提供を図ります。

(2) 地域の居場所

各校区に設置された地区センターについては、子ども食堂を含め、子どもに係る事業等も行われていますが、地域等における各団体の活動なども積極的に行われています。そうした地域の既存事業の中に、子どもたちが参加することにより、事業や活動が活性化するとともに、子どもたちの居場所づくりにつながるような取組を促進します。

(3) 身近な居場所

主には「ほっとな居場所」をイメージし、子どもたちが、場面切り替えをしたり、楽しんだり、ほっとすることができる最も身近な居場所として、賛同者を募りながら新たな居場所づくりを進めます。

(4) 民間団体等の支援

民間団体等で運営される子ども食堂や居場所活動等に対して補助するとともに、関係機関と連携し支援機能の強化等を図ります。

(5) 既存の居場所の拡充

多くの子どもたちの居場所となっている学校や園の充実のほか、留守家庭児童教室の拡充、学校施設の更なる活用、学習や体験機会の提供、子どもの居場所になる公園や施設の整備等により、多面的な居場所づくりに努めます。

参考資料 1 : 検討経過等

1 意向調査等

(1) こどもの居場所アンケートの実施

- ① 調査対象 小学3～6年生及び中学生（小学校・中学校各5校）
- ② 調査期間 令和5年9月19日～10月6日
- ③ 調査方法 学校で使用しているタブレットからGoogleフォームを利用して回答
※小学生を中心に、先生が意味等を解説しながら回答をサポート
- ④ 回答状況

区分		対象者	回答者	回答率
小学生	3～4年生	696人	646人	92.8%
	5～6年生	801人	723人	90.3%
中学生	1～3年生	1,676人	1,337人	79.8%
計		3,173人	2,706人	85.3%

(2) 子育て支援に関するアンケートの実施（こどもの居場所に関する設問あり）

- ① 調査対象 16歳以上（高校生世代含む）
- ② 調査期間 令和6年1月29日～2月13日
- ③ 調査方法 郵送。子育て支援施策の満足度・重要度についてもあわせて調査。
- ④ 回答状況 配布800通 回答数282通

2 こどもの居場所づくり実施団体との意見交換会・ヒアリング

(1) 子ども食堂運営団体

- ① 意見交換会 第1回 令和5年5月16日（火）7団体参加/7団体
第2回 令和5年6月29日（木）6団体参加/7団体
- ② 個別ヒアリング 令和5年11月20日（月）～令和5年12月1日（金）11団体/11団体

(2) 居場所づくりモデル事業実施団体

- ① 個別ヒアリング 令和5年12月20日（水）～令和6年1月12日（金）8団体/11団体

(3) 子ども食堂運営団体・居場所づくりモデル事業実施団体

- ① 情報交換会 第1回 令和6年5月16日（木）10団体参加/20団体
第2回 令和6年10月10日（木）10団体参加/26団体

3 大垣市こどもの居場所づくり懇談会

開催日等	議題
令和5年度 第1回 6月2日（金）	<ul style="list-style-type: none"> こどもの居場所づくりに向けた現況報告について こどもの居場所の検討に向けた意見等について 懇談会の進め方の検討について
第2回 7月21日（金）	<ul style="list-style-type: none"> こどもの居場所づくりの取り組み状況について 学校施設を活用した居場所づくりについて 地区センターを活用した居場所づくりについて こどもの居場所アンケート調査（案）について
第3回 10月31日（火）	<ul style="list-style-type: none"> こどもの居場所づくりモデル事業補助金の申請状況について こどもの居場所アンケート調査の報告について こどもの居場所の整理について
第4回 12月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 大垣市のこどもの居場所について 子ども食堂運営団体への個別ヒアリングについて
第5回 2月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 大垣市のこどもの居場所の考え方（案）について こどもの居場所づくり実施団体へのヒアリング総括について 次年度モデル事業（案）について
令和6年度 第1回 4月30日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の検討経過について 令和6年度こどもの居場所づくりモデル事業（案）について 令和6年度の主な取り組みについて
第2回 8月21日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 居場所活動における実施マニュアル（案）について こどもの居場所づくり補助制度（案）について 大垣市のこどもの居場所の考え方について（最終報告素案）
第3回 1月28日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 大垣市のこどもの居場所の考え方について（最終報告素案） こどもの居場所活動における実施マニュアル（案）について こどもの居場所づくり補助制度（案）について

4 庁内検討会議

- ・ 令和5年度 第1回 令和5年 5月18日（木）
- ・ 第2回 令和5年 7月 7日（金）
- ・ 第3回 令和5年11月22日（水）
- ・ 第4回 令和6年 2月 6日（火）
- ・ 令和6年度 第1回 令和6年 4月19日（金）
- ・ 第2回 令和6年 8月14日（水）
- ・ 第3回 令和7年 1月21日（火）

5 子育て支援会議

- ・ 令和5年度 第3回 令和6年2月27日（火）
「大垣市のこどもの居場所の考え方について（案）」について協議
- ・ 令和6年度 第6回 令和7年2月10日（月）
「大垣市のこどもの居場所の考え方について（案）」について協議

参考資料2：アンケート調査の概要

■こどもの居場所アンケート（学校依頼。令和5年9月19日～10月6日実施）抜粋

1 【現状】家や学校以外に居場所はあるか？

<中学生>（回答者数1,337人）

ある	ない	考えた事がない・分からない
605人 (45.2%)	191人 (14.3%)	541人 (40.5%)

- ・「ある」の主な居場所：祖父母や親せき・友達の家 329件 (23.5%)
部活・習い事・塾 257件 (18.4%)

▽居場所は「ない」と回答した場合、居場所は欲しいか？（回答者数191人）

はい	いいえ
42人 (22.0%)	149人 (78.0%)

- ・「いいえ」の主な理由：家や学校に居たいから特に必要ない135人 (70.7%)

2 【意向】家や学校以外に居場所が欲しいか？

<中学生>

欲しい	欲しいと思わない
620人 (46.5%)	712人 (53.5%)

<小学5～6年生>

欲しい	欲しいと思わない	考えた事がない・分からない
204人 (30.9%)	78人 (11.8%)	378人 (57.3%)

▽「欲しい」と答えた場合、(1)それはどこで、(2)どんなことをしている場所か？

<中学生>（※複数回答）

- (1) ①友達の家 270件 (26.7%)
②習い事・クラブ活動 190件 (18.8%)
③公園 178件 (17.6%)
④放課後の学校 144件 (14.2%)
⑤図書館 137件 (13.5%)
- (2) ①何をすると決められずのんびりと過ごす 342件 (30.7%)
②公園や自然の中で遊ぶ 249件 (22.3%)
③ものづくりや音楽、科学、スポーツなどの講座 181件 (16.2%)
④学習支援・子ども食堂 177件 (15.9%)
⑤悩みごとの相談にのってもらえたりサポートしてくれる 75件 (6.7%)

<小学5～6年生>（※複数回答）

- (1) ①祖父母の家 71件 (24.7%)
②公園 56件 (19.4%)
③分からない 44件 (15.3%)
④放課後の学校 39件 (13.5%)
⑤その他 32件 (11.1%)

- (2) ①行きたい時に自由に行ける 101件 (20.0%)
 ②友達と一緒に過ごせる 101件 (20.0%)
 ③ご飯やおやつを食べることができる 78件 (15.5%)
 ④悩み事や相談にのってもらえる 71件 (14.1%)
 ⑤一人で過ごせたり何もせずのんびりできる 70件 (13.9%)

■「子育て支援に関するアンケート」と「こどもの居場所アンケート」の比較

(※子育て支援に関するアンケートは16歳以上を対象に、令和6年1月29日～2月13日実施)

1 どこが居場所としてよいか？

<中学生>

区分	1位	2位	3位
子ども	友達の家 26.7%	習い事・クラブ活動 18.8%	公園 17.6%
保護者	習い事・クラブ活動 22.6%	放課後の学校 19.4%	公園／地区センター ／図書館 12.9%

<小学5～6年生>

区分	1位	2位	3位
子ども	祖父母等の家 24.7%	公園 19.4%	放課後の学校 13.5%
保護者	公園 25.7%	放課後の学校 20.0%	祖父母等の家 17.1%

2 どのような活動をしている場所が居場所としてよいか？

<中学生>

区分	1位	2位	3位
子ども	何をすると決められず のんびり静かに過ごせ る場所 30.7%	公園や自然の中で遊べ る場所 22.3%	ものづくりや音楽、科 学、スポーツ講座等を やっている場所 16.2%
保護者	何をすると決められず のんびり静かに過ごせ る場所 22.9%	無料で勉強をみたり、 無料・安価で食事等が できる場所 20.0%	ものづくりや音楽、科 学、スポーツ講座等を やっている場所 17.1%

3 どのように過ごせる居場所が良いか？<中学生>

区分	1位	2位	3位
子ども	いつでも行きたい 時に行ける 14.4%	好きなことをして 自由に過ごせる 10.6%	お金をかけずに過ごせる 10.5%
保護者	いつでも行きたい 時に行ける 14.3%	子どもが安心して 過ごせる 11.7%	お金をかけずに過ごせる／ 家や学校から近くて行きやす い／いろんな人と出会えたり 友達と一緒に過ごせる場所 10.4%